平成20年5月16日山口県報号外別冊

平成19年度

包括外部監査結果報告書

山口県包括外部監査人 森 永 敏 夫

目 次

第 1	:	外部監																								
	1	外部	監査	0	種類																				•	1
	2	選定	した	特.	定の	事件	‡ ((テ	_	マ)												. 			1
	3		の事																							1
	4	外部	監査	0	実施	者·									• •								. 			2
	5		監査																							2
	6		監査				-																			
	7	利害	関係												• •								, 		•	3
第 2	:	外部監																								
	1		施設																							
	2		自治																							
	3		県の																							
	4		管理																							
	5	指定	管理	者	制度	の道	11月	に	関	す	る	基	本	的	な	考.	えフ	厅			• •		· • •	• •	1	0
	6	直営	施設	: と	指定	管理	₹ 者	制	度	導	入	施	設	0)	監	查	対	象の) 差	皇異	に	つ	ſ,.	て	1	6
第 3	:	外部監																							1	
	1		書作																						1	
	2		結果																						1	7
		1) 総																							1	7
	(2) 直	営施	設	• • •		• •		• •	• •	• •		• •	• •	• •		• •	• •		• • •	• •		· • •	• •	1	7
		<u></u>	主般																							
		ア	直営																							
		1	直営			_	里の	あ	り	方	0)	指	摘	事	項	及	びぇ	急見	1.		• •		· • •	• •	1	8
			営の																							
			ЩП																						2	
		イ	山口																						2	
		ウ	Щ П																							2
		工	Щ П																						2	4
		オ	ЩΠ																						2	6
		力	ЩП																						2	7
		キ	ЩП																						2	9
		ク	ЩΠ																						3	0
		ケ	ЩΠ																						3	
		コ	ЩП	県	動物	愛詢	隻セ	ン	タ	_													. 		3	2
		サ	μп	県	精神	保係	建福	祉	セ	ン	タ	_													3	4

シ	山口県教育研修所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 5
ス	山口県交通安全学習館 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3 7
セ	山口県立室積公園 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3 8
ソ	山口県若者就職支援センター・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 9
タ	山口県少年消防クラブ会館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 1
チ	山口県男女共同参画相談センター・・・・・・・・・・・・・・・	4 2
ツ	山口県十種ヶ峰青少年野外活動センター・・・・・・・・・・・・	4 4
テ	山口県公営企業 工業用水道事業・・・・・・・・・・・・・・・	4 6
1	山口県立総合医療センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 9
ナ	山口県立こころの医療センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 1
(3)	指定管理者制度導入施設 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5 3
	全般	
ア	 山口県の指定管理者制度の導入状況の検証 · · · · · · · · · ·	5 3
イ	指定管理者制度の導入効果の検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 6
ウ	指定管理者制度の管理事務に係る指摘事項及び意見・・・・・・	6 1
エ	指定管理者の管理に係る出納その他の事務の執行に係る	
	指摘事項及び意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 6
	指定管理者制度導入各施設	
ア	山口県みほり学園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 9
イ	山口県たちばな園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8 5
ウ	山口県華南園 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	9 1
工	山口県華の浦学園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 7
オ	維新百年記念公園1	0 3
カ	柳井ウェルネスパーク・・・・・・・・・・・・・・・ 1	1 0
+	山口県民文化ホールいわくに・・・・・・・・・・・・・ 1	1 5
ク	秋吉台国際芸術村 · · · · · · · · 1	2 2
ケ	山口県民芸術文化ホールながと・・・・・・・・・・・・ 1:	3 0
コ	山口県セミナーパーク・・・・・・・・・・・・・・ 1:	3 7
サ	やまぐち県民活動支援センター・・・・・・・・・・・・ 1 -	4 4
シ	山口県立きらら浜自然観察公園・・・・・・・・・・ 1	5 0
ス	山口県営住宅・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	5 5
セ	周南流域下水道 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6 2
ソ	田布施川流域下水道1	6 8
タ	山口県大島青年の家・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	7 2
チ	山口県光青年の家・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	7 9
ッ	山口県油谷青年の家・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3	8 5
テ	山口県国際総合センター・・・・・・・・・・・・・・ 1 :	9 2
F	21世紀の森施設・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 !	9 9

包括外部監査の結果報告書

第1 外部監査の概要

- 1 外部監査の種類地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査
- 2 選定した特定の事件 (テーマ)
- (1) 監査テーマ

公の施設の管理及び指定管理者制度の運用の状況について

(2) 監査の対象

- ・ 公の施設の管理・運営状況について
- ・ 指定管理者制度の事務の執行及び指定管理者の公の施設の管理に 係る財務事務の執行について
- (3) 監查対象期間

原則として、平成18年度(必要と認めた場合、過年度分を含む)

3 特定の事件 (テーマ) として選定した理由

山口県では、行政改革推進プランや外部委託推進ガイドラインにおいて、「民間でできることは、できる限り民間にゆだねる」ことを基本としており、地方自治法の一部改正(平成 15 年 9 月 2 日施行)により、管理委託制度に替わって指定管理者制度が導入されたことに伴い、すべての公の施設について指定管理者制度導入の可否を検討している。

その結果、平成17年4月から県営住宅に、また、平成18年度からは文化施設、社会教育施設など54の施設に指定管理者制度を導入し、導入していない施設については、平成18年度以降も制度導入について引き続き検討を行っていくこととしている。

公の施設の管理は、山口県が直営で行っている施設もあるが、多くの施設では、施設のサービスを提供する管理者が指定管理者へ移行している。しかも、指定管理者には民間事業者やNPO法人等が新たに参入している施設もある。

このように公の施設の管理者に変化がみられることから、公の施設の管理及び指定管理者制度の運用の状況が、県民サービスの向上や経費の削減を図り適正に行われているか、適法性(合規性)、有効性、経済性、効率性の観点から監査する必要があると判断した。また、山口県が公の施設の管理に指定管理者制度を導入し、1年経過後(県営住宅の一部は2年経過)に監査を行う理由として、監査の結果及び監査意見が今後の公の施設の管理及び指定管理者制度の運用に寄与することができればと考え、平成19年度のテーマとして選定した。

4 外部監査の実施者

5 外部監査の方法

(1)監査の着眼点

ア 直営施設

- ・ 管理主体のあり方について施設の設置目的や業務内容を点検し、 指定管理者制度への移行や制度の適用について検討が行われてい るか。
- ・ 直営を維持する明確な理由が存在するか。
- イ 指定管理者制度導入施設
 - ・ 指定管理者制度の導入及び募集・選定から指定に至る事務手続は 関係法令等に従って適切に行われているか。
 - 指定管理者との協定等の管理事務が関係法令等に従って適切に行われているか。
 - ・ 所管課の指定管理者の管理に係る財務事務の監視・監督・指導(以下「モニタリング」という。)が適切に行われているか。
 - 指定管理者の管理に係る財務事務は関係法令に基づき適切に執行 されているか。

(2) 実施した主な監査手続

ア 直営施設

- ・ (1)アの着眼点を基に所管課にその状況についての聴取及び書類の閲覧
- ・ 必要と認めた施設の視察
- イ 指定管理者制度導入施設
 - ・ (1) イの着眼点を基に所管課にその状況についての質問及び書類の閲覧
 - ・ 往査した施設について、指定管理者の指定の状況質問
 - ・ 管理に係る財務事務の執行について、書類の閲覧・関係帳簿との 照合、担当者への質問及び財産の維持管理状況の視察及び実査
- 6 外部監査の実施期間

平成 19 年 7 月 18 日から平成 20 年 2 月 29 日まで

7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

報告書中の表の金額は、端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

第2 外部監査対象の概要

1 公の施設の意義

県では、公の施設の意義について、地方自治法第 244 条の「普通地方公共団体が住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設ける施設」という規定を基本にしており、次のように捉えている。

- 県民の利用に供するためのもの
- 県民の福祉を増進する目的をもって設置されたもの
- 県が設置したもの
- ・ 物的施設であるもの

上記のうち県民の利用に供するためのものという点については、直接施設を利用するものだけではなく、成果物の普及や研修を通して県民の便益に資するための施設も公の施設と捉えている。

例えば、次の施設も公の施設に含むとしている。

試験研究機関 普及・研修

栽培漁業センター 種苗の提供等

工業用水道 工業用水の提供

人材養成機関 研修等

- 2 地方自治法の一部改正等に対する県の公の施設の管理への対応
- (1) 地方自治法の一部改正等

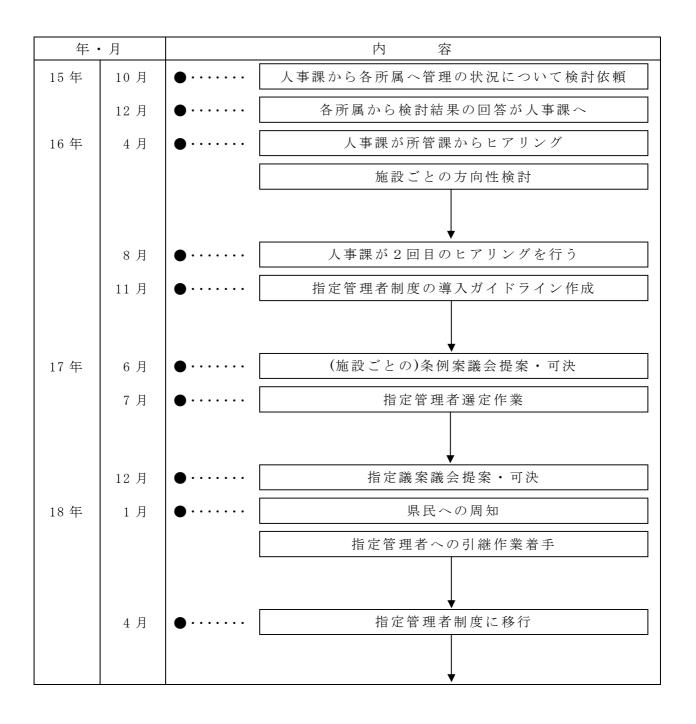
地方自治法の一部を改正する法律(平成 15 年法律第 81 号)は、平成 15 年 6 月 6 日に成立し、同月 13 日に公布、同年 9 月 2 日に施行された。

この法律の成立・公布後、総務省自治行政局長が各都道府県知事宛に通知した「地方自治法の一部を改正する法律」(平成 15 年 7 月 17 日 総行行第 87 号 (以下「総行行第 87 号通知」という。))によれば、公の施設の管理に適正かつ効率的な運営を図ることを目的として、指定管理者制度を導入したものである。また、総務事務次官が各都道府県知事等に通知した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(平成 17 年 3 月 29 日 総行整第 11 号 (以下「総行整第 11 号通知」という。))では、改正前の地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、出資法人等へ管理の委託を行っている公の施設は平成 18 年 9 月 2 日の移行期限までに当該出資法人や民間事業者等を指定管理者にするか県の直営とするか等、管理のあり方を検証し、管理主体の選択をすることが必要になったのである。

その際、施設の設置の必要性を考慮し、存続すべきか廃止すべきかなどの管理のあり方の検討をすべきことも併せて示されている。

(2) 指定管理者制度導入に向けた山口県の公の施設の管理への対応 お定管理者制度の導入に向け、まず公の施設の管理と記の点検。

指定管理者制度の導入に向け、まず公の施設の管理状況の点検が行われている。その後、指定管理者制度の導入に向けて進められた手順は概ね次のとおりである。



3 山口県の公の施設一覧

(1) 直営施設一覧

(H19.4.1 現在)

種類	施設名	設置条例	所管課	備考
1	少年消防クラブ会館	山口県少年消防クラブ会館条例	防災危機管理	VII. 3
	山口きらら博記念公園	山口県立都市公園条例	地域政策	
2	都市公園(亀山)	山口県立都市公園条例	都市計画	
	都市公園(火の山)	山口県立都市公園条例	都市計画	
3	消費生活センター	山口県消費生活センター条例	県民生活	
4	交通安全学習館	山口県交通安全学習館条例	地域安心・安全	(交通企画)
_	美術館	山口県立美術館条例	文化振興	
5	萩美術館・浦上記念館	山口県立美術館条例	文化振興	
6	男女共同参画相談センター	山口県男女共同参画相談センター条例	男女共同参画	
7	動物愛護センター	山口県動物愛護センター条例	生活衛生	
8	室積公園	山口県立室積公園条例	自然保護	
9	環境保健センター	山口県環境保健センター条例	厚政	
10	県立総合医療センター	山口県病院事業の設置等に関する条例	医務保険	
10	県立こころの医療センター	山口県病院事業の設置等に関する条例	医務保険	
11	衛生看護学院	山口県立衛生看護学院等条例	医務保険	
11	萩看護学校	山口県立衛生看護学院等条例	医務保険	
12	精神保健福祉センター	山口県精神保健福祉センター条例	健康増進	
13	知的障害者更生相談所	山口県知的障害者更生相談所条例	障害者支援	
14	身体障害者更生相談所	山口県身体障害者更生相談所条例	障害者支援	
15	身体障害者福祉センター	身体障害者更生援護施設条例	障害者支援	
16	このみ園	児童福祉施設条例	障害者支援	
10	松光園	児童福祉施設条例	障害者支援	
17	点字図書館	身体障害者更生援護施設条例	障害者支援	(社会教育・文化財)
18	産業技術センター	山口県産業技術センター条例	新産業振興	
19	高等産業技術学校(2)	山口県立職業能力開発校条例	労働政策	
20	若者就職支援センター	山口県若者就職支援センター条例	労働政策	
21	農林総合技術センター	山口県農林総合技術センター条例	農林水産政策	
22	農業大学校	山口県立農業大学校条例	農業経営	
23	水産研究センター	山口県水産研究センター条例	水産振興	
24	工業用水道(11)	山口県公営企業の設置等に関する条例	企業局総務課	
25	野外活動センター(十種ヶ峰)	山口県青少年野外活動センター条例	社会教育・文化財	
26	教育研修所	山口県教育研修所条例	教職員	
27	図書館	山口県立図書館条例	社会教育・文化財	
28	博物館	山口県立博物館条例	社会教育・文化財	
29	文書館	山口県文書館条例	社会教育・文化財	
	合 計	2 9種類	46施設	

[※] 漁港、港湾、道路、河川、学校を除く。

(2) 指定管理者制度導入施設一覧

(H19.4.1 現在)

種類	施設名	設置条例	指定管理者	指定期間	所管課	公募・非公募
1	セミナーパーク	山口県セミナーパーク条例	(財)山口県ひとづくり財団	H18. 4. 1~H23. 3. 31	政策企画	②
2	おのだサッカー交流公園	山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例	県立おのだサッカー交流公園運営協会	H18. 7. 22~H23. 3. 31	地域政策	非公募
3	国際総合センター	山口県国際総合センター条例	(財)山口県国際総合センター	H18. 4. 1~H23. 3. 31	国際	②
4	やまぐち県民活動支援センター	山口県県民活動支援センター条例	NP0 法人やまぐち県民ネット21	H18. 4. 1~H23. 3. 31	県民生活	②
5	山口県民文化ホールいわくに	山口県民文化ホール条例	サントリーハ゜フ゛リシティサーヒ゛ス(株)	H18. 4. 1~H23. 3. 31	文化振興	©
6	秋吉台国際芸術村	山口県芸術村条例	(財)山口県文化振興財団	H18. 4. 1~H23. 3. 31	文化振興	
7	山口県民芸術文化ホールながと	山口県民芸術文化ホール条例	(財)長門市文化振興財団	H18. 4. 1~H23. 3. 31	文化振興	便公 身 (長門市公募)
	ビジターセンター(豊田湖)	山口県自然公園施設条例	下関市	H18. 4. 1~H23. 3. 31	自然保護	非公募
8	ビジターセンター(須佐湾)	山口県自然公園施設条例	萩市	H18. 4. 1~H23. 3. 31	自然保護	非公募
0	ビジターセンター(角島)	山口県自然公園施設条例	下関市	H18. 4. 1~H23. 3. 31	自然保護	非公募
	ビジターセンター(秋吉台)	山口県自然公園施設条例	美東町	H18. 4. 1~H23. 3. 31	自然保護	非公募
9	きらら浜自然観察公園	山口県立きらら浜自然観察公園条例	NPO 法人野鳥やまぐち	H18. 4. 1~H23. 3. 31	自然保護	②
10	健康づくりセンター	山口県健康づくりセンター条例	(財)山口県健康福祉財団	H18. 4. 1~H23. 3. 31	健康増進	公募
11	みほり学園	児童福祉施設条例	(福)山口県社会福祉事業団	H18. 4. 1~H23. 3. 31	こども未来	更公募
12	母子福祉センター	山口県母子福祉施設条例	(財)山口県母子寡婦福祉連合会	H18. 4. 1~H23. 3. 31	こども未来	非公募
13	たちばな園	知的障害者援護施設条例	(福)山口県社会福祉事業団	H18. 4. 1~H23. 3. 31	障害者支援	②
14	華南園	身体障害者更生援護施設条例	(福)山口県社会福祉事業団	H18. 4. 1~H23. 3. 31	障害者支援	②夏
14	聴覚障害者情報センター	身体障害者更生援護施設条例	(福)山口県聴覚障害者福祉協会	H18. 4. 1~H23. 3. 31	障害者支援	非公募
15	華の浦学園	児童福祉施設条例	(福)山口県社会福祉事業団	H18. 4. 1~H23. 3. 31	障害者支援	©
16	やまぐちフラワーランド	山口県フラワーランド条例	(財)やない花のまちづくり振興財団	H18. 4. 1~H23. 3. 31	農業振興	公募
17	21世紀の森施設	山口県21世紀の森施設条例	有限中間法人やまぐち里山文化研究所	H18. 4. 1~H23. 3. 31	森林企画	©
18	栽培漁業センター(3)	山口県栽培漁業センター条例	(社)山口県栽培漁業公社	H18. 4. 1~H23. 3. 31	水産振興	非公募
	徳山漁港プレジャボート用浮桟橋等	山口県漁港管理条例	山口県漁業協同組合	H18. 4. 1~H23. 3. 31	漁港漁場整備	公募
19	漁港施設(見島漁港;浮桟橋)	山口県漁港管理条例	萩市	H18. 4. 1~H23. 3. 31	漁港漁場整備	非公募
	(見島漁港;環境整備施設)	山口県漁港管理条例	萩市	H18. 4. 1~H23. 3. 31	漁港漁場整備	非公募
20	松陰記念館	山口県松陰記念館条例	(社)萩物産協会	H18. 4. 1~H23. 3. 31	道路整備	公募
	都市公園(維新)	山口県立都市公園条例		H18. 4. 1~H22. 3. 31		(公園)
	都市公園(江汐)	山口県立都市公園条例		H18. 4. 1~H22. 3. 31		非公募
	都市公園(片添ヶ浜)	山口県立都市公園条例	周防大島町	H18. 4. 1~H22. 3. 31	都市計画	非公募
		山口県立都市公園条例		H18. 4. 1~H22. 3. 31	都市計画	非公募
_			柳井市	H18. 4. 1~H22. 3. 31		更公募
22	流域下水道(周南)		綜合設備管理㈱	H18. 4. 1∼H23. 3. 31		②
	流域下水道(田布施川)		綜合設備管理㈱	H18. 4. 1~H23. 3. 31		©
	港湾施設(徳山下松港;晴海緑地公園)	山口県港湾施設管理条例	周南市	H18. 4. 1~H23. 3. 31		非公募
	港湾施設(徳山下松港;はなぐり緑地)	山口県港湾施設管理条例	周南市	H18. 4. 1∼H23. 3. 31	-	非公募
		山口県港湾施設管理条例	下松市	H18. 4. 1~H23. 3. 31		非公募
	港湾施設(三田尻港;新築地港湾施設)	山口県港湾施設管理条例	防府市	H18. 4. 1~H23. 3. 31		非公募
	港湾施設(岩国港;新港地区緑地)	山口県港湾施設管理条例	岩国市	H18. 4. 1~H23. 3. 31		非公募
	港湾施設(萩港;商港離島ターミナル)	山口県港湾施設管理条例	萩市	H18. 4. 1~H23. 3. 31		非公募
	港湾施設(萩港;潟港港湾施設)	山口県港湾施設管理条例	(株)マリーナ萩	H18. 4. 1~H23. 3. 31		非公募
	港湾施設(萩港; 潟港2号緑地)	山口県港湾施設管理条例	萩市	H18. 4. 1~H23. 3. 31		非公募
	港湾施設(平生港;水揚地区物揚場及びその他施設)	山口県港湾施設管理条例	平生町	H18. 4. 1~H23. 3. 31	港湾	非公募

	港湾施設(徳山下松港;櫛ヶ浜船だまり)	山口県港湾施設管理条例	周南市	H18. 8. 1~H23. 3. 31	港湾	非公募
24	長者ヶ原グリーンスポーツ広場	山口県グリーンスポーツ広場条例	山口市	H18. 4. 1~H23. 3. 31	社会教育・文化財	非公募
	青年の家(大島)	山口県青年の家条例	有限責任中間法人やまぐち青年の家ネット	H18. 4. 1~H23. 3. 31	社会教育・文化財	
25	青年の家(光)	山口県青年の家条例	NPO 法人青少年の健全育成を支援する会	H18. 4. 1~H23. 3. 31	社会教育・文化財	
23	青年の家(油谷)	山口県青年の家条例	(財)山口県ひとづくり財団	H18. 4. 1~H23. 3. 31	社会教育・文化財	
	青年の家(萩)	山口県青年の家条例	有限中間法人やまぐち青年の家ネット	H18. 4. 1~H23. 3. 31	社会教育・文化財	公募
26	少年自然の家(秋吉台)	山口県少年自然の家条例	(財)山口県ひとづくり財団	H18. 4. 1~H23. 3. 31	社会教育・文化財	公募
27	ふれあいパーク	山口県青少年交流施設条例	(財)山口県ひとづくり財団	H18. 4. 1~H23. 3. 31	社会教育・文化財	公募
28	埋蔵文化財センター	山口県埋蔵文化財センター条例	(財)山口県ひとづくり財団	H18. 4. 1~H23. 3. 31	社会教育・文化財	非公募
29	スポーツ交流村	山口県体育施設条例	(財)山口県ひとづくり財団	H18. 4. 1~H22. 3. 31	学校安全•体育	公募
30	県営住宅(121)	山口県営住宅条例	山口県住宅供給公社	H17. 4. 1~H22. 3. 31	住宅	
30	県営住宅(1)	山口県営住宅条例	山口県住宅供給公社	H18. 1. 1~H22. 3. 31	住宅	非公募
	合 計	30種類 176	施設			

公の施設合計(平成19年4月1日現在)

公の施設等:59種類222施設

※ 漁港、港湾、道路、河川、学校を除く。港湾施設については、指定管理 分のみ計上。種類は、設置条例により分類

上記指定管理者制度導入施設一覧の公募・非公募に ○ を付した施設が 平成19年度監査対象とした20の施設である。

選定の基準は、指定管理料の金額の大きい施設を中心に、選定種別(公募・非公募)、施設の種類(文化施設、社会福祉施設、産業基盤施設等)を考慮し選定している。

4 指定管理者制度について

山口県では指定管理者制度導入に際しての基本的な考え方、取組方針、 導入の手続等として平成 16 年 11 月に「指定管理者制度の導入ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を策定し、公表している。そのうち 取組の基本方針等は次のとおりである。

(1)制度導入の趣旨等

地方自治法の一部改正(平成 15 年 9 月 2 日施行)により、管理委託制度に替わって導入された指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上や経費の節減等を促し、その適正かつ効果的な運用を図ることを目的としている。

従来の管理委託制度においては、公の施設の適正な管理の確保のため、 委託先は、市町や外郭団体等公共性のある団体に限定され、また、契約 により業務を委託(委託は使用許可処分はできない)するものとされて いたが、指定管理者制度においては、対象団体に広く民間事業者も含め、 また、行政処分により使用許可処分も含めて委任できるとされたことが 大きな特徴である。

○管理委託制度

- ・市町村や外郭団体等公共性のある団体に委託先を限定
- ・契約により業務を委託(使用許可処分は委託不可)



○指定管理者制度

- ・広く民間事業者も含めた団体を指定
- ・行政処分により業務を委任(使用許可処分も委任可)

(2) 山口県の制度導入の基本的な考え方

山口県では新行政改革指針や外部委託推進ガイドラインにおいて、「民間でできることはできる限り民間にゆだねる」ことを基本としており、この行政改革の取組方針や制度導入の趣旨を生かしながら、次の視点に立って、今後の公の施設の管理について、指定管理者制度の適正かつ積極的な活用を図るものとする。

(導入に当たっての視点)

- ・ 社会経済情勢や県民ニーズの変化などを踏まえ、施設の現状及び今後の運営について点検・見直しを行い、制度の積極的な活用に努めること。
- ・ 施設が提供するサービスの充実や利用率の向上、また、管理コストの削減の視点から、広く民間事業者の参加を促し、民間ノウハウの活用を積極的に進めること。
- ・ 選定に当たっては、透明性・公平性に充分配慮するとともに、施設 の適正利用とこれに対する県民の信頼が十分確保できる仕組みとす ること。
- ア 指定管理者制度導入を検討する対象施設

全ての公の施設(直営施設を含む)について、制度導入の可否について検討した。その結果、平成 18 年度に導入を検討する対象施設は次の 185 施設である。

また、平成 18 年度以降も、制度導入について引き続き検討を行っていくものとする。

現行管理委託施設 31 種類 103 施設 (うち県営住宅 42 施設は平成 17 年度導入) 直営施設 2 種類 80 施設 (うち県営住宅 79 施設は平成 17 年度導入)

新設施設 2種類 2施設

また、制度導入に併せ、次の施設については、あり方等の検討を行うものとする。

・ 民間に類似施設がある等で、設置理由が薄れている施設又は利用 者が著しく減少している施設 施設の譲渡を含めた民営化や、施設の規模縮小・廃止を検討する 利用が特定の住民・団体に集中している施設 施設利用や管理の実態等を踏まえながら、地元市町や関係団体へ の譲渡を検討する

イ 導入に当たっての留意事項

(ア)利用料金制や使用許可の取扱などの対象業務を明確にし、指定管理者が行う業務の具体的範囲を確定すること。

また、この業務の範囲については、公の施設の設置管理条例や、募集要項や指定管理者と締結する協定書に連動するものであることに留意すること。

- (イ) 現在、公の施設の管理受託をしている外郭団体等については、指定管理者制度の導入を契機に、自立化を促進するとともに、指定管理者への応募の可否を含めた団体のあり方について、外郭団体等の所管課において検討を行うこと。
- (ウ) 市町村や関係団体に管理を委託している施設については、設置目的等を踏まえ、当該市町村や関係団体等と十分調整を図ること。

ウ 指定期間

指定期間は、管理業務を開始する日から起算して5年を基準とし、施設の性格や設置目的を勘案して、施設ごとに設定する。

エ 選定の方法

- (ア)公正かつ透明性の確保等、制度の趣旨から、原則公募とする。
- (イ)公募により難い特別の事由があるものについては、指定管理者を 単独で指定することができる。
 - ・ PFI事業により建設及び管理運営するもの (PFI事業の選定時に、事実上、指定管理者となる者が決定 するため)
 - ・ 特定の団体が当該施設に係る総合的、専門的なノウハウ等を有 しており、他者の管理では、施設の目的や適正な運営を確保する ことが著しく困難なもの

5 指定管理者制度の運用に関する基本的な考え方

この指定管理者制度の運用に関する基本的な考え方は、平成 17 年 8 月 25 日付けの人事課、財政課の事務連絡に示されているものであり、各施設においては、この考え方に沿って指定管理者の業務等を踏まえながら適切な対応を図るものとされている。

以下、その概要を記載する。

(1) 指定管理料の精算

指定管理料の額は、指定期間中の総額(上限額)を「包括協定」で定

めるとともに、指定期間中の各年度の額については、指定管理者に各年度ごとの事業計画書、収支計算書等の提出を求め、これらに基づいて所要額を精査の上、当該各年度の予算の範囲内で、指定管理者と「年度協定」を締結して決定する。

このようにして締結された年度の指定管理料は、指定管理者に対し、 収益の拡大やコスト削減に向けた自主的・主体的な取組み(以下「経営 努力」という。)へのインセンティブを確保するため、次の経費に係る 部分を除き、原則として指定管理料の精算は行わない。

《指定管理料の精算を行う経費》

- ・指定管理料に国庫支出金、市町村からの委託料など、精算を必要とする特定財源を 充当している場合における当該充当対象経費
- ・施設の目的外使用に伴い、県が実費相当額を収入している光熱水費
- ・その他県と指定管理者が協議の上、精算することを定めた経費

上記取扱いに伴って指定管理者に利益が生じる場合、下記の取扱いに よる。

- (2) 指定管理者の利益に関する取扱い
 - ア 指定管理者の業務に係る毎年度の損益計算において、指定管理者に 利益が生じた場合は、原則として以下により取り扱うものとする。
 - (ア) 指定管理者が市町村である場合

指定管理者と協議し、次の中から適当な方法で利益を還元させるものとする。

《利益還元の方法》

- ・後年度における欠損金の発生に備えた内部留保(基金の積立等の方法により、業務 の終了又は廃止の時点で残額がある場合は、県へ納付。)
- ・施設利用促進のための事業やサービス向上のための公益事業、施設改善等の実施
- ・当該年度又は当該翌年度における指定管理料の減額
- ・県への納付
- (イ) 指定管理者が民間団体である場合
 - a 指定管理者の経営努力により生じた利益は、指定管理者の利益 とし、当該利益の認定に当たっては、指定管理者が自らその根拠 を示すものとする。
 - b 次の利益は、指定管理者の経営努力により生じた利益としない。

《経営努力により生じた利益としないもの》

- ・指定管理料及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益から生じた利益
- ・指定管理者が本来行うべき業務を行わなかったために管理運営経費が減少し、その 結果生じたと認められる利益
 - c 指定管理者の経営努力により生じた利益であっても、その額が 指定管理者の収益規模や利用者の負担等に照らして、あまりに過

大であると認められる場合は、当該過大な利益について、(ア)の 取扱いに準じ、利益を還元させるものとする。

なお、過大な利益の額は、次の算式によって得られる額を目安 とする。

《過大な利益の額の算出》

(算式) 過大な利益の額 (<0の場合は0) = A - B × 0.2

A:指定管理者の経営努力により生じた利益の総額

B:利用料金の収入総額(光熱水費など実費相当額を徴収する利用料金の収入額を除き、利用料金の単価が条例上の基準額と異なる場合は、基準額で徴収したと仮定して算出した収入額による。)

d 指定管理者の経営努力により生じた利益以外の利益については、 (ア)の取扱いに準じ、これを還元させるものとする。 ただし、本来行うべき業務を行わなかったため費用が減少し、

にたし、本来行うへき業務を行わなかったため質用が減少し、 利益が生じたと認められる場合にあっては、当該年度又は当該翌年度の指定管理料を減額する方法による。

- イ 県は、指定管理者によるサービス提供の実態を定期的に調査し、利益の発生がサービス水準の低下に起因していると認められる場合は、 直ちにその是正を指導するとともに、複数年度にわたり過大な利益が 発生した場合には、指定管理料の積算方法、利用料金の額の妥当性等 を見直すものとする。
- ウ 本取扱は、利用料金制の採用の如何にかかわらず、また、指定管理 料の支払いがない施設についても適用する。

(3) 県と指定管理者のリスク分担

ア 指定管理者との協定においては、協定を締結する時点ではその影響を正確に想定できない不確実性のある事由により、損失の発生する可能性(以下「リスク」という。)について、こうしたリスクの項目、発生原因、リスクが顕在化した場合の対応及び損失の負担等を、県と指定管理者のリスク分担として、できる限り具体的かつ明確に規定しておくものとする。

イ 損失の負担に関する標準的なリスク分担は、別表のとおりとする。 ウの次に別表リスク分担表(標準)を記載している。

各施設ごとのリスク分担は、これを参考に、各施設における指定管理者の業務等に即して、さらに詳細な評価・検討を行い、決定するものとする。

ウ 予め定めたリスク分担に疑義が生じた場合や、想定していないリス クが発生した場合は、県と指定管理者が協議の上、対応を決定するも のとする。

《別 表》

リ ス ク 分 担 表(標準)

		損失の	の負担
項目	内 容 等	県	指 定 管理者
物 価 の 変 動	管理運営費に係る物価水準の上昇		0
金 利 の 変 動	金利の変動に伴う資金調達コストの増加等		0
税制の改正	①施設の設置や管理運営の根幹に影響が及ぶもの	0	
	②施設の管理運営の業務一般に関するもの		0
関連法令の改正	①施設の設置基準・管理基準に関するもの	0	
	②施設の管理運営の業務一般に関するもの		0
施設利用度の低下	施設の利用度が当初の想定を下回ったことによる利用料金		0
16-5 (-5 18) - 18 16	収入の減少(管理運営の中断による場合を除く。)		
施設(設備)の損傷	①不可抗力(県及び指定管理者のいずれの責めにも帰しが	0	(+\(\frac{1}{2}\)
損失には、修繕工	たい暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、		(軽微)
事期間中のサービ	火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象)に よるもの		
ス提供に必要な施	②管理の瑕疵から生ずるもの		0
設の仮設経費等を	③日常的(小規模)修繕で修復できるもの		0
\ 含む。	(①及び②の場合を除く。)		
	④大規模修繕(1件当たりの所要額が100万円以上で、	0	
	かつ日常的修繕枠の2分の1の額を超えるもの)又は改		
	修を要するもの(①及び②の場合を除く。)		
備 品 の 損 傷	①県貸与備品に係る不可抗力又は経年劣化によるもの	0	
	②県貸与備品に係る管理の瑕疵から生ずるもの		0
	③管理運営経費の中で指定管理者が取得した備品に係るも		0
	の(所有は指定管理者に帰属)		
支払の遅延	①県から指定管理者への指定管理料の支払遅延による新た	0	
	な資金調達の発生 		
	②指定管理者から業者への経費の支払遅延による延滞金、		0
	違約金等の発生 の開発性は4.1 のは開発性は2.2 の		
周辺地域・住民及び	①周辺地域との協調に関するもの ②佐部の第四第党は対けて利用者の地域は日本との再盟		0
施設利用者への対応 	②施設の管理運営に対する利用者や地域住民からの要望、		0
	苦情、反対、訴訟への対応に関するもの ③その他	0	
 指定管理者が行う	①指定管理者が付帯的に行う自主事業に起因して施設の管		0
自主事業との関係	理運営に生ずる損失		
	②施設(設備)の損傷、管理運営に係る事故等により指定		0
	管理者が付帯的に行う自主事業に生じる損失		
個人情報の漏洩	①県の指示若しくは指導の不備又は錯誤によるもの	0	
	②指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指定管		0
	理者の職員の不法行為等によるもの		

		損失	の負担
項目	内容等	県	指 定 管理者
管理運営に係る事故	①施設の設置の瑕疵から生ずるもの	0	
損失には、事故の	②施設の管理の瑕疵から生ずるもの		0
発生に伴う施設又	③管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき事由		0
出し、は管理運営の改善	により生ずるもの		
に要する経費等を	(自動車の運行による事故、生産物の瑕疵による事故、		
合む。	利用者からの預かり金品の毀損・紛失等)		
	④その他	0	
第三者への賠償	①施設の設置の瑕疵から生ずる損害に対するもの	0	
指定管理者による	②施設の管理の瑕疵から生ずる損害に対するもの		0
損失の負担は、国	③管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき事由		0
家賠償法の規定に	により生ずる損害に対するもの		
基づき、県が賠償	④県が実施する修繕又は当該修繕の瑕疵から生ずる損害に ************************************	0	
を行い、指定管理	対するもの ⑤指定管理者が実施する修繕又は当該修繕の瑕疵から生ず		0
者に対して求償権	回相に自任有が実施する le 標文は 自該 le 層の 収		
■ を行使する場合を■ 含む。	⑥その他	0	
	© C •>/IE	O	
保険への加入	①施設の設置に関するもの (火災共済保険)	0	
	②施設の管理に関するもの (施設賠償責任保険等)		0
	③管理運営業務に関するもの(利用者に係る保険等)		0
業務内容の変更	①県の事情によるもの	0	
	②指定管理者の事情によるもの		0
管理運営の中断	①不可抗力によるもの	0	
	②保守点検等の回数又はこれに要する期間が当初の想定を	0	
	上回ったことによるもの		
	③サービスの提供に不可欠な人材、原材料等の入手が困難		0
	となったことによるもの		
	④関係法令の変更によるもの	原因。	となった
	⑤施設(設備)の損傷によるもの		目に係る
			ク分担の
要数の約フロルウ は		区分	こよる。
業務の終了又は廃止			0
し そ の 他	①県の責めに帰すべき事由によるもの	0	
	②指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		0

(注)本表は、特に損失の負担という観点から、県と指定管理者との間で明らかにしておくべき 標準的なリスク分担を示したものであること。

従って、各施設ごとのリスク分担については、本表を参考に、各施設における指定管理者の業務等に即して、リスクの内容とその分担を詳細に評価・検討し、必要に応じて適宜項目の取捨選択、追加等を行うこと。

6 直営施設と指定管理者制度導入施設の監査対象の差異について 公の施設のうち直営施設については、県の直営施設の管理のあり方につ いての検討の状況について点検し、出納等の事務は監査の対象にしていない

指定管理者制度導入施設については、県の指定管理者制度の導入手続及 び指定管理者制度の運用の管理事務並びに指定管理者制度導入効果(管理 経費の削減と県民へ提供するサービスの向上)を点検している。また、併 せて指定管理者の管理に係る出納その他の事務の執行状況について点検 している。

第3 外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見

1 報告書作成に係る結果と意見の記載方法

この報告においては、監査結果の報告とこの報告に添えて提出する意見 も含めて記載している。

記載に当たっては、指摘事項と改善すべきと考える意見は、区分し、記載している。

記載の順序は、直営施設と指定管理者導入施設に区別し、それぞれ全般、 各施設の順に記載している。

なお、全般には、直営施設及び指定管理者制度全般に係る事項及び重要 と考える事項について記載している。

2 監査結果及び意見

(1)総合結果

山口県の「ガイドライン」及び「山口県行政改革推進プラン」に示されている「指定管理者制度の活用」の項は、地方自治法改正の趣旨及び「総行行第87号通知」並びに「総行整第11号通知」に沿って作成されている。

また、公の施設の管理及び指定管理者制度の運用の状況は、下記に記載した指摘事項を除き、関係法令等や「ガイドライン」等に準拠しており、概ね適正に処理されていると認められる。

(2) 直営施設

全般

ア 直営施設の管理のあり方の検討の状況

県では、地方自治法が改正・施行された平成 15 年度から公の施設の管理状況について総点検を行い、その後、人事課、所管課等関連する課が協議し、直営を維持するかどうか等管理のあり方の検討を行っている。

その検討の際、判断の指針となったものは、平成 14 年 10 月に県が作成した「外部委託推進ガイドライン」である。その中に、県が専管的に実施しなければならないものとして掲げられているものは次のとおりである。

- 法令の規定等により県が直接実施しなければならないもの。
- ・ 許認可等の公権力の行使に当たるもの。ただし、これに付随する 定型的な事務事業など、公権力の行使に直接関与しない部分につい ては、関係法令に抵触しない範囲で外部委託できないかどうか検討 する余地があること。
- ・ 政策・施策の企画立案・調整・決定など県自ら判断する必要があるもの。
- ・ 公正性や公平性の確保、個人情報保護のため、県自ら実施すべき もの(契約において機密保持等を明記することによりこれらの問題 を回避できる場合を除く。)

これまでの県の管理主体のあり方についての検討の結果、直営施設として維持されているものは、施設の管理業務がほぼ上記に該当するものであり適切であると認められる。

イ 直営施設の管理のあり方の指摘事項及び意見

(ア) 指摘事項

平成 17 年 3 月 29 日付け「総行整第 11 号通知」で、地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化が示されている。

その中の指定管理者制度の活用という箇所で、現在直営で管理しているものを含め、すべての公の施設について、管理のあり方について検証を行い、検証結果を公表することが求められている。

特に公の施設の管理について、管理主体が指定管理者となっていない場合にはその理由等の具体的な状況を公表することとされているが、これまで通知等の趣旨に沿って管理主体のあり方の検討はされているものの、県民に対して十分な公表がなされていないと認められる。

(イ) 意見

a 今後の指定管理者制度導入に向けての取組みについて

「ガイドライン」によれば、平成 18 年度以降も、制度導入について引き続き検討を行っていくものとすることが示されている。

その際には、管理業務の実態分析を進め、県が自ら実施しなくてもよい業務を選別すること、また、その管理運営を担うことができる民間事業者の発掘や経営ノウハウを生かせる状況が存在するかどうかの把握に努め、直営施設に指定管理者制度の導入が可能かどうかの検討を進める必要がある。また、直営施設を維持するとしても、外部委託が可能な業務には外部委託を進め、効率化を図る必要がある。この点は、直営の各施設の箇所に意見として記載している。

なお、工業用水道事業、県立総合医療センター、県立こころの医療センターについては、「山口県行政改革推進プラン」において、地方独立行政法人対象機関一覧に掲げられており、平成 19 年度において管理のあり方の方向性が示されることとされている。

b 利用者が著しく減少している施設等の施設のあり方の検討について 「ガイドライン」によれば、利用者が著しく減少している施設等は、 制度導入に併せて施設のあり方の検討を行うべきことが示されてい る。

監査した状況から、以下の施設については施設のあり方などの検 討が必要である。(詳細については、各直営施設の箇所参照)

山口県松光園

平成 19 年度末で入所者数が 0 人となり、今後も増加する見通しがないため、平成 19 年度末に廃止することが公表されている。この施設の廃止後の利活用については、施設が老朽化している部分があるので、安全面をチェックし、進める必要がある。

山口県このみ園

定員に対する入所率が低い状態が続いており、入所者増加のための施設のPR等は行っているが、効率的な運営をめざす必要から現在の定員が適切かどうかの検討が必要である。また、4棟の施設のうち使用していない施設があるので、この施設の利活用の検討が必要である。

山口県身体障害者福祉センター

入所施設部分(肢体不自由者更生施設)は入所率が低い状態が続いているので、入所ニーズの傾向を分析し、入所サービスの提供の継続が適切かどうかの検討が必要である。

• 交通安全学習館

交通安全学習館の利用者数は、平成7年の約10万人から平成18年度は約2万人足らずと大幅に減少している。減少の理由は、展示機器が施設開所時のままでリニューアルされていないことである。この状況から直営施設の設置の必要性を検討するために、利用者数の目標水準を定め、その達成状況により施設のあり方を検討する必要がある。

c 管理主体の検討結果の県民への公表について

公の施設の管理主体が直営を維持している場合、県民への公表が十分行われていない。外部監査の対象とした31の施設については、結果的にこの報告書により公表されることになるが、その他の直営施設においては、直営を維持することの理由を公表し、県民への説明責任を果たすべきと考える。

直営の各施設

直営の各施設(平成 17,18 年度に包括外部監査を実施した 15 の施設を除く。)の管理主体のあり方について、指定管理者制度への移行や制度適用の適否についての検討が十分行われているか監査した結果は、次のとおりである。

チェックしたポイントは、指定管理者制度の導入に際して不都合な理由が存在するか否か、直営を維持しなければならない明確な理由が存在するか否かに関してである。

なお、以下の各施設は監査を実施した順に記載している。また、下記の 6 施設は、県の管理主体のあり方を聴取した結果を確認するために、現地の状況を視察した。

松光園、このみ園、身体障害者福祉センター、交通安全学習館、 動物愛護センター、十種ヶ峰青少年野外活動センター ア 山口県知的障害者更生相談所(以下「知的障害者更生相談所」という。) (所管課:障害者支援課)

(ア) 施設の概要

所 在 地 山口市大字大内御堀

主 要 事 業 知的障害者更生相談事業

設置年月日 昭和39年4月1日

設置目的 知的障害者の援護のための相談、判定及び指導を行う

利用対象者 知的障害者

施 設 内 容 山口県中央児童相談所に併設 事務所建(相談棟、

保護棟)

土日の対応 閉所

(単位:人、千円)

項目 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
利用状況	716	792	759
県費負担額	25, 667	25, 934	23, 849
(うち人件費)	(25,009)	(25, 089)	(23, 191)
職員数	16	16	15

(イ) 施設の利用状況及び管理主体のあり方について

a 施設の利用状況

利用者の実人員は、最近の状況をみると、平成 14 年度の 1,029 人を最高に、過去 3 年間はその当時の約 70%程度である。

b 管理主体のあり方

所管課において平成 18 年度に指定管理者制度導入の可否について検討しているが、次の理由により適さないとしている。

市町に対する技術的指導や施設の入所情報については県が保有していることから、入所等の措置に係る連絡調整を当相談所が行っており、利用者の安心感や信頼性を確保する観点から指定管理者制度への移行は不都合である。

(ウ) 結果及び意見

- a 結果
- (a) 知的障害者更生相談所は、設置目的に従って運営されている。
- (b) 知的障害者更生相談は、基本的に専門性及び情報管理の観点から行政が責任をもって行う業務であり、高度な公的責任や専門性を有し、所有する情報の保護など利用者の安心感や信頼性の確保の必要性から直営を継続するということに合理的理由は認められる。
- b 意見

知的障害者更生相談所の事業で民間委託が可能な部分がないか質問したところ、研修事業の一部(相談支援従事者研修等)は、(財)山口県ひとづくり財団や山口県社会福祉協議会などへの委託も考

えられるとのことである。業務の効率化に向けて委託の効果を検証 し、外部委託の可能性について検討する必要がある。

イ 山口県身体障害者更生相談所(以下「身体障害者更生相談所」という。) (所管課:障害者支援課)

(ア) 施設の概要

所 在 地 山口市大字八幡馬場

主 要 事 業 身体障害者更生相談事業

設置年月日 昭和39年4月1日

設置目的 身体障害者の更生援護のための相談、判定及び指導

を行う

利用対象者 身体障害者

施 設 内 容 山口県身体障害者福祉センターに併設

土日の対応 閉所

(単位:人、千円)

項目 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
利用状況	3, 057	3, 525	3, 205
県費負担額	49, 937	52, 411	55, 703
(うち人件費)	(46, 566)	(50, 001)	(51, 051)
職員数	22	24	23

(イ) 施設の利用状況及び管理主体のあり方について

a 施設の利用状況

利用者数は、平成8年度当時は2,000人超である。過去3年間は3,000人を超えており増加傾向にある。ただし、身体障害者更生援護施設への入所が措置制度から支援費制度に変わったことに伴い、措置機関が入所者に求めていた心理判定等の書類の作成が必要なくなり、入所希望者への訪問等がほとんど0人に近い状態になっている。

b 管理主体のあり方

指定管理者制度導入の可否について平成 18 年度に検討しているが、次の理由により指定管理者制度の導入は、現状では困難としている。

身体障害者更生相談所は、市町に対する技術的指導や入所等の措置に係る連絡調整を行うことから指定管理者制度に適さない。

(ウ) 結果及び意見

- a 結果
- (a)施設の利用者は過去3年間増加と減少の状態であるが、ほぼ設置目的に従って運営されている。平成18年4月の障害者自立支援法の施行に伴って、身体障害に関する専門機関として、各市町

が行う障害程度区分認定事務に係る援助、指導の役割を担うこと になっている。

- (b) 現状では高度な公的責任や専門性の観点から行政が責任をもって行う業務であり、また、身体障害者の個人情報を扱い、市町相互間の連絡調整を行うことから直営を維持するということに合理的理由はあると認められる。
- b 意見

業務のうち民間委託の可能な部分については、知的障害者更生相談所と同様であり、今後、外部委託の可能性について検討する必要がある。

ウ 山口県身体障害者福祉センター(以下「身体障害者福祉センター」という。)

(所管課:障害者支援課)

(ア) 施設の概要

所 在 地 山口市大字八幡馬場

主要事業 障害者保健福祉の推進

設置年月日 昭和 49 年 11 月 1 日

設置目的 機能訓練、教養の向上等の便宜を総合的に供与し、

身体障害者の保健・福祉の増進を図る

利用対象者 肢体不自由者を主体とした身体障害者

施 設 内 容 肢体不自由者更生施設、身体障害者福祉センター A

型、管理棟、訓練棟、宿舎棟、体育館、研修棟、プ

ール、車椅子試乗コース等

土日の対応 閉所

利 用 状 況

①肢体不自由者更生施設(定員 入所30名、通所7名) 利用者数(人)

年度項目	入所者数	通所者数
平成 16 年度	10	0
平成 17 年度	10	0
平成 18 年度	6	2

②身体障害者福祉センターA型

利用者数 (単位:人)

項目 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
体育館	4,067	5, 256	4,286
研修室	2,662	2, 417	2, 114
集会室 (和室)	916	435	519
社会適応訓練室	144	12	0
会議室	1, 531	1, 493	1,083
軽食堂	2,063	2, 218	1,756
プール	692	739	294
肢体不自由児通所訓練	69	67	50

身体障害者福祉センターA型は、身体障害者福祉法第 31 条の規定に基づいて設置された施設で、身体障害者及びその家族並びに関係機関・団体等に身体障害者の福祉向上のために利用する施設として無料で供用している。

また、身体障害者に関する各種相談、講習、訓練、情報、文化教養、スポーツ・レクリエーション等の活動、身体障害者の福祉に関するボランティアの養成及び住民の啓発等の事業を行うことを目的としている。

(単位:千円、人)

項目 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
県費負担額	121, 997	131, 149	120, 828
(うち人件費)	(105, 729)	(113, 988)	(103, 953)
職員数	27	28	26
(うち正規職員数)	(20)	(20)	(19)

(イ) 施設の利用状況及び管理主体のあり方について

a 施設の利用状況

肢体不自由者更生施設の定員は、入所 30 名、通所 7 名のところ 入所率は約 3 分の 1 であり、過去 5 年間の利用状況の推移をみると、 ほとんど変わらず、通所者数は減少している状況である。

身体障害者福祉センターA型は利用する障害者団体が固定化しており横ばい状況である。

b 管理主体のあり方

指定管理者制度導入の可否については、次の理由により現状では困難としている。

(a) 身体障害者福祉センターは、障害者自立支援法に基づく新サービス体系への移行や利用者数の実績が少ない場合、新たな財政負担が生じること。

(b)身体障害者福祉センターA型の提供するサービスは、機能回復訓練、生活訓練から教養の向上、レクリエーションの促進まで幅広く、しかも第2種社会福祉事業であり、この部分について指定管理者制度への移行については支障はない。ただし、現状は非常勤職員2名が管理業務を行っており、指定管理者制度に移行しても、指定管理者に管理経費削減によるメリットなどが生じる余地はない。

(ウ) 結果及び意見

- a 結果
- (a) 肢体不自由者更生施設の入所者が少なくなっており、効率性には問題があるものの、身体障害者福祉センターは、①肢体不自由者更生施設、②身体障害者更生相談所、③身体障害者福祉センターA型の3機能を備えた施設として、設置目的に従って運営されている。
- (b) 現状では、指定管理者制度に移行することは困難であるという 判断はやむを得ないと認められる。
- b 意見

肢体不自由者更生施設は、障害者自立支援法の施行に伴う経過措置により、平成23年度末までは旧法の施設のままで運営できる。しかし、入所者数の減少による効率性の低下及び施設全体の老朽化が進行している。併設されている身体障害者更生相談所の体制の整理と併せて、利用者数の減少の傾向と肢体不自由者の障害者サービスのニーズを分析し、今後、サービスの提供を継続するか否かの検討が必要と思われる。

エ 山口県このみ園(以下「このみ園」という。)

(所管課:障害者支援課)

(ア) 施設の概要

所 在 地 宇部市大字東須恵

主要事業 障害者保健福祉の推進

設置年月日 昭和40年4月1日

設置目的 知的障害児に療育訓練を行い、障害の軽減、身辺自

立、社会参加へと発達を援助する

利用対象者 知的障害児

施 設 内 容 管理棟、生活訓練棟、静養棟、児童棟、食堂棟等

土日の対応 開園

利用状況

利用者数 (定員 110 名)

(単位:人)

年度項目	入所者数	短期入所利用者数
平成 16 年度	41	1,673
平成 17 年度	44	1,946
平成 18 年度	43	2,390

(単位:千円、人)

項目 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
県費負担額	377, 735	371, 487	350, 011
(うち人件費)	(346, 133)	(338, 795)	(317, 996)
職員数	54	52	53
(うち正規職員数)	(48)	(46)	(44)

(イ) 施設の利用状況及び管理主体のあり方について

a 施設の利用状況

利用率は定員に対して約40%の状況である。

児童福祉法に基づき、満 18 歳未満の知的障害児を入所させる施設であるが、「過齢児」が 43 人中 5 人いる。「重度障害児」が 24 人、また、知的障害との重複障害が「肢体不自由」2 人、「精神発達遅滞による言葉なし」14 人、「自閉症」23 人等である。

短期入所利用者数は増加傾向にある。

b 管理主体のあり方

指定管理者制度導入の可否については、障害者自立支援法に基づく新サービス体系への移行などを考慮し、施設のあり方についての検討を行う必要があり、現状では不可能と判断している。

しかしながら、国が、障害児施設のあり方の見直しについて平成21年3月までに行い、平成24年度から実施する方針を打ち出していることから、国の検討状況も踏まえながら、効率的な運営形態についても検討を進めることとしている。

(ウ) 結果及び意見

- a 結果
- (a) このみ園は、知的障害児施設として、利用率が定員の40%と運営の効率性は低下しているが、知的障害児の拠点施設として広域的機能を果たしている点は認められる。
- (b)障害児施設を取巻く環境変化として、障害者自立支援法への対応の必要性や、国が、障害児施設のあり方の検討をし、基準を示すという状況がある。当施設は当面これらの動向を注視し、直営を継続する中で効率的な運営形態についても検討するという方針であり、妥当なものと認められる。

b 意見

- (a)利用者数は、短期入所利用者数の増加がみられるものの、入所者数は、定員の40%で推移しており、定員数の見直しを行い効率的な運営をめざすことを検討する必要がある。
- (b) 施設のうち、みのり棟は昭和 60 年 4 月から使用していない。 これは、施設の入所者数の減少により、従来の 4 棟制から 3 棟制 になったことによるものである。

この棟は、一部倉庫として利用しているものの、未利用部分があり、利活用の方策の検討が必要である。

オ 山口県松光園(以下「松光園」という。)

(所管課:障害者支援課)

(ア) 施設の概要

所 在 地 山口市大字鋳銭司

主要事業 障害者保健福祉の推進

設置年月日 昭和25年4月1日

設置目的 聴覚障害の児童を入園させ保護するとともに、独立

自活に必要な指導又は援助を行う

利用対象者 聴覚に障害のある児童

施 設 内 容 管理棟、サービス棟、体育棟、宿泊(児童)棟、等

土日の対応 閉園

利用状況

利用者数(定員40名)

(単位:人)

年度項目	入所者数	短期入所(宿泊)	日中一時支援
平成 16 年度	10	111	82
平成 17 年度	10	175	204
平成 18 年度	4	124	414

(単位:千円、人)

項目 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
県費負担額	168, 226	158, 915	136, 357
(うち人件費)	(155, 526)	(146, 465)	(127, 679)
職員数	22	21	20
(うち正規職員数)	(18)	(17)	(16)

(イ) 施設の利用状況及び管理主体のあり方について

a 施設の利用状況

児童福祉法に基づき設置されたろうあ児施設であり、入所を基本とするが、利用率は定員 40 名に対して著しく減少しており、平成 18 年度末は 1 名となっている。なお、平成 19 年度末においては、

入所児が0人になる見込みである。

b 管理主体のあり方

平成 15 年度の施設点検の結果、入所児の減少に伴い運営が非効率となっていたことから、施設の廃止、他の民間障害児施設への吸収等が検討されていた。平成 18 年度の検討の時点では、入所児数の減少がさらに進行したことから、県立ろうあ児施設としては廃止することが決定されており、指定管理者制度導入の検討はされなかった。

(ウ) 結果及び意見

- a 結果
- (a) 県内唯一のろうあ児施設であり必要性はないとはいえないが、 入所児の減少に伴い運営が非効率であることなどから、設置目的 が達成されているとは認めがたい。
- (b) 現状の利用状況から判断し、施設の廃止の方向であり、指定管理者制度導入の可否ではなく、入所、短期入所、日中一時支援の利用者に対し、サービス提供の代替施設の調整を進めていることは妥当である。
- (c) 施設の今後の方向性について、松光園後援会、県ろうあ連盟、 聾学校PTAなど関係者への説明及び意見聴取を行っている。
- b 意見
- (a) ろうあ児施設が廃止された場合は、聴覚に障害のある児童等に対して、この施設の機能を担うことが可能な施設の情報提供が必要である。

なお、聴覚に障害のある児童数の過去3年間の推移は次のとおりである。

(単位:人)

項目 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
人数	144	148	148

(b) 松光園の施設の有効利用について

松光園廃止後は、隣接する県立聾学校の寄宿舎として施設を活用することが計画されている。

同校には、平成 20 年度から職業教育を主とする産業科が設置 されることとなっており、職業自立に向けた職業訓練や生活訓練 等を受ける生徒等の寄宿舎への入舎が見込まれることから、生徒 等の特性やニーズに応じた有効利用を検討する必要がある。

カ 山口県立火の山公園(以下「火の山公園」という。)

(所管課:都市計画課)

(ア) 施設の概要

所 在 地 下関市大字椋野

主 要 事 業 都市公園整備事業外

設置年月日 平成8年10月1日

設 置 目 的 都市近郊における自然環境を保全するとともに、美

しい自然に囲まれた環境との共生やふれあいを通

じて、親しめ憩える公園として整備

利用対象者 下関広域生活圏を主体とした県民全般(ハイキング

等)

施 設 内 容 山頂広場、ピクニック広場、ハイキングコース、

探鳥広場等

休 業 日 なし

利用状況 (有料施設がないため、利用者数の計測はしていない)

(単位:千円)

項目 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
金額	1,696	1,696	1,884
職員数	なし	なし	なし
管理主体	下関市に管理委託	下関市に管理委託	県直営
			(下関土木建築事務所)

(イ) 施設の利用状況及び管理主体のあり方について

a 施設の利用状況

ハイキングコース等の散策路(延長 7km)があり、家族やグループでの散策や地元小学校の遠足等に利用されている。

b 管理主体のあり方

当公園は市の意向を踏まえて整備されており、地元に密着した管理ができることが必要との理由により従来から下関市に管理委託されていた。地方自治法の一部改正により従来の管理委託制度が廃止されたため、直営か指定管理者制度への移行か検討したが、有料施設がなく、清掃や樹木の伐採等の維持管理業務のみであり、コスト削減メリットがないため県直営としている。

(ウ) 結果及び意見

- a 結果
- (a) 公園としての整備目的に従って管理運営されている。
- (b) 指定管理者制度導入によるサービスの向上や経費削減など民間活用の余地が乏しいということから直営を維持しており、直営を選択していることに特に問題は認められない。
- b 意見

現状では計画面積 59.4ha のうち、山頂広場、ピクニック広場、園路等 59.1ha を一部供用開始しているが、週休二日制の導入等による余暇時間の増大に伴い、自然環境とふれあうことの機会も多くなることも考えられ、今後、都市公園の整備を進めることとされて

いる。

このような状況において、親しめ、憩える公園として整備を行う ために、運営に民間のノウハウ等の活用を検討することも必要と思 われる。

キ 山口県立亀山公園(以下「亀山公園」という。)

(所管課:都市計画課)

(ア) 施設の概要

所 在 地 山口市亀山町

主要事業 都市公園整備事業外設置年月日 昭和54年4月1日

設置目的本公園周辺には美術館や図書館、博物館等の教養施

設や街路(愛称パークロード)等があることから、

県庁周辺施設と一体的な利用を目指して設置

利用対象者 山口広域生活圏を主体とした県民全般 施 設 内 容 多目的広場、世界の森、噴水広場等

休業日なし

利用状況 (有料施設がないため、利用者数の計測はしていない)

(単位:千円)

項目 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
金額	12,538	11,818	12, 375
職員数	なし	なし	なし
管理主体	(財)山口県施設管	(財)山口県施設管	県直営
	理財団に管理委託	理財団に管理委託	(山口土木建築事務所)

(イ) 施設の利用状況及び管理主体のあり方について

a 施設の利用状況

憩いの場として年間を通じて多くの県民に親しまれており、また、毎年ミニステージを利用した音楽コンサートや多目的広場での市内幼稚園の盆踊り会場等に利用されている。

b 管理主体のあり方

検討の状況は火の山公園と同様であるが、亀山公園は、隣接している県道(パークロード)を山口土木建築事務所が管理していることから、効率性を重視し、県道と一体的に管理するために、平成18年度から山口県施設管理財団への管理委託を廃止し、県の直営で管理することにしている。

(ウ) 結果及び意見

a 結果

(a) 計画面積 6.8ha のうち 3.0ha を一部供用開始しており、公園周 辺の美術館や図書館、博物館等の教養施設や街路等と一体的な利 用が可能な公園として整備するという管理方針は認められる。 (b) 火の山公園と同様、直営を選択していることに問題はない。

b 意見

今後、未整備区域の整備を進めていく段階において、運営に専門 的知識等を必要とするものについては、民間のノウハウ等の活用を 検討することも必要と思われる。

ク 山口きらら博記念公園(以下「公園」という。)

(所管課:地域政策課)

(ア) 施設の概要

所 在 地 山口市阿知須

主要事業 スポーツ活動及び交流の機会の提供

設置年月日 平成14年7月27日

設置目的 「県民の交流・参加を通じたスポーツの振興」を図

るため、県民のさまざまなスポーツ活動を支援し、

幅広い交流を進める場として設置

利用対象者 県民全般(県外者も含め一般に広く開放)

施 設 内 容 多目的ドーム、サッカー・ラグビー場、スポーツ広

場、月の海、トリムの広場など

土日の対応 開園

(単位:人、千円)

項目 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
利用状況	219, 728	291, 907	311, 255
(件数)	1, 249	1,681	1,873
県費負担額	338, 489	317, 736	338, 565
(うち人件費)	(77, 285)	(77, 168)	(67,771)
職員数	8	8	8

(イ) 施設の利用状況及び管理主体のあり方について

a 施設の利用状況

上記の利用状況から明らかなように、有料施設全体の利用件数は 増加傾向にある。

b 管理主体のあり方

平成 15 年度の検討において、平成 18 年 4 月からの指定管理者制度への移行について検討していたが、同公園内に国体開催に向けて水泳場(プール)の設置が公表され、平成 22 年度完成の予定ということである。効率的な管理運営やコストの削減を図る観点から水泳場が完成し、公園全体の整備が完了した後に、既設の公園施設と一体的に管理することが望ましいと判断し、その間は直営を継続することとしている。

なお、水泳場を含めた公園全体の整備が完了した後、公園全体の管理について指定管理者制度への移行を検討することとされている。

(ウ) 結果及び意見

- a 結果
- (a) 公園の各施設は日常のスポーツ活動や各種大会等に利用され、 県民のスポーツ活動や交流の促進が図られており、設置目的に従って運営されていると認められる。
- (b)前記b管理主体のあり方に関する箇所に記載の理由により当面 直営を継続し、水泳場が完成し、公園全体の整備が完了した後に 指定管理者制度の導入を含めて効率的な管理のあり方を検討す るという判断は合理的である。
- (c) 直営を維持していることに関しての平成 19 年 2 月の定例県議会での質問に対して「国体終了後の水泳場の運営形態について、当公園の他の施設と一体的な管理や利用ニーズに応じた柔軟な運営などの必要性を踏まえ、指定管理者制度を視野に効率的な管理・運営方法について検討する」と答弁している。

また、平成17年度から「バランスシート、行政コスト計算書」 を作成し、公表している。

b 意見

水泳場(プール)は、完成後、公園施設の一部として管理運営される予定であり、維持管理費も年間相当な額に達すると見込まれ、また、敷地が広大で大規模な収容施設があり、指定管理者の指定については、共同体方式(コンソーシアム方式)も考えられるが、県民の施設利用の安全性の確保と効率的な管理運営の確保の両面から検討されるべきである。

ケ 山口県消費生活センター(以下「消費生活センター」という。)

(所管課:県民生活課)

(ア) 施設の概要

所 在 地 山口市葵

主要事業 消費者保護の推進

設置年月日 昭和 45 年 8 月 1 日

設置目的 消費生活に関する知識の普及・情報提供及び相談・

苦情処理等を通じて、県民の消費生活の安定と向上

を図る。

利用対象者 県内消費者

土日の対応 閉所

(単位:人、千円)

項目 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
利用状況	19, 042	12,709	9, 375
県費負担額	105, 118	107, 442	108, 995
(うち人件費)	(84, 476)	(90, 838)	(91, 616)
職員数	16	18	18
(うち正規職員数)	(8)	(9)	(9)

(イ) 施設の利用状況及び管理主体のあり方について

a 施設の利用状況

利用のピーク時は平成15年度が19,573件で同年と比較すると平成18年度は47.9%と大幅に減少している。これは、架空請求や振り込め詐欺等事案がある程度沈静化したものである。

b 管理主体のあり方

指定管理者制度導入に係る平成 16 年 6 月の検討では、相談部門について指定管理者制度ではないが将来的には民間委託が望ましいという方向であったが、市町消費生活センターの設置促進、架空請求事件の急増、個人情報保護法への対応等の課題がある中で早期の取組みは困難ということで、今後、中長期的に方向性を検討することとしている。

c 結果及び意見

相談者が多いことがよいことではないが、利用は減少傾向にある。しかし、平成19年4月に、政府の多重債務対策本部が公表した「多重債務問題改善プログラム」では、多重債務者に係る相談窓口の整備強化策として県の消費生活センターの相談体制・内容を充実するとともに、県の消費生活センターが市町相談体制の補完的役割を果たすよう求めているということであり、当センターの果たす役割は決して小さくない。

相談員は消費生活専門相談員等の資格を有しており専門性を有していること、また、所有する情報の保護など利用者の安心感や信頼性の確保の観点から直営を継続するとしており、その理由には合理性が認められる。

コ 山口県動物愛護センター(以下「動物愛護センター」という。)

(所管課:生活衛生課)

(ア) 施設の概要

所 在 地 山口市大字陶

主 要 事 業 動物愛護センター管理事業

設 置 目 的 動物愛護思想や動物の適正飼養についての普及啓

発及び犬猫の回収処分

設置年月日 平成10年4月1日

利用対象者 犬猫の飼養者又は飼養しようとしている者等一般

県民

施 設 内 容 本館棟、動物管理棟、ふれあい動物舎、付属施設

土日の対応 閉所

(単位:人、千円)

項目 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
利用状況	5, 016	4, 446	7, 161
県費負担額	96, 535	93, 935	97, 949
(うち人件費)	(35, 386)	(35, 245)	(35, 005)
職員数	5	5	5
(うち正規職員数)	(4)	(4)	(4)

(イ) 施設の利用状況及び管理主体のあり方について

a 施設の利用状況

施設の利用状況は平成18年度はインターネットのホームページ、テレビ・ラジオによる市町広報、地域コミュニティ紙を利用した広報宣伝を活用し、動物ふれあい、動物愛護フェスティバル等の事業を進めたことにより増加しており、この傾向は平成19年度も続いている。

b 管理主体のあり方

平成 16,17 年度に開催された「山口県動物愛護センターあり方検討会」において、動物愛護センターの管理運営に指定管理者制度の導入は、次の理由により困難であるとの結論に至っている。

- ・ 動物愛護センターは、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律及び山口県飼犬等取締条例に基づき、犬猫の回収処分をはじめとする県の固有事務を行う行政機関であること。
- ・ 動物愛護センターの業務は、専門性(獣医師)が必要なものが大部分を占め、また、法令に基づき県職員が行わなければならない事務が半分以上であること。さらに、業務は動物愛護センターのみで完結するものではなく、犬猫の回収業務は市町や保健所、ふれあい会等のイベントにおいては獣医師会、動物愛護の精神の普及活動では学校教育機関等関係機関との連携や調整が必要であること。

(ウ) 結果及び意見

a 結果

動物愛護センターの業務は、法律や条例等により管理者が限定されている業務が半分以上あること及び県の施策を遂行するための拠点となる施設であることから、直営を継続する合理的理由は認められる。

b 意見

動物の飼養管理及び施設の維持管理等については民間委託が可能であり、また実施しているということであるが、管理運営の一層の効率化を図るため、民間委託に際して競争原理の確保に留意する必要がある。

サ 山口県精神保健福祉センター(以下「精神保健福祉センター」という。) (所管課:健康増進課)

(ア) 施設の概要

所 在 地 宇部市大字東岐波

主要事業 精神保健福祉活動の推進

設置年月日 昭和47年4月1日

設置目的 精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図る

利用対象者 一般県民及び精神保健福祉関係職員

施 設 内 容 県立こころの医療センターに併設(心理検査室、診

察室、相談室(3)、研修室、集団療法室外)

土日の対応 閉所

(単位:人、千円)

項目 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
利用状況	2, 796	2, 875	2, 644
県費負担額	84, 952	103, 969	100, 600
(うち人件費)	(72, 088)	(74, 821)	(79, 755)
職員数	10	10	10
(うち正規職員数)	(9)	(9)	(10)

(イ) 施設の利用状況及び管理主体のあり方について

a 施設の利用状況

施設の利用者数は、この5年間大きな変化はなく、設置目的に従った運営状況である。

b 管理主体のあり方

平成 15 年度に人事課が各施設に対して、公の施設の管理について点検の調書を求めた際、当センターは行政機関として整理されていたため、点検の対象から洩れていたことにより、当時は検討していない。

このたび外部監査を実施するに当たり資料等を確認したところ、 精神保健福祉センターは公の施設として整理されていたため、管理 主体の検討の状況を聴取した結果、所管課は、次のとおり管理主体 のあり方を検討したとのことである。

精神保健福祉センターの業務は高度な公的責任(許認可等に係る事務)及び専門性(市町機関等の指導)が求められていることから、

指定管理者への移行はなじまないものとしている。

(ウ) 結果及び意見

- a 結果
- (a) 県における精神保健福祉の拠点施設として、設置目的に従って 運営されている。
- (b) 高度な公的責任や専門性を有する業務を行っていることから、 直営を維持するという理由は合理的である。
- b 意見

今後、心の健康に関する新たなニーズに対応した事業展開を図る に当たっては、センター機能の強化に係る組織編成等の検討も必要 である。

シ 山口県教育研修所(以下「教育研修所」という。)

(所管課:教職員課)

(ア) 施設の概要

所 在 地 山口市秋穂二島

主要事業 教育研修所の管理業務

設置目的 教育関係職員の研修及び教育に関する専門的、技術

的事項の研究に関する業務を行う本県の拠点施設

設置年月日 昭和42年4月1日

利用対象者 教育関係職員

施 設 内 容 管理·理科研修棟、情報·教科研修棟、教育相談棟、

発達相談棟、技術研修棟

土日の対応 閉庁

(単位:数、日、人、件、千円)

項目 年度		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	
		講座数	384	501	429
研修実施状況		延日数	658	773	678
		延受講者数	17, 180	18,760	16, 593
教育相談事業実	教育相談事業実施状況		4,890	4,839	3,920
調査研究事業	教育	所 究 発 表 会	260	261	289
	参加	1人員	200	201	209
県費負担額			464,807	462,031	490,596
(うち人件費)		(362, 879)	(371, 830)	(355, 839)	
職員数		53	53	51	
(うち正規職員	数)		(43)	(43)	(42)

- (イ) 施設の利用状況及び管理主体のあり方について
 - a 施設の利用状況

教育研修所は、教育公務員の研修を行っており、設置目的に従って運用されている。

過去3年間の受講者数のうち平成17年度は突発的な課題に対応するため臨時の研修が行われ、受講者数の増加があったものである。

b 管理主体のあり方

教育研修所の管理運営に指定管理者制度を導入することについては、次の理由により困難であるとの結論に至っている。

- (a) 研修に関する計画は、任命権者が行うこととなっているが、指定管理制度に移行した場合は、計画と実施の主体が異なることになり、非効率的であるとともに任命権者による実施内容のコントロールが困難となる。
- (b) 教育公務員特例法等により任命権者の研修実施主体としての責務が規定されており、研修実施主体と別に研修計画の樹立はできない。
- (c)教育研修所は、学習指導要領に基づくカリキュラムの構築や指導法の工夫改善などについて文部科学省の指導を実践に反映したり、県教委としての方針や取組を学校に普及したりするための研修施設として極めて重要である。
- (d)任命権者に高度な公的責任があり、教育研修所を指定管理に組み入れることは適切ではない。また、教育は高度な専門性を有しており、学校現場における実践的な経験に基づく研修計画の樹立や研修の実施が求められている。
- (e)教育相談業務や指導力不足教員の資質向上研修などの業務については、学校との密接な連携及び個人情報の保護が必要であり、 県教委が実施することにより利用者の安心感、信頼性が確保される。
- (f)講師として県教委の職員を活用したり、優秀な教員に実践発表をさせることが多くあり、旅費のみで人材を確保できている。また、県の実態に応じた研修を企画・実施するには、多くの現職教員や県教委職員の協力が不可欠である。

(ウ) 結果及び意見

a 結果

教育研修所は、教育公務員特例法第 21 条第 2 項に規定されている研修に要する施設であり、教育関係職員の研修及び教育に関する専門的、技術的事項の研究に関する業務を行う本県の拠点施設として重要な役割を担っており、直営を継続する合理的理由は認められる。

ス 山口県交通安全学習館(以下「交通安全学習館」という。)

(所管課:交通企画課)

(ア) 施設の概要

所 在 地 山口市小郡下郷

主 要 事 業 交通安全教育施設

設 置 目 的 交通安全活動の推進(交通安全教育の実施、交通安

全情報の収集・提供、交通安全に関する調査研究、

その他必要な業務)

設置年月日 平成5年4月1日

利用対象者 幼児から高齢者までの全年齢層

施 設 内 容 交通安全学習館 (シミュレータ、体験装置、Q&A

装置)、交通安全ふれあい広場(ミニ市街路)、雨天

制動体験コース、視聴覚室

土日の対応 開館

(単位:人、%、千円)

項目	年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
利用状況	利用者数	21, 117	19, 567	19, 396
	利用者一人当たり	576 円	570 円	528 円
	コスト	0.013	0.011	020 1
	施設の稼働率	84.1	83.8	83.8
県費負担額	į	9, 320	8, 553	7,680
(うち人件	: 費)	(7, 247)	(7, 095)	(6, 957)
職員数		7	7	6
(うち正規	.職員数)	(5)	(5)	(4)

- (イ) 施設の利用状況及び管理主体のあり方について
 - a 施設の利用状況

施設の利用状況は、過去3年間は2万人前後で推移しているが、 平成7年度の約10万人と比較すると大幅に減少している。

b 管理主体のあり方

交通安全学習館の管理運営に指定管理者制度を導入することについては、次の理由により困難であるとの結論に至っている。

- (a) 交通安全教育施設は、専門的・体験型の交通安全教育を推進するため、管理は県警本部長に事務委任されているものである。
- (b) 交通安全学習館では、交通安全1日ドッグ等のカリキュラムにより公の施設の部分と雨天制動施設等の行政施設の部分を使用して一体的な交通安全教育を実施しているもので、分割した場合一貫性を失うこととなり、利用者に対するサービスの低下につながりかねない。
- (c)交通安全学習館の利活用の促進については、警察 O B がインス

トラクターとして経験を生かして実体験的に指導を行っており、 そのことが事業所等の団体やリピーター等、現在の入館者数を確保している大きな要因となっている。

(d) インストラクターは非常勤職員2名、臨時職員1名及び日々雇用職員1名であり、指定管理者制度を導入しても大幅な経費の節減には繋がらない。

(ウ) 結果及び意見

a 結果

交通安全学習館は、交通安全1日ドッグ等のカリキュラムにより 公の施設の部分と雨天制動施設等の行政施設の部分を使用した一 体的な交通安全教育を行う本県の拠点施設として重要な役割を担 っており、直営を継続する合理的理由は認められる。

b 意見

直営から指定管理者制度への移行の可能性について

指定管理者制度を導入した場合の受け皿として、平成 18 年 8 月、交通安全を推進する団体に打診したが、公益法人改革半ばであり先が見えないことや、利用者増加への働きかけができない等の理由で参入しないとの回答を受けている。また、直営であれば警察署を通して利用者へ周知できるとのことであるが、利用者数の増加につながっておらず、今のところその効果はない。

施設の利用状況が利用のピーク時である平成7年度と比較すると大きく減少していることは(イ) a に記載のとおりであるが、減少理由は、展示機器が開設当初のままであり、リニューアルされていないことである。利用がこれ以上減少するようであると、直営施設としての存在理由の検討が必要になり、どれだけの利用水準を確保するのか目標水準を定め、達成状況により施設のあり方の検討が必要である。

セ 山口県立室積公園(以下「室積公園」という。)

(所管課:自然保護課)

(ア) 施設の概要

所 在 地 光市大字室積村

設置目的 県民の保健、休養及び教化に資すため

利用対象者 県民全般(県内外を問わず)

施 設 内 容 峨眉山自然研究路、休憩所、トイレ

休業日なし

(単位:人、千円)

項目 年度	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
施設利用状況	162,800	149, 400	136, 400
県費負担額	0	848.4	1,029
職員数	0	0	0

- ※ 職員数がゼロになっているのは、農林事務所職員で対応していたためである。
- (イ) 施設の利用状況及び管理主体のあり方について
 - a 施設の利用状況

公園内は歩道、休憩所が整備されており、県民の散策等に利用されている。

b 管理主体のあり方

室積公園の管理運営に指定管理者制度を導入することは、次の理由により困難であるとの結論に至っている。

- (a) 室積公園の管理運営においてはサービスの向上、経費削減など 民間のノウハウを活用する余地、メリットが少ない。
- (b)室積公園は、その区域のほとんどに自然公園法、文化財保護法、 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による規制が設けられているため、その管理については専門性が要求される。
- (ウ) 結果及び意見
 - a 結果

室積公園は、峨眉山自然研究路という歩道や休憩所・トイレが整備され、主に、散策等に利用されており、料金を徴収すべき施設はない。管理は、歩道の草刈り、支障木の除去が主であり、山口県周南農林事務所が森林組合に外部委託して実施している。従って、サービス向上、経費削減といった民間事業者のノウハウを活用するメリットが少ないという直営を継続する理由の合理性は認められる。また、室積公園には、自然公園法の瀬戸内海国立公園、文化財保護法の国及び県指定天然記念物、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の峨眉山鳥獣保護区特別保護地区が含まれており、複数の法律による規制が重複しているため、管理には専門性が要求されるという直営継続理由の合理性は認められる。

- ソ 山口県若者就職支援センター(以下「若者就職支援センター」という。) (所管課:労働政策課)
- (ア) 施設の概要

所 在 地 山口市小郡高砂町

主 要 事 業 若者就職支援センター管理事業

設 置 目 的 県内における若者の就職を支援するとともに、県内 における就職の機会の創出を図る。 設置年月日 平成16年4月1日

利用対象者 概ね 35 歳未満の若者及びUターン希望者

施設内容 相談コーナー、交流スペース、セミナールーム、カ

ウンセリングルーム、インターネットカフェ

土日の対応 土曜日は開所

(単位:人、千円)

項目	年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
利用状況	利用者数	20,417	34,601	37, 189
	新規登録者数	5, 384	4, 527	3, 767
	就職決定者数	1,657	2, 490	2, 716
県費負担額		129, 449	91, 404	93, 319
(うち人件	費)	(61,011)	(65, 377)	(65, 112)
職員数		31	33	35
(うち正規	職員数)	(6)	(6)	(6)

(イ) 施設の利用状況及び管理主体のあり方について

a 施設の利用状況

施設は、概ね 35 歳未満の若者が利用している。若者就職支援センターは、国や産業界、教育機関等と連携し、相談から情報提供、能力開発、職業紹介に至る一連のサービスをワンストップで提供しており、センターの利用者数、登録者数、就職決定者数は増加傾向にある。

b 管理主体のあり方

若者就職支援センターに指定管理者制度を導入することは、次の理由により困難であるとの結論に至っている。

(a) 若者就職支援センターでは、ハローワークは職業紹介の実施、 (独) 雇用・能力開発機構は能力開発の実施、(財) やまぐち産 業振興財団及び民間就職支援会社はキャリアカウンセリング・セ ミナー・人材育成、県はUターン職業紹介・就職フェアを実施し ており、それぞれ独立した団体が相互に連携してサービスを提供 している。

このような若者就職支援センターの事業を円滑に進めるには、独立した団体が緊密に連携し、ワンストップセンターとしての一体性、総合性を発揮することが重要であり、そのためには、県がコーディネート機能を担い、各団体の取組を総合的に管理運営していくことが必要であることから、県以外の者(民間)が同等のコーディネート機能を担うことは非常に難しい面がある。

- (b) 若者就職支援センターでは、高度な公的責任や専門性を有し、 所有する情報の保護など利用者の安心感や信頼性の確保が要請 される。
- (c) 若者就職支援センターでは、県がコーディネート機能を担い、

各団体の取組を主導する形で事業を展開してきた結果、センターの利用者数、登録者数、就職決定者数は、いずれも当初目標を大幅に上回るなど、大きな成果を挙げており、このような本県の取組は、国の評価委員会やセンター利用者からも高い評価を得ているとのことである。

(ウ) 結果及び意見

a 結果

若者就職支援センターの最大の特徴は、国や産業界、教育機関等と連携し、相談から情報提供、能力開発、職業紹介に至る一連のサービスをワンストップで提供するところにあり、現時点においては、ワンストップサービスを提供するためのコーディネート機能を果たす民間事業者はいないとのことであり、県の施策を遂行するための拠点となる施設として直営を継続するとしており、合理的理由は認められる。

b 意見

ワンストップサービスを提供するためのコーディネート機能を果たす民間事業者はいないとのことであるが、これは業務の条件であり、直営でなければできないというものではない。将来この業務条件を満たす民間事業者が現れたときには、指定管理者制度への移行を検討する必要がある。

タ 山口県少年消防クラブ会館(以下「少年消防クラブ会館」という。) (所管課:防災危機管理課)

(ア) 施設の概要

所 在 地 山口市秋穂二島

設置目的 少年に対して火災予防思想の普及徹底を図り、併せ

て少年防火クラブ(85団体)の指導育成を行う。

施 設 内 容 R C 造り 2 階建て、延べ床面積: 601.5 m²

1階:学習室(80名収容)と指導員室

2 階:宿泊室(各 20 名収容) 24 畳部屋×4 室

(単位:人、千円)

	教 育 種 別	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
利用状況	少年防火クラブ員教育	342	316	355
	企業委託防火教育	76	187	382
	学校見学	1,586	2, 528	1, 261
	合計	2,004	3,031	1, 998
県費負担額		2,918	2,824	2, 273
(うち人件	費)	(2, 179)	(2, 345)	(2, 352)
職員数		14	14	14
(うち兼務	職員数)	(13)	(13)	(13)

(イ) 施設の利用状況及び管理主体のあり方について

a 施設の利用状況

少年防火クラブ員教育は、夏休み期間中に少年防火クラブ員 (小・中学生)に対して、宿泊訓練を実施している。企業委託防火 教育は、県内企業の新規採用者等に対して防火・防災に係る専門教 育を実施している。学校見学は、主に小学校や自治会等が中心で、 日帰りで防火知識の提供や防火・防災体験等を実施している。

いずれも、消防学校が義務化をしているものではなく、希望団体から要望があれば、学校運営に支障のない限り受入を行っている関係で人数の増減が生じる。

b 管理主体のあり方

少年消防クラブ会館の管理運営に指定管理者制度を導入すること については、次の理由により困難であるとの結論に至っている。

消防・防災に関する知識習得や、集団行動・体力錬成訓練等は、 専門的知識を保有する消防学校教官が指導することにより、いっそ うの効果向上につながる。少年を教育指導する消防学校教官は、各 消防本部から派遣された消防職員であり、体験による情報提供と資 機材活用など、ハード・ソフト両面から教育や指導を行うことがで きる。

また、消防学校長以下 13 人の兼務職員と非常勤嘱託員 1 人という職員体制であり、指導に係る人件費は消防学校の教官が指導しているため、その人件費が少年消防クラブ会館の負担になっていない。最小限の管理コストで運営しているため、指定管理者制度への移行導入は馴染まない。

(ウ) 結果及び意見

a 結果

少年消防クラブ会館は、「優れた人づくり」施策の一環として、健全な青少年の育成と幼少期における火災予防思想の普及啓発を推進するための新しい人づくりの場として設置された本県の拠点施設であり、直営を継続する合理的理由は認められる。

チ 山口県男女共同参画相談センター(以下「男女共同参画相談センター」 という。)

(所管課:男女共同参画課)

(ア) 施設の概要

所 在 地 山口市内

主要事業 男女共同参画相談センターの管理事業

設 置 目 的 ①男女共同参画推進に係る相談業務

- ②婦人相談所業務(要保護女子の保護更生、一時保護所の運営等)
- ③配偶者暴力相談支援業務(相談、一時保護、自立

支援等)

設置年月日 平成13年4月1日

利用対象者 県民全般(男女間の問題で悩みを持つ方、配偶者な

どからの暴力に悩む方、売春防止法に定める要保護

女子など)

施 設 内 容 事務室、会議室、一時保護施設、婦人保護施設

(単位:件、人、千円)

項目 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
相談件数	2,736	3, 787	3, 340
一時保護	55	47	58
県費負担額	54, 553	54, 490	56, 976
(うち人件費)	(46,022)	(45, 141)	(44, 150)
職員数	15	13	14
(うち正規職員数)	(3)	(3)	(3)

(イ) 施設の利用状況及び管理主体のあり方について

a 施設の利用状況

相談件数及び一時保護の件数は、周期的(1年おき)な増減はあるものの、総体としては増加傾向にある。

b 管理主体のあり方

男女共同参画相談センターの管理運営に指定管理者制度を導入することについては、次の理由により困難であるとの結論に至っている。

- (a) 男女共同参画相談センターが実施している婦人保護業務は、売春防止法、配偶者暴力(DV)防止法に基づく相談業務に止まらず、一時保護、保護、自立支援といった業務も所長が決定し、実施している。このような業務を実施している男女共同参画相談センターを民間へ管理委託することは適当ではない。
- (b) 男女共同参画相談センターは、相談部門である湯田施設と保護部門である大内施設に分離して運営しているが、湯田施設は、山口県婦人教育文化会館の施設を賃貸により設置しており、施設の管理は行っていない。また、大内施設は、婦人保護施設「大内寮」との併設施設であり、相談センターとの区分は物理的に困難である。
- (c) 法律により管理者が限定されている。すなわち、裁判所が保護命令事件の審理を行うに当たっては、公的な機関(配偶者暴力相談支援センター)から資料等を求めるよう規定されている(配偶者暴力防止法第14条第2項)。
- (d) 本県の男女共同参画相談センターは、婦人相談所と配偶者暴力 相談支援センターの機能も有しているが、婦人相談所は都道府県

が設置しなければならない(売春防止法第34条第1項)。また、 売春防止法及び配偶者暴力(DV)防止法に基づく保護、一時保 護は行政措置である。

(e) この施設の相談内容は、きわめてプライバシーに関わる事項であり、県が直接対応することにより、相談者にとっては安心感、信頼性が高まる。

(ウ) 結果及び意見

a 結果

男女共同参画相談センターは、法律により管理者が県に限定されており、また、高度な公的責任や専門性が要請されるため、県の施策を遂行するための拠点となる施設として直営を継続する合理的理由は認められる。

ツ 山口県十種ヶ峰青少年野外活動センター(以下「十種ヶ峰青少年野外 活動センター」という。)

(所管課:社会教育・文化財課)

(ア) 施設の概要

所 在 地 阿武郡阿東町大字嘉年下

主要事業 十種ヶ峰青少年野外活動センターの管理運営

設置目的 野外活動を通じて心身ともに健全な青少年を育成

する。

設置年月日 昭和49年4月15日

利用対象者 青少年及び青少年団体の指導者等

主 な 施 設 本館棟、体育館、天体観測棟、野外炊飯棟

(単位:人、千円)

項目	年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
利用状況	利用団体数	144	139	130
	利用実人数	4, 906	4, 919	4, 356
	利用延人数	12,098	12, 174	11,020
県費負担額		62, 978	62, 329	75, 971
(うち人件	費)	(47,759)	(47,783)	(57, 345)
職員数		8	8	9
(うち正規	職員数)	(6)	(6)	(5)

(イ) 施設の利用状況及び管理主体のあり方について

a 施設の利用状況

施設の利用者数は、青少年人口の減少の影響を受け減少していたが、平成 15 年に森のチャレンジコースという特殊な施設の設置もあり、平成 18 年度は少し減少したものの、過去 3 年間は横ばいの状態が続いている。

b 管理主体のあり方

十種ヶ峰青少年野外活動センターの管理運営は、次の理由により、 指定管理者制度を導入することは馴染まないとの結論に至ってい る。

- (a) 十種ヶ峰青少年野外活動センターは、森のチャレンジコースという特殊な施設を有し、その施設を活用して、不登校傾向にある児童、生徒の「自信」と「社会性」の回復を支援することを目的とした体験活動等を行っている。その施設の安全管理及び施設を使用したプログラムの指導については専門的な技術を要し、指導が可能なものは県教委が養成してきた者以外にはいないため、同センターの管理運営業務は県教委の責任において行うことが必要である。
- (b) 十種ヶ峰青少年野外活動センターは、県の青少年教育の拠点として、自然体験活動や不登校対策などの施策プログラムを実施する施設で、県の施策と密接に関連しており、県が直営で行うことが必要である。

(ウ) 結果及び意見

a 結果

管理委託から直営に移行したことの理由の合理性について

当センターの活動方針及びその方針に基づいた施設の整備をし、 その施設を活用した県独自の事業を推進しており、平成 17 年度まで財団法人山口県ひとづくり財団に管理委託していた管理運営業務を県教委の責任において行うこととして直営に移行したことは 妥当である。

なお、平成 17 年度まで財団法人山口県ひとづくり財団に管理委託をしていたが、森のチャレンジコースの指導は県の派遣職員が行っていた。指定管理者制度が導入され、同財団以外が指定管理者に選定された場合、県の職員を派遣することはできず、一方、同財団が指定管理者に指定された場合に県職員を派遣するということになれば指定管理者制度に応募した者と公平性に問題があり、県の直営管理にしたということである。

b 意見

十種ヶ峰青少年野外活動センターでは森のチャレンジコースの 指導者研修を行っており、受講者の多くは教員であるが、民間の受 講者もいる。

今後、指導者研修会を修了した教員等の退職者や民間の受講者の 増加等で、指導できる人材が多く輩出されることにより、民間の事 業者がその人材を雇用し、指定管理者に応募することは近い将来十 分考えられるので、指定管理者制度への移行についても常に考えて おく必要がある。

テ 山口県公営企業 工業用水道事業

(所管課:企業局総務課)

(ア) 施設の概要

設 置 工業用水道事業は、電気事業と共に山口県公営企業

の設置等に関する条例(昭和 41 年山口県条例第 46 号)に基づいて設置され、水資源を開発して有効に利用することにより、県産業の発展に寄与し、もっ

て住民の福祉を増進することを目的としている。

主 要 事 業 工業用水の供給・施設維持管理

利用対象者 工業用水の受水希望者

施 設 内 容 工業用水道事業における施設は次のとおりである。

名称	位置	給水区域	給水能力	職員数
石 你	1火 匡.	和小区域	(m³/日)	(人)
小瀬川工業用水道事業	岩国市及び玖	岩国市、柳井市及び玖珂	154, 400	5
	珂郡和木町	郡和木町		
生見川工業用水道事業	岩国市	岩国市	118,800	1
柳井川工業用水道事業	柳井市	柳井市	6,000	1
吉原・末武川工業用水	周南市	下松市及び周南市	15, 100	1
道事業				
周南工業用水道事業	周南市	下松市及び周南市	436,800	10
向道・川上工業用水道	周南市	周南市	168,000	2
事業				
富田・夜市川工業用水	周南市	周南市	94, 200	6
道事業				
佐波川工業用水道事業	防府市	防府市	195,000	10
厚東川工業用水道事業	宇部市	宇部市及び山陽小野田市	427, 500	15
厚狭川工業用水道事業	美祢市	宇部市、美祢市及び山陽	50,000	2
		小野田市		
木屋川工業用水道事業	下関市	下関市	202,000	10
本局		_	_	20

収益的収支 (単位:百万円)

	区 分	平成 16 年度	平成17年度	平成 18 年度
	収益的収入	10,088	10, 264	10, 106
	収益的支出	6, 695	6,650	6, 579
	差引	3, 393	3, 614	3, 527
Н-	当年度純利益	3, 321	3, 533	3, 444
内	当年度分消費税及び地方	72	0.1	83
H/X	消費税資本的収支調整額	12	81	83
当	年度未処分利益剰余金	3, 321	3, 533	3, 444

資本的収支

(単位:百万円)

区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
資本的収入	3, 151	3,809	3,868
資本的支出	8, 217	9,051	8, 142
差引	$\triangle 5,066$	$\triangle 5,242$	$\triangle 4,273$

資本的収支の不足額は減債積立金、損益勘定留保資金等で補てんした。

企業債等残高

(単位:百万円)

区分	平成 16 年度	平成17年度	平成 18 年度
企業債当年度末残高	44,868	40,343	36,728

地区別工業用水道事業の現状 (平成18年4月1日現在)

(単位: m³/目、%)

(事位: M/口、					, 70)		
区分	事業名	年度	① 計画水量	② 給水能力	③ 契約水量	④ 特定給水量	(③+④) ÷② 契約率
	上海川工茶田小澤東	平成 16 年度	148,800	148,800	148,800	0	100.00
	小瀬川工業用水道事 業	平成 17 年度	148,800	148,800	148,800	0	100.00
	未	平成 18 年度	148,800	148,800	148,800	0	100.00
	小瀬川工業用水道事	平成 16 年度	5,600	5,600	3,000	0	53.57
岩	業(2期)	平成 17 年度	5,600	5,600	3,000	0	53.57
岩国柳井地区	未(2朔)	平成 18 年度	5,600	5,600	3,000	0	53.57
井地	化目川工業田水送車	平成 16 年度	118,800	31,200	31,200	0	100.00
区	生見川工業用水道事業	平成 17 年度	118,800	31,200	31,200	0	100.00
		平成 18 年度	118,800	31,200	31,200	0	100.00
	柳井川工業用水道事業	平成 16 年度	6,000	6,000	600	0	10.00
		平成 17 年度	6,000	6,000	600	0	10.00
		平成 18 年度	6,000	6,000	600	0	10.00
	士匠, 士+3川丁柴田	平成 16 年度	15,100	8,700	8,300	400	100.00
	吉原・末武川工業用 水道事業	平成 17 年度	15,100	8,700	8,400	0	96.55
		平成 18 年度	15,100	8,700	8,600	100	100.00
		平成 16 年度	436,800	436,800	421,800	0	96.57
周	周南工業用水道事業	平成 17 年度	436,800	436,800	431,800	0	98.86
周南地		平成 18 年度	436,800	436,800	436,800	0	100.00
区	向道・川上工業用水	平成 16 年度	168,000	168,000	168,000	0	100.00
	道事業	平成 17 年度	168,000	168,000	168,000	0	100.00
	但 尹禾	平成 18 年度	168,000	168,000	168,000	0	100.00
	富田・夜市川工業用	平成 16 年度	94,200	94,200	94,200	0	100.00
	水道事業	平成 17 年度	94,200	94,200	94,200	0	100.00

		平成 18 年度	94,200	94,200	94,100	100	100.00
	佐波川工業用水道事	平成 16 年度	114,100	114,100	64,100	0	56.18
		平成 17 年度	114,100	114,100	64,100	0	56.18
防府	業(1期)	平成 18 年度	114,100	114,100	52,300	0	45.84
防府地区		平成 16 年度	80,900	40,450	16,650	0	41.16
	佐波川工業用水道事	平成 17 年度	80,900	40,450	16,830	0	41.61
	業(2期)	平成 18 年度	80,900	40,450	10,630	0	26.28
	国本川工米田小学車	平成 16 年度	368,000	368,000	368,000	0	100.00
	厚東川工業用水道事	平成 17 年度	368,000	368,000	368,000	0	100.00
宇部	業(1期)	平成 18 年度	368,000	368,000	368,000	0	100.00
	厚東川工業用水道事業(2期)	平成 16 年度	59,500	59,500	59,500	0	100.00
小野田		平成 17 年度	59,500	59,500	57,800	0	97.14
田地		平成 18 年度	59,500	59,500	57,800	0	97.14
地区	厚狭川工業用水道事業	平成 16 年度	50,000	50,000	46,150	630	93.56
		平成 17 年度	50,000	50,000	44,150	330	88.96
		平成 18 年度	50,000	50,000	39,220	930	80.30
	木屋川工業用水道事	平成 16 年度	180,000	180,000	170,160	0	94.53
	業(1期)	平成 17 年度	180,000	180,000	170,160	0	94.53
下関地	未(1別)	平成 18 年度	180,000	180,000	170,160	0	94.53
地区	木屋川工業用水道事	平成 16 年度	22,000	3,400	2,440	0	71.76
	木屋川工業用水垣事 業(2期)	平成 17 年度	22,000	3,400	2,440	0	71.76
	未(4 朔)	平成 18 年度	22,000	3,400	2,440	0	71.76
		平成 16 年度	1,867,800	1,714,750	1,602,900	1,030	93.54
	合 計	平成 17 年度	1,867,800	1,714,750	1,609,480	330	93.88
		平成 18 年度	1,867,800	1,714,750	1,591,650	1,130	92.89

(イ)管理主体のあり方について

工業用水道事業については、「山口県行政改革推進プラン」の組織 改革の今後の取組の中で、平成 19 年度を目途に検討を行うものとし て、地方独立行政法人対象機関としてあげられており、次の理由によ り工業用水道事業への指定管理者制度の導入はなじまないものとの 結論に至っている。

- ・ 工業用水道事業の管理運営に当たっては、ダム運用における治水 行政との密接な連携が不可欠であること。
- ・ 工業用水道事業は県の重要な産業政策として位置づけられており、 施設整備・改修計画など施設の管理運営の根幹業務については、県 が責任を持って実施する必要があること。

(ウ) 結果及び意見

a 結果

工業用水道事業は、県の重要な産業政策であり、ダム運用におけ

る治水行政との密接な連携が不可欠であることから直営を継続する 合理的理由は認められる。

なお、ホームページなどを通じて、経営方針及び財務状況など経 営内容について公開し、情報開示に努め、また、第三者機関による 外部評価を行い、その内容を県民へ公開している。

ト 山口県立総合医療センター(以下「総合医療センター」という。) (所管課:医務保険課)

(ア) 施設の概要

所 在 地 山口県防府市大字大崎

設置条例等 地方公営企業法 (昭和 27 年法律第 292 号)

山口県病院事業の設置等に関する条例(昭和 41 年

山口県条例第45号)

診療科目 23科

病 床 数 504 床 (一般病床 490 床 感染症病床 14 床)

設置年月日 昭和24年4月1日

主 な 施 設 本館棟 救急棟 感染症病棟

その他附属施設等

利用状况

(単位:人、%、日)

項目 年度	平成 16 年度	平成17年度	平成 18 年度
入院	167, 309	167, 835	168, 430
外来	251, 150	235, 684	230, 623
一般病床利用率	95.3	95.6	94.2
平均在院日数	18.5	17.3	16.3

^{※「}入院」及び「外来」は、年間延べ入院患者数・外来患者数を指す。

収益的収支

(単位:千円)

項目 年度	平成 16 年度	平成17年度	平成 18 年度
医業収益	8,861,565	9, 088, 353	9,046,915
医業外収益	1, 578, 280	1,668,655	1,620,324
一般会計負担金	1, 473, 073	1, 553, 823	1,509,851
特別利益	0	0	0
収益計	10, 439, 845	10, 757, 008	10,667,239
医業費用	9, 560, 623	10, 039, 399	10, 132, 348
給与費	5, 421, 508	5, 611, 122	5,680,835
医業外費用	530, 543	538, 943	482, 035
特別損失	0	0	0
費用計	10,091,166	10, 578, 342	10,614,383
当年度収支	348, 679	178, 666	52,856

資本的収支

項目	年度	平成 16 年度	平成17年度	平成 18 年度
収益	注 計	1, 130, 145	1, 915, 639	1,032,844
	一般会計負担金	408, 702	407, 904	419, 018
支出	計	1, 512, 621	2, 351, 563	1, 575, 710

(単位:千円)

職員数の推移 (単位:人)

項目 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
事務職員	24	26	26
技術職員	473	490	504
現業職員	42	41	40
臨時的任用職員	33	15	16
臨床研修医	28	30	28
計	600	602	614

(イ)管理主体のあり方について

医療制度改革等病院を取り巻く環境が大きく変化する中で、県民への医療サービスの充実を図るためには、県内唯一の県立総合病院として、救急医療、高度専門・特殊医療、へき地医療や災害時における医療の提供などに引き続き取組み、県の基幹病院としての役割を果たしていく必要がある。

特に、民間病院が担うことが困難な不採算医療等に対する県立病院の役割はますます大きくなると考えられることから、こうした県立病院の役割を果たしていくためにも、一層、効率的な病院経営が求められているところである。

このため、自立的・弾力的な運営、サービスの向上、効率的な業務執行等を行う観点から、地方独立行政法人化をはじめ、指定管理者制度の導入、地方公営企業法の全部適用等、病院組織の運営形態について、幅広く検討を行っているところである。

なお、「山口県行政改革推進プラン」において、地方独立行政法人の検討対象機関としてあげられており、平成 19 年度を目途にその方向性を示すことになっている。

(ウ) 意見

総合医療センターは、地方独立行政法人の検討対象機関としてあげられており、平成 19 年度を目途にその方向性を示すことになっているが、県の基幹病院としての役割と同時に採算を重視し、第三者機関による評価等の導入及びその情報公開を含めた検討が必要である。

ナ 山口県立こころの医療センター(以下「こころの医療センター」とい う。)

(所管課:医務保険課)

(ア) 施設の概要

所 在 地 山口県宇部市大字東岐波

設置条例等 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25

年法律第 123 号)

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)

山口県病院事業の設置等に関する条例 (昭和 41 年

山口県条例第45号)

診療科目 精神科 神経科

病 床 数 180 床

設置年月日 昭和 28 年 9 月 1 日 (昭和 43 年 11 月 1 日 現在地

に移転開設)

主 な 施 設 管理診療棟 病棟 生活療法棟 その他

平成 16 年度より、新病院の建設を行っており、平成 18 年度に入院棟が完成、今後は外来診療棟を整

備する予定となっている。

利用状況

(単位:人、%、日)

項目 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
入院	68,009	67, 152	64, 589
外来	17, 156	16, 505	18, 172
病床利用率	93.2	92.0	89.2
平均在院日数	336	352	231

^{※「}入院」及び「外来」は、年間延べ入院患者数・外来患者数を指す。

収益的収支

(単位:千円)

項目 年度	平成 16 年度	平成17年度	平成 18 年度
医業収益	1,061,117	1,055,526	1,052,765
医業外収益	302, 526	313, 326	298, 962
一般会計負担金	253, 828	265, 719	250, 050
特別利益	1,874	0	0
収益計	1, 365, 517	1, 368, 852	1, 351, 727
医業費用	1, 300, 521	1, 288, 269	1, 367, 954
給与費	1,015,348	993, 734	1,014,204
医業外費用	23,675	48,980	24,802
特別損失	2,082	0	0
費用計	1, 326, 278	1, 337, 249	1, 392, 756
当年度収支	39, 239	31,603	△41,029

資本的収支

(単位:千円)

項目	年度	平成 16 年度	平成17年度	平成 18 年度
収益	注 計	33, 488	619, 484	2,674,287
	一般会計負担金	10, 488	10, 484	11, 213
支出	計	39, 374	626, 723	2,682,059

職員数の推移

(単位:人)

項目 年度	平成 16 年度	平成17年度	平成 18 年度
事務職員	9	10	10
技術職員	76	76	80
現業職員	14	12	11
臨時的任用職員	2	2	7
計	101	100	108

(イ)管理主体のあり方について

医療制度改革等病院を取り巻く環境が大きく変化する中で、県民への医療サービスの充実を図るためには、県内唯一の県立精神科病院として、救急・重症患者を積極的に受け入れるなど、県の基幹精神科病院としての役割を果たしていく必要がある。

特に、民間病院が担うことが困難な不採算医療等に対する県立病院の役割はますます大きくなると考えられることから、こうした県立病院の役割を果たしていくためにも、一層、効率的な病院経営が求められているところである。

このため、自立的・弾力的な運営、サービスの向上、効率的な業務執行等を行う観点から、地方独立行政法人化をはじめ、指定管理者制度の導入、地方公営企業法の全部適用等、病院組織の運営形態について、幅広く検討を行っているところである。

なお、「山口県行政改革推進プラン」において、地方独立行政法人の検討対象機関としてあげられており、平成 19 年度を目途にその方向性を示すことになっている。

(ウ) 意見

こころの医療センターは、地方独立行政法人の検討対象機関として あげられており、平成 19 年度を目途にその方向性を示すことになっ ているが、県の基幹病院としての役割と同時に採算を重視し、第三者 機関による評価等の導入及びその情報公開を含めた検討が必要であ る。

(3) 指定管理者制度導入施設

全般

ア 山口県の指定管理者制度の導入状況の検証

(ア)都道府県全体数との比較

指定管理者制度導入施設数 (単位:施設、%)

区分	山口県		都道府県全	
導入数	176	79.3%	7,083	59.2%
公の施設数	222	100.0%	11,973	100.0%

指定管理者の選定手続別状況

(単位:施設、%)

区分	山口県		都道府県全体	
公募	144	81.8%	3,625	51.2%
従前の管理受託者を公募の方	28	15.9%	3, 353	47.3%
法によることなく選定	20	10.9/0	3, 333	41.0/0
その他	4(新規)	2.3%	105	1.5%
合計	176	100.0%	7,083	100.0%

4(新規)とは、おのだサッカー交流公園と港湾施設(徳山下松港)、県営 住宅 1 施設、やまぐちフラワーランドであり、選定手続はやまぐちフラワ ーランド以外は非公募である。

指定管理者の団体の種別状況 (単位:施設、%)

区分	山口	1 県	都道府県全体		
株式会社、有限会社	7	4.0%	318	4.5%	
財団法人、社団法人公社	139	79.0%	5,524	78.0%	
公共団体	20	11.4%	260	3.7%	
公共的団体	6	3.4%	474	6.7%	
NPO法人	3	1.7%	63	0.9%	
その他	1	0.6%	444	6.3%	
導入施設数	176	100.0%	7,083	100.0%	

指定管理者制度導入施設の従前の管理状況

(単位:施設、%)

区分	山口	 県	都道府県全体		
管理委託制度による管理	93	52.8%	6,769	95.6%	
直営	79	44.9%	250	3.5%	
施設の新設	4	2.3%	64	0.9%	
合計	176	100.0%	7,083	100.0%	

直営79は県営住宅のものである。

施設の新設4は選定手続別状況記載の2施設の他に、やまぐちフラワー ランドと県営住宅1施設である。

指定管理者制度導入施設の従前の管理受託者の種別

(単位:施設、%)

区分	山口県		都道府	県全体
公共団体(注1)	21	22.6%	334	4.9%
公共的団体(注2)	5	5.4%	1,882	27.8%
改正前の地方自治法施行令第173条の3	6.7	72.0%	4 490	65.3%
第1号に該当する法人(注 3)	67	12.0%	4,420	00.5%
改正前の地方自治法施行規則第 17 条第		0.00/	20	0.20/
1号に規定する法人		0.0%	20	0.3%
改正前の地方自治法施行規則第 17 条第		0.00/	119	1 70/
2号に規定する法人	_	0.0%	113	1.7%
승 計	93	100.0%	6,769	100.0%

- (注1) 公共団体とは、地方公共団体、土地改良区など
- (注 2) 公共的団体とは、社会福祉法人、農業協同組合、森林組合、赤十字社、 自治会町内会など
- (注3) 地方自治法施行令第173条の3第1号に規定する法人とは、普通地方 公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を 出資している法人

従前の管理受託者が引き続き指定管理者となった施設数

(単位:施設、%)

区分	Щ	口県	都道府県全体		
従前の管理受託者が引き続き指					
定管理者となった施設数(A)	83	47.2%	5,981	84.4%	
(A/C%)					
うち従前の管理委託者を公募の					
方法によることなく選定(B)	28	15.9%	3,353	47.3%	
(B/C%)					
指定管理者導入施設数(C)	176	100.0%	7,083	100.0%	

指定管理者の選定基準の事前公表状況

(単位:施設、%)

区分	ДĘ] 県	都道府県全体		
事前公表している	145 82.4%		6,866	96.9%	
事前公表していない	31	17.6%	217	3.1%	
合計	176	100.0%	7,083	100.0%	

指定管理者の選定手続の事前公表状況

(単位:施設、%)

区分	山口	県	都道府県全体		
事前公表している	145	82.4%	5, 252	74.1%	
事前公表していない	31	17.6%	1,831	25.9%	
合計	176	100.0%	7,083	100.0%	

指定管理者の選定理由の公表状況

(単位:施設、%)

区分	山口県		山口県都道府	
公表している	145	82.4%	6,712	94.8%
公表していない	31	17.6%	371	5.2%
合計	176	100.0%	7,083	100.0%

指定管理者導入施設の指定期間別状況

(単位:施設、%)

区分	ЩГ] 県	都道东	F 県 全 体
1年			176	2.5%
2 年			72	1.0%
3 年			5,265	74.3%
4 年	6	3.4%	358	5.1%
5 年	170	96.6%	1,154	16.3%
6 年			1	0.0%
7 年			10	0.1%
8 年			2	0.0%
9 年			2	0.0%
10 年以上			43	0.6%
合計	176	100.0%	7,083	100.0%

指定管理者における利用料金制の採用状況

(単位:施設、%)

区分	山口	県	都道府県全体		
利用料金制を採用 (一部利用料金制を含む)	24	13.6%	1, 497	21.1%	
指定管理者導入施設数	176	100.0%	7,083	100.0%	

上記の都道府県全体の数等は平成19年1月総務省自治行政局行政課より公表されている「公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果」より記載している。

山口県の数は平成19年4月1日現在のものである。

(イ)検証結果

山口県の指定管理者制度の導入状況と都道府県全体との比較から、山口県は指定管理者制度の導入比率は高く、しかも、公募の比率が高い。このことは、指定管理者の指定について、条例で公募するとの定めに沿って指定管理者制度が導入されていることを示している。

指定管理者の団体種別において、民間事業等の導入比率は都道府県全体比率とほぼ同様であり、民間事業等のノウハウを活用するという指定管理者制度導入の趣旨は生かされている。

事前の選定手続の公表は都道府県全体の比率より高く、審査・選定に関して透明性への配慮がなされている。ただし、山口県の指定管理者制度における課題としては、非公募により選定された指定管理者の選定理由が公表されていない。本件に係る意見は、管理事務に係る意見 65 頁に記載している。

なお、指定期間は、一部の施設を除き5年間であり、指定管理者制度 導入の初回としては相当である。また、利用料金制の採用状況は、施設 の属性により異なり、一概に比較はできない。

イ 指定管理者制度の導入効果の検証

(ア) コスト面(削減額及び削減率)

平成 18 年度から指定管理者制度が導入され、指定管理料は、平成 17 年度の委託料に比較して決算ベースで約 354 百万円、率にして約 9%削減している。これは、制度導入に伴い業務委託契約に複数年契約の導入や電力料金の契約方法の見直し等のコスト削減計画による面もあるが、人件費の削減計画が大きく影響している。

その人件費の実績は、平成 17 年度に比較して約 188 百万円、率にして約 9%削減している。具体的には、指定管理者にNPO等の民間事業者が指定されたことにより、従来の管理団体の人件費と比較して非常勤職員が活用されたことや、給与水準が異なることによるものである。今後、直営施設に指定管理者制度の導入が更に進み、指定管理者にNPO等の民間事業者が指定されることが増加すれば、更にコストの削減効果は生ずるものと思われる。

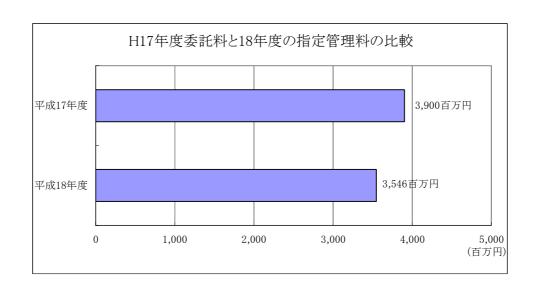
なお、平成17,18年度の委託料・指定管理料及び人件費の比較の概要は次のとおりである。

a 委託料と指定管理料の比較

(単位:千円)

(A) 平成 17 年度(委託料)	(B) 平成 18 年度(指定管理料)	(B)-(A) 削減額 (△は減少)
3, 900, 258	3, 546, 010	\triangle 354, 248

指定管理料の削減額 354百万円(約9%削減)



各施設の比較した詳細は次表のとおりである。

(単位:千円、%)

	(A)	(B)		(B)/(A)	(B)-(A)
施設名	H17 委託料	H18 指定管	理料	対前年比	増減 (△は減少)
セミナーパーク	357,841		300,780	84.1	△ 57,061
県民活動支援センター	23,600		19,439	82.4	△ 4,161
県民文化ホールいわくに	257,065		207,366	80.7	△ 49,699
秋吉台国際芸術村	180,417		166,872	92.5	△ 13,545
県民芸術文化ホールながと	44,324		44,324	100.0	0
県立きらら浜自然観察公園	53,776		52,800		△ 976
みぼり学園	194,319	194,157		99.9	△ 162
たちばな園	211,827	215,809		101.9	3,982
華南園	231,786		240,957	104.0	9,171
華の浦学園	221,718		215,927	97.4	△ 5,791
国際総合センター	252,314		245,419	97.3	△ 6,895
21世紀の森施設	22,196	(利)	547	97.1	△ 649
		(#IN	21,000		
維新百年記念公園	263,967	(利)	58,792	87.5	△ 33,009
柳井ウェルネスパーク	15,823		172,166 20,299	128.3	4,476
	·	(移行)	63,577	140.0	
周南流域下水道	417.320		271,024	80.2	△ 82,719
		(移行)	26,798	100 -	
田布施川流域下水道	98,610		72,492	100.7	680
大島青年の家	45,991	(和)	116 37,500	81.8	△ 8,375

油谷青年の家	51,397	(利)	169 38,185	74.6	△ 13,043
光青年の家	66,951	(利)	516 48,667	73.5	△ 17,768
健康づくりセンター	38,028	(利)	16,254 26,937	113.6	5,163
母子福祉センター	9,631		10,045	104.3	414
聴覚障害者情報センター	24,384		24,004	98.4	△ 380
栽培漁業センター	367,149		330,358	90.0	△ 36,791
松蔭記念館	4,008		5,048	125.9	1,040
江汐公園	17,185		18,844	109.7	1,659
片添ヶ浜海浜公園	28,370		30,112	106.1	1,742
萩ウェルネスパーク	25,651		29,436	114.8	3,785
長者ヶ原グリーンスポーツ広場	1,730		1,730	100.0	0
萩青年の家	40,438	(利)	317 35,000	87.3	△ 5,121
秋吉台少年自然の家	66,701	(利)	455 53,098	80.3	△ 13,148
ふれあいパーク	101,850		84,500	83.0	△ 17,350
埋蔵文化財センター	37,550		35,161	93.6	△ 2,389
スポーツ交流村	126,341	(利)	17,706 91,307	86.3	△ 17,328
計	3,900,258		3,546,010	90.9	△ 354,248

- ・ 委託料と指定管理料は、同一の条件で比較するため、金額の調整をしたも のがある。
- ・ (利)は、利用料金収入(指定管理者制度導入に伴って県が収授していた使用料が指定管理者の収授する利用料金となったものを記載しており、同の条件で比較するために加えている。)
 - (移行)は、平成 17 年度の委託料の対象になっていた業務が平成 18 年度に 県の直営になったもので、同一の条件で比較するために加えている。
- ・ 県営住宅は、平成17年度から指定管理者制度を導入しているため、平成18年度と対象件数が異なるので、上記に含まれていない。
 - また、平成18年度に開設された、おのだサッカー交流公園、やまぐちフラワーランド及び委託料・指定管理料の計上のない指定管理者制度導入施設は含まれていない。(次の人件費の比較も同様である。)

b 人件費の比較

(単位:千円)

(A) 平成 17 年度	(B) 平成 18 年度	(B)-(A) 削減額 (△は減少)
2,041,634	1,853,254	△188, 380

人件費の削減額 188百万円(約9%削減)



各施設の比較した詳細は次表のとおりである。

(単位:千円、%)

			(+14.	1 7 , /0/
	(A)	(B)	(B) (B)/(A)	
施設名	H17 人件費	H18 人件費	対前年比	増減 (△は減少)
セミナーパーク	92,994	78,086	84.0	△ 14,908
県民活動支援センター	18,700	14,874	79.5	△ 3,826
県民文化ホールいわくに	117,746	87,885	74.6	△ 29,861
秋吉台国際芸術村	107,014	90,688	84.7	△ 16,326
県民芸術文化ホールながと	-	_	_	_
県立きらら浜自然観察公園	34,802	32,489	93.4	△ 2,313
みほり学園	140,079	143,500	102.4	3,421
たちばな園	139,696	135,295	96.8	△ 4,401
華南園	171,175	160,368	93.7	△ 10,807
華の浦学園	165,135	157,945	95.6	△ 7,190
国際総合センター	97,510	97,518	100.0	8
21世紀の森施設	11,865	7,475	63.0	△ 4 , 390
維新百年記念公園	130,168	89,809	69.0	△ 40,359
柳井ウェルネスパーク	5,582	5,722	102.5	140
周南流域下水道	49,328	121,387	246.1	72,059
田布施川流域下水道	8,231	37,267	452.8	29,036
大島青年の家	37,487	24,674	65.8	△ 12,813
油谷青年の家	36,747	22,538	61.3	△ 14,209

54,602	31,065	56.9	△ 23,537
88,510	85,663	96.8	△ 2,847
6,846	6,860	100.2	14
19,826	22,173	111.8	2,347
217,686	185,341	85.1	△ 32,345
2,719	2,811	103.4	92
-	-	-	-
30,135	32,863	109.1	2,728
1,247	1,213	97.3	△ 34
_	-	-	_
33,618	20,420	60.7	△ 13,198
55,258	37,109	67.2	△ 18,149
74,207	47,366	63.8	△ 26,841
31,423	25,798	82.1	△ 5,625
61,298	47,052	76.8	△ 14,246
2,041,634	1,853,254	90.8	△ 188,380
	88,510 6,846 19,826 217,686 2,719 — 30,135 1,247 — 33,618 55,258 74,207 31,423 61,298	88,510 85,663 6,846 6,860 19,826 22,173 217,686 185,341 2,719 2,811 — — 30,135 32,863 1,247 1,213 — — 33,618 20,420 55,258 37,109 74,207 47,366 31,423 25,798 61,298 47,052	88,510 85,663 96.8 6,846 6,860 100.2 19,826 22,173 111.8 217,686 185,341 85.1 2,719 2,811 103.4 - - - 30,135 32,863 109.1 1,247 1,213 97.3 - - - 33,618 20,420 60.7 55,258 37,109 67.2 74,207 47,366 63.8 31,423 25,798 82.1 61,298 47,052 76.8

- ・ 人件費から退職金支出は除いている。
- -は県が人件費を負担していない。

(イ) サービス面

a 利用状況

監査対象とした 20 施設のうち、周南流域下水道及び田布施川流域下水道、県営住宅を除く利用者数の把握ができるもの 17 施設について、平成 17 年度と 18 年度の利用者数を比較すると、13 施設が増加し、4 施設が減少している (各施設の利用状況参照)。

増加の要因は、指定管理者制度導入により新しく開始されたサービス面の影響もあるが、主なものは、平成 18 年度に山口県で開催された国民文化祭やその他全国大会等のイベントによる影響が大きいと思われる。その意味では、規模の大きい各種大会の誘致も公の施設の利用促進のためには必要である。

b 指定管理者制度導入により新しく開始されたサービス

県が公表した「指定管理者制度導入施設に係るモニタリング結果 概要」(以下「モニタリング概要」という。)にまとめられているが 内容は次のとおりである。

- 利用料金の変更(割引制度の導入、回数券の発行等を含む。)
- 利用時間の延長
- 予約システムの導入(24時間受付体制の確立)
- ・ 他施設(外部機関)との連携
- ・ 施設環境整備(公園の緑化、使用機器の充実等)
- ・ 職員研修の拡充 (接遇、専門的知識の習得等)
- ・ 託児サービスの開始等

上記のサービスは、監査対象とした施設において取組みが始まり、 実施されていることは確認できた。特に、指定管理者が民間の事業者 の場合、積極的に取り組む姿勢がみられた。また、他の団体において も指定管理者制度の導入に伴い、指定管理料に不足が生じても県から 追加負担は受けられないということで、運営に緊張感があり、利用促 進等に取り組む意識は強くなっている。

(ウ)検証結果

現状では、新しく開始されたサービスの効果は、指定管理者制度導入一年目(県営住宅は二年目)ということもあり、(イ) a に記載したように目立った利用者数の増加には至っていない。しかし、指定管理者のサービス向上に向けた取組の姿勢がみられることや、モニタリング概要により公表されている利用者満足度調査結果等からみて、(ア)のコスト面の削減効果とともに、公の施設に指定管理者制度を導入した効果は認められる。ただし、現状で十分ということではなく、これからコスト削減をより進めるとともに、県民のニーズに沿った利用促進を図り、よりサービス面の改善に努める必要がある。その具体的内容は、指定管理者制度の管理事務に係る意見の指定管理者のサービス改善方策についての箇所 64 頁に記載している。

ウ 指定管理者制度の管理事務に係る指摘事項及び意見

(ア) 指摘事項

- a 指定管理業務の範囲について
- (a) たちばな園他2つの社会福祉施設においては、指定書に定める管理業務の中に委託手続を別途行うべきものがある。
- (b) 県民文化ホールいわくに他2つの文化施設においては、条例により定められた指定管理業務の範囲について、基本協定書の表現が適切ではない。
- b 条例の規定事項について

山口県営住宅条例第 45 条の 3 指定管理者の指定では、指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものということの規定が明確ではない。また、同条例では、指定管理者が講ずべき措置として個人情報の適正な取扱いを確保するための規定がない。

- c 指定管理料の算定が適切でないものがある。
- d 剰余金の算定が適切でないことについて

次のとおり、会計処理上、剰余金の算定が適切ではないものがある。

- (a) 税金費用について、平成17年度のものが平成18年度に計上され、 平成18年度に計上すべき税金費用が平成18年度に計上されていな いものがある。
- (b) 指定管理業務に属する経費が、指定管理業務以外の会計区分に計上されているものがある。
- (c)指定管理業務と指定管理業務以外の業務に共通に発生する経費に

- ついて、経費の按分計算が適切でないものがある。
- e 事業計画書の受付日について
 - 事業計画書が指定管理業務開始から約 2 か月後に受付されている施設がある。
- f 剰余金が生じた時は、事業報告書に剰余金が生じた理由を記載する ことが定められている場合に記載されていない施設がある。

(イ) 意見

- a 指定管理料総額のコスト削減について
- (a) 指定期間中の指定管理料総額決定の仕組み
 - ・ 県は、募集要項において、指定期間中の指定管理料総額の上限額を公表する。この上限額をめどに、公募の際、指定管理者から提案のあった金額を基に審査し、選定された指定管理者と県との間で協定金額が定まる仕組みになっている。(指定管理料は災害の発生など特別な場合を除き、原則として増額はない。)
 - ・ 募集要項に示された指定期間中の指定管理料総額(上限)と実際に協定された指定期間中の指定管理料の協定金額の関係を公募の応募者数との関連で調べたところ、次表のとおりとなっている。(指定管理料協定金額の指定管理料の上限額に対する割合が低い施設の順に記載している。)

項目	(A)	(B)	(D) /(A)		
	指定管理料上限額	指定管理料協定金額	(B) / (A)	公募の応募者数	
施設名	(千円)	(千円)	(%)		
大島青年の家	190, 975	143, 000	74. 9	3	
萩青年の家	171, 740	135, 000	78.6	3	
維新百年記念公園	836, 409	668, 088	79.9	4	
県民文化ホールいわくに	1, 192, 715	1, 014, 070	85.0	2	
県民活動支援センター	110, 910	97,675	88. 1	3	
21世紀の森施設	109, 300	99, 500	91.0	1	
秋吉台少年自然の家	294, 385	271, 752	92.3	3	
国際総合センター	1, 262, 850	1, 196, 134	94. 7	1	
セミナーパーク	1, 346, 745	1, 281, 977	95. 2	2	
秋吉台国際芸術村	1, 008, 285	968, 147	96.0	2	
ふれあいパーク	435, 460	422, 500	97.0	2	
光青年の家	250, 715	243, 335	97. 1	2	
スポーツ交流村	373, 756	366, 000	97.9	3	
やまぐちフラワーランド	733, 485	721, 359	98.3	2	
県営住宅	5, 742, 000	5, 652, 905	98. 4	2	
田布施川流域下水道	367, 945	364, 464	99. 1	2	
華の浦学園	1, 116, 455	1, 110, 505	99.5	1	
周南流域下水道	1, 372, 295	1, 365, 856	99.5	2	
たちばな園	1, 084, 180	1, 079, 045	99. 5	1	
松陰記念館	25, 290	25, 197	99.6	1	

華南園	1, 208, 925	1, 204, 785	99.7	2
県民芸術文化ホールながと	799, 665	797, 500	99. 7	長門市が公募
きらら浜自然観察公園	264, 560	264, 000	99.8	1
油谷青年の家	190, 950	190, 925	100.0	1
健康づくりセンター	130, 570	130, 570	100.0	2

(b) 上記の表の分析

指定管理料協定金額の指定管理料上限額に対する割合は、公募の応募者数の多い方が、指定管理料の金額が低くなっている。(応募者数が1の場合はすべて90%以上である。)

この結果から、公募の際、応募者数を増加させることがコスト削減につながることが示されており、今後の指定管理者導入施設の公募や再指定に向けては、公平な競争条件が確保された公募環境を整備することの検討が必要である。

(c) 公平な競争条件が確保された公募環境を整備するための方策

十分な公募期間の確保

監査対象とした指定管理者制度導入施設の公募期間は 1 か月であり、他県の状況もこの程度である。公募期間が短いとはいえないが、県の「ガイドライン」では、十分な期間(少なくとも 1 か月)を確保することを定めている。今後、指定管理者制度の導入をする施設や再指定の場合には、特に、利用料金制を採用する施設や文化事業を行う施設については、応募するかどうかの検討や事業計画書作成のための期間が十分確保される必要があり、ガイドラインでも少なくとも 1 か月としていることから、公募期間を検討する必要がある。

情報開示の充実等

人事課が取りまとめた平成 18 年度のモニタリング概要を県のホームページで公表しているが、民間事業者等にとっては、施設の情報(施設の現状の運営状況と課題等)を把握でき、応募するかどうかの判断や、応募するために改善しなければならない点等が明確になり、有用な情報である。

今後の指定管理者制度の導入や再指定に向けて、このような施設の情報開示を継続すること、また、より一層充実させることが必要である。

応募資格の検討

監査対象とした 20 の施設のうち、公募による 17 施設中 4 施設を除き、募集要項の応募資格に、主たる事務所を県内に有していることというのがある。この点は、地域産業の振興や地元の従業員の雇用の確保という観点が考慮されていると思われ、その点は理解できる。

しかし、監査した施設の中で、県外の事業者は応募ができない

ので応募者数は限定されるという意見があった。

応募者数を多くするという観点から、県外の事業者でも、県内に支店等がある場合は、応募の資格を与えることや、県外の事業者が指定管理者として指定された場合に、地域産業の振興や地域の雇用確保等の問題は、指定管理者選定の審査基準にその活用度等を加えることにより解決できると考えられるので、主たる事務所を県内に有することという要件は応募の資格要件から除くことができないか、公平性や指定管理者制度導入の趣旨等の観点から検討することも必要である。

なお、県内に主たる事務所がなく、支店等がある事業者を指定管理者の応募者に含めることにした場合、事業活動の実態があるか、物的施設及び人的組織の状況等のチェックを十分に行うことが必要になると考える。

インセンティブの確保

指定管理者の自助努力によるコスト削減の結果、発生した剰余金や利用料金収入の増加により発生した剰余金の取り扱いを、指定管理者と県がどのように配分するかなどのルールを明確にすることにより、指定管理者の事業に取り組む意欲を喚起し、応募者数の増加につながる可能性がある。

現状の募集要項では、利用料金制を採用している場合は、利用料金収入を指定管理者の収入とし、管理経費に充てることができることになっており、指定管理料の額は、業務に係る経費の支出見込額から、利用料金収入見込額を差し引いた額で算定されている。このため、利用料金収入が増加すれば、過大な利益を除き指定管理者の利益となる旨が規定されている。この過大な利益の範囲が募集要項では明らかではないが、指定管理者の管理業務の前向きな努力への意欲を低下させないように、また県民の理解が得られるように、募集要項で取り扱いを明確にできないか検討する必要がある。

利用料金制を採用していない場合の指定管理料は、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者の協定により決定することは利用料金制採用の場合と同じであるが、指定管理者のコスト削減の努力の結果、剰余金が生じた場合の取り扱いが募集要項に定められていない。その取り扱いを明確にすることを検討することが必要である。

b 指定管理者のサービス改善方策について

「モニタリング概要」に示されている主なものは次のとおりである。

- 施設の認知度の向上(ホームページ等広告媒体を活用した情報発信)
- 利用者サービスの向上(職員のスキルアップによる)
- ・ 施設の特色を活かした運営(地元学校等への出前講座の実施)
- 社会情勢への対応(関係機関との連携強化)
- ・ 県民参加型事業の拡充(多くの県民が参加できる総合イベントの充

実定着)

上記の改善方策は、各施設を監査した際に聴取したものと同じであり、 各施設は改善の必要性を認識しており、具体的にこれらの改善策を着実 に進めることが必要である。

その際には、利用者の満足度調査のみでなく、サービス提供の実施者である職員の自己評価の分析結果及び利用者の苦情をとりあげる仕組みを作り、それらの分析結果から、改善点を把握し、サービス向上につなげる取組みも必要と思われる。

さらに、県(所管課)は、モニタリングによるサービスの質のチェックを充実させる必要がある。本件についてはモニタリングの確実な実施の箇所 68 頁に記載している。また、県(人事課)は、平成 18 年度の指定管理業務に対して行ったモニタリングの結果を総括し県民に公表しており、このことを継続すると同時に、公表結果等に対する県民(施設の利用者以外の人を含めた)の意見(パブリックコメント)を取り上げる仕組みを構築することを検討すべきではないかと思われる。

c 募集・審査・選定・公表について

指定管理者の募集は、原則公募によることにしており、選定は外部委員 5~6人で構成される指定管理者選定委員会により審査を行い、合計点の多かった団体を指定管理者に選定している。公募に際しては、審査基準、審査委員を公表している(学識経験者や専門家等の資格等を公表し、氏名は公表していない)。また、選定結果及び選定理由はすべて公表されており、募集・審査・選定・公表に至る過程は公正でかつ透明性が確保されている。監査対象とした非公募3施設も審査委員会で審査を行い、指定管理者を選定するところまでは同じ方法であるが、1施設については審査選定に係る報告書がなく、作成する必要がある。また、非公募施設については選定理由が公表されていない。今後、指定管理者制度を導入する施設や再指定に際しては、選定の透明性を高めるために、選定理由を公表することを検討する必要がある。

d NPO法人の定款について

指定管理者に指定されている2つのNPO法人の定款において、NPO法人が行う事業として公の施設の管理運営を行うことの定めがない。NPO法人が指定管理業務として公の施設の管理を行うことは、NPO法人本来の事業と同じく重要な事業であり、定款で明確にすることを指導する必要がある。

e 指定管理者の募集及び再指定の際の指定管理者の指定時期について 平成 18 年度から指定管理者制度が導入された施設の指定管理者の指 定は、前年の 12 月議会で議決され、翌年の 4 月から管理業務が開始し、 準備期間は約 3 か月であった。

文化事業や貸館ホールを有する施設の文化事業の計画や大きな大会等の貸館の貸出予約受付業務は、指定管理業務が開始するまでの準備期間に十分余裕があるほど業務が充実するという状況がある。このことへ

の改善策として、これから指定管理者を募集する施設や再指定の場合には、指定の時期をもう少し早く、例えば前年の9月にすることなどが考えられないか検討することも必要である。ただし、あまり早く指定すると、再指定を受けられなかった指定管理者の事業への意欲が低下することも可能性としてはあるので、指定管理業務の不完全履行の部分のチェック方法の整備と併せて検討する必要がある。

f 包括協定書等の作成状況について

包括協定書等の内容が所管課により異なっている。協定内容に矛盾するものはみられないものの、施設に特有な事項がある場合を除き、管理業務に必要な事項は、協定内容を統一し、包括協定書等の作成をすべきである。

また、指定書附款管理業務実施規程があるので包括協定書を作成しないという施設が、監査対象とした施設の中に 1 施設あり、4 施設では、同管理業務実施規程では管理業務に必要な事項が詳細に定められているが、包括協定書で一部しか規定されていない。指定管理者制度は、県と指定管理者が対等の立場で協議し、合意した事項を包括協定書として作成し、指定管理業務の運営を進めるべきであり、包括協定書は、管理業務実施規程との整合性に留意し作成することが必要である。

g リスク分担について

修繕費に関して、リスク分担とは異なった扱いをしているケース(各施設のリスク分担の項に記載)がみられるが、リスク分担を定めている以上、このようなケースがないことが望ましいと考える。その観点からの意見は次のとおりである。

(a) 緊急を要する場合の修繕費の扱い

社会福祉施設の利用者の生活に不可欠な設備等の突発的な故障に伴う大規模修繕(1件100万円以上の修繕)について、リスク分担では多くの場合、県の負担で行うことになっているが、補正予算の成立を待ってからの施工では、利用者の日々の活動等に支障が生じるということで、指定管理者が行っている場合がある。

このような理由により指定管理者がリスク分担によらない修繕費の支出を行うことは適切ではなく、突発的な故障等に伴う大規模修繕に対して、県が速やかに対応できる仕組みを検討する必要がある。その対応方法として、例えば、突発的な理由による修繕工事に対応するための一定金額の予算措置をしておくことなどと同時に、緊急を要する大規模修繕は多くの施設において発生する可能性があるので、リスク分担の取扱いについて明確にすべきではないかと考える。

(b) 小規模修繕が予算よりも多く発生すると予測される場合の扱い 指定管理者から、「小規模修繕を重ねた結果、場合によっては予算 の範囲を超えてしまう懸念がある」との訴えがあった。

小規模修繕が累積し、予定している予算を上回る可能性は、今後、 他の施設でも起こることが予想される。 公の施設は、県民が安全で快適に利用できるということが必要であり、上記の状況に対応するために、修繕費の県の負担について、1件当たり 100 万円以上という他に、年間の修繕費の必要額が一定金額(小規模修繕の累積限度額)を超える場合、当該リスクに対する手当てを検討するべきではないかと考える。

(c) リスク分担に関する協定を逸脱した修繕費の扱い

収支に剰余金が多く発生することが見込まれる時に、少額修繕費を超える修繕(例えば協定書のリスク分担表において県の負担で行うことになっているもの)を指定管理者の負担で行っているケースがある。このようなリスク分担に従わない修繕費の支出は、指定管理者の剰余金の金額を歪めるので、県は、指定管理者がリスク分担に従った資金の運用ができるように配慮する必要がある。

そのためには、県は、指定管理者から翌事業年度の修繕計画などを盛り込んだ事業計画書の概要版を当年度の10月頃に提出を受けており、その事業計画書の内容を吟味し、県が行うべき修繕工事は予算化して、修繕費に関してリスク分担どおりの運用が行われるようにすべきではないかと考える。

h 事業計画書の提出日について

事業計画書の提出については、法令上の制限はないが、県が指定する期日までに提出することが包括協定書又は指定書附款管理業務実施規程に定められている。県は、提出を受けた事業計画の内容を審査し、必要があるときは内容の修正又は変更をすることができることになっている。

平成 18 年度は、監査対象とした 20 施設のうち 5 施設については、6 月に入ってからの受付けとなっている。

事業計画書については、提出を受け、県が審査する期間が必要であるので、できるだけ早期に提出される必要がある。事業計画書の提出が事業年度開始の直前になるのは、理事会が年度末近くに開始され、事業計画書はその理事会で承認されたものを県に提出するためということ確保するが、これでは、県が指定管理者の事業計画書を審査する時間を翌年度ある。ことは難しい。対応策として、例えば、年度末の1か月前に翌年度の事業計画書承認のために臨時理事会を開催するか、あるいは、事業計画書承認のために臨時理事会を開催するか、あるいは、事業計画書で承認されたものを提出させることを見は指定管理者と協定し、これを包の理事会で承認されたものを提出させることとし、変更等があればその部分に審査するという方式も考えられる。このようにすることにより、計画が公の施設の設置目的に従っているか、県民ニーズを反映したものになっているか等、県の事前のチェックが十分行われ、施設の公共性の確保と施設の利用促進に資する事業の展開が可能となる。

i 事業報告書について

事業報告書の提出については、地方自治法第244条の2第7項に、指

定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し 事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出 しなければならないと定められている。

この事業報告書について包括協定書では、管理業務に係る収支に剰余金が生じたときは、事業報告書に剰余金が生じた理由を記載するよう定めているが、監査対象とした 20 施設では一部の施設で記載があったものの、多くの施設では記載がなかった。

なお、20 施設のうち 3 施設では、剰余金が生じた場合、その理由を記載する旨の定めがないので、包括協定書に定めることを検討する必要がある。

また、事業報告書には、管理業務の実施状況、施設の利用状況、利用料金制を採用している場合は料金収入の実績、管理経費の収支状況等が記載されているが、利用者の満足度などのアンケート結果の状況の記載がない。

所管課のモニタリングは事業報告書を基に行っており、上記の事項はいずれも必要な情報として、指定管理者が作成する事業報告書には必ず記載するよう指導する必要がある。

i モニタリングの確実な実施について

平成 18 年 11 月に人事課より公表されているモニタリングの目的、種別、フロー図は次のとおりである。

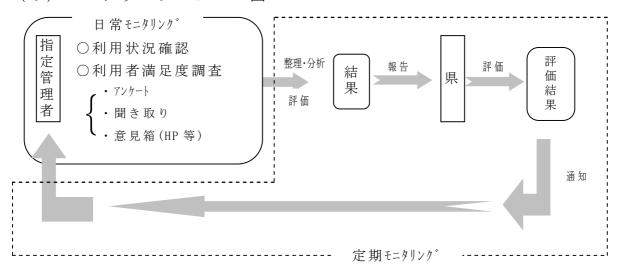
(a) モニタリングの目的

指定管理者制度導入後の指定管理者の管理運営状況を確認するとともに、導入の目的である①サービスの向上②経費の節減について、その達成の度合いを測定し、指定管理者制度の運用の向上を図る。

(b) モニタリングの種別

頻度	モニタリングの内容・報告	時	期	指定	県
① 日常	利用状況や協定書等で定められた事項を履行しているか	• 日	々	0	
	などを日々または月単位で整理。	• 毎	月		
②定期	日常モニタリングの結果分析や利用者満足度調査をもと	• 匹	半期	0	\circ
	に指定管理者と県(施設所管課)が協力して実施。顧客満	· 年	度毎		
	足度を測定し、改善が必要な点はそれぞれの立場に立った				
	適切な改善を図る。				
③随時	トラブル発生時等、指定管理者がとる改善行動について、	• 随	時		\circ
	適切かどうか、立入調査等により実施。				
	→問題が修復されていないと判断した場合は、改善の指示や指定				
	の取消し、指定管理業務の停止を命じる。				

(c) モニタリングのフロー図



(d) 実施状況

・ 県(所管課)は、事業年度終了後の現地確認では、事業報告書に 基づいて管理運営業務の実施状況の履行確認を行っている。その際、 指定管理者から管理運営の状況について説明を受け、現場の状況を 視察し、事業計画との整合性や予算と実績の差額などの点検・分析 を行っている。しかし、8施設が、日常モニタリングは実施している ものの、事業年度終了後の施設に出向いての現地確認を行っていな かった。確実に実施し、その状況を文書により作成し、保存する必 要がある。

また、一部の施設では履行確認の結果がモニタリング報告書に記載されていたが、多くの施設では明確に記載されていない。剰余金の算定上、不完全履行剰余金は指定管理料から減額するものとされており、業務のうち不完全履行の部分があるかないかのチェックは重要な事項であり、未履行の有無について文書で具体的に記載すべきである。

・ 管理業務の質に関してのモニタリングでは、特に、文化事業や社会福祉施設サービスなど人的サービスの提供の内容等により利用者の満足度に大きな影響があるものは、施設利用者による満足度などのアンケート調査結果に加えて、公平、公正でかつ専門的見地からの評価をするために、有識者等から構成される評価委員等や外部のコンサルタントによる第三者評価の活用を検討することも必要である。

例えば、社会福祉施設では3年に1度外部の機関に委託し、第三者評価を実施することとしているが、運営状況の点検方法としては 適切である。

モニタリングにおいては、指定管理者のサービスが継続して安定 的に提供されるかどうかの観点からのチェックが必要である。特に、 利用料金制が適用されている施設で、利用料金収入が増加する見通 しのもとに指定管理料が減額されている。例えば、175 頁に記載しているが、大島青年の家では、平成 18 年度は指定管理料 37,500 千円、自主事業による利用料金収入(以下「利用料金収入」という。)10,600 千円の計画が、平成 22 年度には、指定管理料 16,000 千円、利用料金収入 32,600 千円となっている。利用料金収入は、指定管理期間の最初と最終年度の比較では約 3 倍、金額にして 22,000 千円増加する計画になっている。(平成 18 年度は計画を達成している。)

このような場合、利用料金収入が事業計画どおりに達成されないときは、県と指定管理者のリスク分担表では、指定管理者の負担とすることが定められているが、負担することになればサービスを継続して提供することが困難になる可能性がある。

このような状況を回避するためには、県(所管課)は事業計画の 達成状況及び財務の状態のモニタリングを行うとともに、利用促進 のための支援などを行う必要がある。

k 指定管理者の管理業務に係る収支計算の適正化について

指定管理料の精算を行う際は、剰余金の額が適切に算定される必要があるが、そのためには、収支の会計処理について以下の点について改善する必要がある。

(a) 収支計算の会計処理に発生主義を適用することについて

このたびの監査で、多くの施設において、法人税等の税金費用の処理が発生主義により計上されていなかった。平成 17 年度(前年度)の法人税等の税金費用が平成 18 年度(当年度)に計上されている場合があり、また平成 18 年度に計上すべき法人税等の税金費用が計上されていない場合などがあった。

剰余金が誤った会計処理により算定されることは好ましくなく、収入・支出の基準として発生主義により計上することを徹底する必要がある。

(b) 同一法人内において、指定管理業務部門とそれ以外の業務部門(本 部を含む)で共通に発生する経費の按分について

指定管理者として行っている事業と他の事業との経理は、明確に区分され、経理処理が行われているが、共通経費の各会計区分への按分について次のとおり検討を要する事項がある。

- ・ 施設において同一の職員等が指定管理業務とそれ以外の業務を行っている場合に、指定管理業務にのみ人件費を配分させているケースがある。指定管理業務の収支の実績を正しく把握し、剰余金の額を適切に算定するために、所管課は、指定管理者の人件費の按分基準についてモニタリングする必要がある。また、光熱水費等についても按分の必要がないか、その場合の按分基準は適切かどうかについてもモニタリングする必要がある。
- 消費税を納付する施設で、指定管理業務部門とそれ以外の業務部門の消費税の按分を課税売上高の比で行っているが、各業務部門の

課税仕入の発生金額は課税売上に対して同じ割合で発生するものではない。

消費税の納付金額は課税売上から課税仕入を控除して算出されることから、各業務部門の課税仕入を直接的に把握できる課税仕入と共通に発生する課税仕入に区別し、共通に発生する課税仕入は按分計算により各業務部門に負担することとし、直接的に把握した課税仕入と合わせて各業務部門の課税売上から控除して、各業務部門の納付金額を算出する必要がある。

これらのことから、指定管理業務とそれ以外の業務との間で発生する共通費について、指定管理業務への按分を適切に行うために、あらかじめ所管課と指定管理者との間で費目、按分基準等についての取決めが必要である。

1 指定管理業務の収支に係る専用口座について

募集要項では、指定管理業務に係る経費及び収入は、他の業務に係る ものと区分して経理をするとともに、専用の口座で管理をすることが定 められている。現状は収支の区分は行っているものの、専用の口座で管 理していない施設が、監査対象施設のうち5施設あった。

指定管理料の受入れに際しては、専用の口座を作成すべきである。また、現状は指定管理業務開始後約30日以内に支払いがされているが、県は、専用口座の作成を求める以上、指定管理者が経費の支払いをするために、指定管理料以外の預金で支払いをする必要がないように、指定管理業務開始日により近い日に指定管理料の支払いをする必要がある。

なお、募集要項では専用口座で管理するとされているが、包括協定書でその旨を規定しているのは、監査対象とした 20 施設のうち 3 施設のみである。他の施設においても、再指定に備えて、募集要項の定めと同様に、指定管理者の業務に係る経費及び収入は専用の口座で管理する旨、包括協定書で規定すべきである。

m 利用料金制について

- (a) 利用料金制を採用している施設においては、県民へ利用料の一部を還元をするという方針により、無料開放日を設けている施設がある。このことは、公の施設が地域に認知され、親しまれる存在になり、施設の管理運営の方向性としては評価できる。所管課は、今後、公の施設がその役割をより果たしていくため、無料開放日の行事の内容などに、地域住民に企画の段階から参加を求めることや、意見を反映することが可能となるように、指定管理者に対し、指導や地域の情報提供などの支援をより進めるべきである。
- (b) 所管課は、利用料金制の実施により、指定管理者の管理運営が経費の削減による収益性優先の傾向にならないようにするため、特に利用者の満足度調査結果の分析などによるサービスの質の評価にも注視すべきであり、モニタリングを十分に実施する必要がある。

n 貸館事業等における前受金の取扱いについて

貸館事業では料金が前払いされるため、当該事業年度の末日前に翌事業年度分の利用料の入金がある。指定期間最終年度の前受金の取扱いについては検討を要する。

特に、指定管理者が代わる場合の引継ぎの際には、指定管理者の営業努力が継続するように、前受金を獲得するまでの指定管理者の営業努力に見合うものについて、一定割合は指定管理者に帰属するという扱いができないか検討することが必要と思われる。

o (a) 指定管理料で取得した備品(以下「調達備品」という。) と県有備品の貸与である備品(以下「貸与備品」という。) の指定期間終了時等の取扱いについて

指定期間終了時等による施設・設備・備品(以下「施設等」という。)の引渡しに係る貸与備品の取扱いについて県と指定管理者で適切に協定されているのは、監査対象とした 20 施設のうち、文化振興課所管の県民文化ホールいわくに、秋吉台国際芸術村、県民芸術文化ホールながとの 3 施設である。

この3施設では、基本協定書において貸与備品と調達備品を区別して、 施設等の引渡し時の備品等の扱いを次のように定めている。

貸与備品については、「県又は県が指定する団体に対して引き継ぐこと。」

調達備品については、「原則として指定管理者が自己の責任と費用で撤去又は撤収するものとする。県と指定管理者が合意すれば県が指定する団体に対して引き継ぐこと。」と定めている。

他の施設では、貸与備品と調達備品を区別しないで施設等引渡し時の引渡し方法を定めている。一部の施設では引渡し時の備品等の取扱いについて取決めがされていない。

貸与備品は県の所有であること、調達備品はリスク分担表等で所有権が指定管理者にあることが示されていることから、他の施設においてもこの差異に着目し、指定期間終了時等の引渡し方法について、貸与備品と調達備品を区別して包括協定書、指定書等に明示すべきである。

例えば、指定管理者が社会福祉事業団であるたちばな園等の施設等引渡し時の備品の扱いをみると、貸与備品の場合であれば理解できるが、施設等の引渡し時の調達備品の取扱いとしてはなじまないと考えられるため、検討が必要である。(この件は一つの例としてたちばな園の箇所で具体的に記載している。)

(b)調達備品の耐用年数と指定管理期間について

調達備品について、耐用年数が指定管理期間に比較して長期のものがあり、その調達備品の購入代金は指定管理料のなかから支出されているが、所有権は指定管理者にある。この件が問題になるのは、指定管理者制度の仕組み上、現在の指定管理者が次の指定管理者として指

定を受けられるとは決まっていないことにより、仮に、継続して指定を受けられないときは、この備品が指定管理料により負担されているにもかかわらず、次期指定管理業務には使用されないという状況が発生する場合である。

このようなことを回避するために、指定管理料により調達した備品で、耐用年数が指定管理期間を超えるものについては、例えば、次の指定管理者が残存価格で引き継ぐことができるとするなど、応分の負担において、かつ、指定管理業務の円滑な移行が可能となる仕組みを検討することが必要と思われる。

p 管理業務の委託の制限に関する定めについて

「指定管理業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、県の承認を得たときは管理業務の一部を第三者に委託することができる。」という委託の制限に関する定めが包括協定書又は指定書にない施設が3施設ある。第三者に委託してはならないとの定めはあるが、県の承認を得たときは第三者に委託することができるという定めがない施設が1施設ある。

業務の一部を県の承認があれば委託することができるという定めのない 1 施設は、県の承認があれば可能である旨、また、委託の制限に関する規定がない 3 施設は、委託の制限に関する旨の規定を定めるとともに、県の承認があれば可能である旨の規定をすることを検討する必要がある。

q 指定管理者が県の外郭団体の場合の県職員の派遣について

指定管理者制度導入施設において、指定管理業務を行うために県から派遣されている職員の状況は次のとおりである。

(単位:人)

施設 年度	平成18年4月現在	平成19年4月現在	平成22年4月目標
国際総合センター	3	3	2
秋吉台国際芸術村	2	1	0
セミナーパーク	2	2	2
みほり学園	1	1	0
栽培漁業センター	10	9	8
計	18	16	12

上記の指定管理者への県職員の派遣は、指定管理者が県の外郭団体の場合だけであり、その他の指定管理者には県職員の派遣はない。

県の外郭団体への県職員の派遣について、平成 19 年 3 月に県が策定した「外郭団体見直し実施計画」では、抑制の方向が示されている。

指定管理業務への県職員の派遣は、指定管理者制度が公の施設の管理権限の行使を県から指定管理者に委任したものであること、指定管理者が県の外郭団体の場合にのみ、県職員の派遣が配置されていることは、その他の団体が指定管理者の場合との公平性などから適切ではないこと。このよ

うな理由から、外郭団体見直し実施計画に添って派遣職員の解消に向けて 進めることが必要である。

同時に、県職員の派遣を漸次解消していく過程において、県は、公の施設の設置者として、施設のサービス提供の質が低下しないように、監視と指導が必要である。

r 個人情報の保護について

(a) 指定管理者が講ずべき措置として、個人情報の適正な取扱いを確保することが設置条例に定められている。この条例を受けて、協定書等において個人情報の適正管理について定め、個人情報の保護を図ることとしている。

監査対象とした 20 の施設の所管課に、平成 18 年度中に個人情報の保護について問題がないか質問したところ、問題なかったという回答を得た。

また、どのようにして確認したかということに対しては、モニタリングによったということである。個人情報の保護の取扱いに問題があれば、指定の取消し事由になるということが協定書に定められているものが3施設(県民文化ホールいわくに、秋吉台国際芸術村、県民芸術文化ホールながと)にはあったが、その他の施設にはなかった。個人情報保護に関して適切な取扱いが行われなかった場合には、取消し事由に該当することを協定書に定め、責任を明確にすべきと思われる。

なお、山口県個人情報保護条例第 41 条及び第 42 条には、公の施設の管理を行っている指定管理者に従事している職員が個人情報保護に 反する行為を行ったときは罰せられることが定められている。

(b) 社会福祉施設においての問題として、利用者に救急受診を行う必要が発生し、利用者の判断能力が確かでない場合には、保護者等の承諾が必要になるが、承諾を得ずに医師に個人情報を提供しなければならないことがある。

このような緊急時の対応として、入所時の契約書に「保護者等の承諾なしに個人情報を医師に提供することができる。」旨の定めをしておく必要がある。

s 情報公開について

協定書等に努力義務として、指定管理者は、情報の公開に関する規程を定め、管理業務に係る情報を公開するように努めなければならないと規定されている。

指定管理者の情報公開は努力義務ではあるが、指定管理者は、県に代わって施設の管理権限(行政処分に該当する使用許可を含む。)が与えられていることから、県民に対しての説明責任を果たすために積極的に情報公開に努める必要がある。

老朽化が進行している公の施設の管理について

監査対象とした 20 施設のうち、約半分近くは昭和 40 年代の後半から昭和 50 年代に施設が建設されており、老朽化が進行している。

このような施設では、管理運営に指定管理者制度を導入して運営の効率化を図るだけではなく、公の施設の老朽化への対応が必要になると思われる。その際には、施設の利用状況等から設置の必要性の検討を行うとともに、当面の利用者の施設利用の安全度や快適性の確保等の対応を検討し、老朽化の程度により、建替か大規模修繕かなどについてコスト予測(建替、大規模修繕、維持管理費用等)を含めて検討することが必要である。

この公の施設の老朽化の問題への対応は、県の施設の整備方針や中長期計画に基づいて行われるものと考えるが、施設の統廃合や民間への移管などを含めて着実に進める必要がある。

例えば、社会福祉事業団が指定管理者に指定されている華南園と華の浦学園は、同じ敷地内に隣接して設置されているが、前者は開設後33年、後者は同じく32年経過しているということである。今後、改築が必要な場合には、事務室、厨房、浴室等について、両施設の統合による一体化した運営も考えられるということであり、そのような観点から施設整備の検討をすることも必要である。

- u 県と指定管理者の協働について
- (a) 県と指定管理者は疑義等の解決のために協議するということが、年度 協定書及び包括協定書に定められている。

指定管理者制度が制度導入の趣旨に沿って効果を発揮するためには、 疑義が生じた時のみ協議するのではなく、通常の管理運営業務の中で実施される必要がある。県(所管課)は日常モニタリングを通して情報交換等を行っていることは適切である。しかし、民間の事業者が新しく指定管理者に指定された施設では、地域の行事の情報などが把握できていなかったため、行事が重なって利用者が少なかったということがあった。地域の状況や各種団体等の情報は県の方がよく把握しているので、県は、施設の充実したサービスを行うために、指定管理者への情報提供や地域の特徴などについて指導・支援をより進める必要がある。

- (b) 指定管理者の指定期間が満了した時、又は指定管理者の指定が取消された時、指定管理者は県又は県の指定する団体に管理業務を引継ぐべき旨が協定書又は指定書附款管理業務実施規程で定められているが、引継方法が具体的に定められていない。管理業務の責任範囲等を明確にするために、指定管理者間での引継方法を協定書等において具体的に定めることが必要ではないかと考える。さらに、翌年度以降の指定管理予定者に対し、施設について、あらかじめ研修が必要と認められる場合には、研修を実施することを定めることも検討すべきと思われる。
- (c)指定管理期間中に指定管理者からサービスの向上につながる新たな提案があり、条例改正による対応が必要である場合は、指定管理者制度の導入の趣旨に鑑みて柔軟に対応することなど、対応の仕方を検討しておく必要がある。
- (d) 指定管理者制度導入初年度(県営住宅の一部を除く)分を監査したと

ころでは、県と指定管理者はそれぞれの役割分担を果たしていることは 認められた。

しかし、今後、指定管理者と県の双方にとってより有益な制度として 定着させるためには、県と指定管理者は、公の施設の管理状況について の情報交換をより進め、問題点を共有し、解決に向けて協力関係をより 強固にすることが必要であると思われる。

エ 指定管理者の管理に係る出納その他の事務の執行に係る指摘事項及び意見 指定管理者の管理に係る出納その他の事務の執行について、「外部監査契 約に基づく監査に関する条例(平成11年山口県条例第2号)」第2条5項 に基づき、包括外部監査を実施した。

監査における指摘及び意見は、所管課等の指導やモニタリングを通して、 指定管理者の管理業務に反映され、より効果的、効率的にサービスが提供 されるように活用されることを望むものである。その結果、管理運営コス トが削減し、再指定等の際の指定管理料の算定がより適切に行われること に資するよう願うものである。

(出納事務等の総括)

指定管理料等の収入、施設等、現預金、契約、人件費その他経費、情報セキュリティ関係等の出納その他の事務について、取引をサンプル抽出し監査を行った結果、下記の指摘事項及び意見を除き、特記すべき事項はなかった。

なお、取引のサンプルの抽出は、取引一覧のうちから金額の大きなもの及び年度末の取引を中心に実施している。監査手続は、外部監査の方法に記載している実施した主な監査手続のとおりである。

(ア) 指摘事項

a 剰余金の算定が適切でないことについて

本件については、出納事務に係るものであるが、県(所管課)が指定管理者の収支の状況をチェックする観点から重要であり、指定管理者制度の管理事務に係る指摘事項61頁及び意見70頁に記載している。

b 施設等関係について

現品のないもの、物品標示票の貼付がないものがあり、貸与備品の 現物管理が適切でないものが多い。

- c 契約関係について
- (a) 契約方法について随意契約によることが適切でないものがある。
- (b) 契約伺など契約締結を承認した書類の整備が適切でないものがある。
- (c) 予定価格設定の根拠が明確でないものがある。
- (d) 契約の履行確認の状況が明確でないものがある。
- (e)業務委託契約における再委託の承認手続のないものがある。

- d その他支出関係
- (a) 経費の会計区分への計上が不適切なものがある。
- (b) 税金の計上が発生主義に従っていないものがある。
- (c) 未払経費の請求書に日付の記載がないものがある。

(イ)意見

- a 指定管理者の出納事務等に係る内部牽制(相互チェック)について施設によっては少人数で事務を行っていることもある。現状は事務処理で個別に指摘した事項以外には、不適切な処理はみられないが、上司等のチェックは十分とはいえない。今後、不適切な処理が発生しないためにも、上司あるいは担当者以外の者が可能な限りチェックする体制を構築する必要がある。
- b 現金収入の記帳の時期について

現金収入取引には、現金受領時ではなく、口座に預け入れる時に会計処理を行っているケースがみられるが、帳簿外の現金を持たないように現金受領時に現金出納簿等に記帳を行うべきである。

c 収入関係について

利用料金制が採られている施設の領収書等の管理状況について

- (a) 利用料金を現金で収納した時は、使用者に領収書を交付することが包括協定書や指定書に定められており、現金の利用料収入の確認資料として重要であるが、その領収書の冊数管理が行われておらず、明瞭ではない。領収書の印刷を行った総数から使用済の冊数を控除したものが使用中及び未使用冊数であることが確認できるように、領収書冊数の受払管理簿を作成し、残冊数の記録と未使用の領収書冊数の照合を行うべきである。
- (b) 領収書一冊が仮に 50 枚とすれば、発行控は 50 枚残っている必要があるが、一施設で控の不足することがあった。書き損じの領収書を領収書控に添付し、適切に処理を行っている施設もあるが、使用済の領収書について一冊の所定の枚数に洩れがないか確認する必要がある。

これは、指定管理者の現金による利用料金収入が漏れなく計上されていることの検証を行うために必要であり、所管課のモニタリングにおいても十分な指導とチェックが行われる必要がある。

d 施設等関係

県と指定管理者双方による指定管理業務開始日前の貸与備品の立会・確認について

貸与備品の現物管理の状況をチェックした結果、指摘事項に記載しているとおり管理の不備事項が発生している。

貸与備品の管理責任については、県と指定管理者間の物品貸付契約書等に「指定管理者の責めに帰すべき理由により物品が滅失し、又は損傷したときは、県の指示するところに従い、指定管理者の責任において原状に回復しなければならない」と定められている。

貸与備品は、県が県有備品を指定管理者に貸与したものであり、この不備事項の発生が、指定管理者制度導入前の管理者によるものか、あるいは指定管理者によるものかの識別は重要な問題である。

県と指定管理者は物品の滅失や損傷に関して管理責任の範囲を明確にするために、指定管理業務開始日までに県と指定管理者双方が立会し、貸与備品の有無及びその状況について確認を行うことが必要である。

e 契約関係

長期継続契約について

単年度契約を行っている定型的な業務委託契約について、複数年契約を行うことにより契約金額の削減を行うことができないか経済性の観点から検討する必要がある。

f 情報セキュリティについて

パスワードの設定と管理、電子データのバックアップの管理、情報機器の管理等について、情報の漏出及び消失リスクの防止の観点から弱点のある施設がみられる。

これらのリスクを低減させるため、パスワードの取扱いや有効期限、 バックアップデータの保管場所及びサーバーの設置場所等、情報セキュリティに係る基準の作成を検討する必要がある。

指定管理者導入各施設

以下の各施設は、監査を実施した順を基本に記載している。

ア 山口県みほり学園(以下「みほり学園」という。)

(所管課:こども未来課)

(ア) 概要

a 施設の概要

所 在 地 山口市大内御堀

設置年月日 昭和47年4月1日

設置目的 軽度の情緒障害を有する児童を短期間入所させ、

その情緒障害を治すことを目的とする

利用対象者 情緒障害児・被虐待児など

施 設 内 容 定員:入所 50 人

管理治療棟、学習棟、保護棟、集団治療棟、相談

室、食堂、会議室、事務室等

土日の対応 開庁

条例·規則 児童福祉施設条例、児童福祉施設規則

b 指定管理者の概要

指定管理者 社会福祉法人山口県社会福祉事業団

主たる事務所の所在地 山口県山口市大手町9番6号

• 法人設立登記年月日 昭和 47 年 5 月 15 日

管理業務の主な内容 下記の福祉施設の管理運営

特別養護老人ホーム灘海園 (昭和47年~)

特別養護老人ホーム伊保庄園 (昭和51年~)

特別養護老人ホームオアシスはぎ園(昭和54年~)

知的障害者更生施設山口県たちばな園 (昭和52年~)

身体障害者療護施設山口県華南園(昭和47年~)

肢体不自由児療護施設山口県華の浦学園 (昭和47年~)

情緒障害児短期治療施設山口県みほり学園 (昭和47年~)

基本金 総額 1,135,257 千円 (うち県出資額 10,000 千円 県出資比率 0.9%)

- c 指定管理者の管理業務及び準拠すべき法令等
- (a) 指定管理業務の内容
 - 措置を受けた情緒障害を有する児童の保護に関すること
 - ・ 情緒障害児の給食に関すること
 - ・ 情緒障害児の生活指導及び学習指導に関すること
 - ・ 情緒障害児の心理学的治療に関すること
 - ・ 情緒障害児の保護者に対する指導に関すること
 - ・ 情緒障害児の措置の解除及び延長に関すること
 - ・ 情緒障害児の記録に関すること
 - ・ 施設及び設備の維持管理に関すること

(b) 準拠すべき法令等の主なもの

運営全般 社会福祉法等

会計処理 社会福祉法人会計基準

契約 社会福祉法人における入札契約等の取扱い

について

個人情報保護 児童福祉施設条例 公益通報者保護 公益通報者保護法

その他山口県みほり学園運営規程他社会福祉事業

団内部規程

(イ) 指定管理者制度の管理事務

a 指定管理者の指定手続の検証

(a) 設置条例の制定・改正

平成17年7月12日の児童福祉施設条例第17条の改正により、 指定管理者による管理等が可能になっている。同時に児童福祉施設 規則を平成17年7月22日に制定している。

(b)募集

・ 平成 17 年 8 月 29 日 「山口県みほり学園の指定管理者の選定 に関する要綱」策定

> 「山口県みほり学園指定管理者選定委員 会要綱」策定

平成17年9月16日開催の第1回目の選定委員会で単独指定が 決定され、山口県社会福祉事業団に事業計画書の提出依頼をして いる。単独指定であり募集要項はない。

なお、委員は、学識経験者 2 名、中小企業診断士 1 名、利用者 関係 1 名、市町村代表 1 名の計 5 名で構成されている。

非公募の理由

県内唯一の情緒障害児短期治療施設として、情緒障害を有する児童に対し、心理的ケア等の専門的治療を行うなど、専門的・広域的な役割を果たしている施設であることから、多様な社会福祉施設の管理運営をしている団体である「社会福祉法人山口県社会福祉事業団」以外では、施設の目的や適正な運営を確保することが困難であるとしている。

- (c)審査・選定
 - ・ 平成 17 年 10 月 31 日 第 2 回目の選定委員会で、事業計画書 の内容やヒアリングを基に審査が行わ れ、山口県社会福祉事業団を指定管理 者の候補に決定した。
 - ・ 選定委員会の平成 17 年 11 月 14 日付け選定に係る報告書を踏まえ、県は、みほり学園の指定管理者の候補者として山口県社会福祉事業団が選定されたことを県のホームページで公表している。

(d) 指定管理者の指定

平成17年12月16日 下記のとおり議会で議決された。

公の施設の名称 山口県みほり学園

指定管理者 社会福祉法人山口県社会福祉事業団

指定の期間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31

日までの間

指定管理料の債務負担行為限度額 976,020 千円

(e) 協定·締結

平成 18 年 3 月 31 日 包括協定書締結

指定期間5年間の指定管理料の総額は指定書においても定められていない。

平成 18 年 3 月 31 日 年度協定書締結

平成 18 年度の指定管理料 当初

190,606 千円

平成 19 年 3 月変更契約 194,157 千円

- b 県の指定管理者に対するモニタリング等の検証
- (a) 所管課の対応
 - 所管課の担当班 児童環境班
 - ・ 事業計画書の受付日 平成18年4月3日
 - 事業報告書の受付日 平成19年6月1日
 - 現地確認

平成 18 年度終了後、施設に出向いての現地確認は行っていないが、サービス向上への取組みのチェックや利用の平等性が確保されているかどうか、個別に連絡調整を行って指導監督を行っている。しかし、連絡調整した事項を文書化したものはない。

(b) リスク分担

リスク分担は、包括協定書で別表 2 に定めるとおりとすると規定されている。

そのうち、施設(設備)の損傷に関する修繕費の取扱いについては、大規模修繕(1件当たりの所要額が100万円以上で、かつ日常的修繕枠の2分の1の額を超えるもの)又は改修を要するものは、県が負担をするとあるが、下記の2つの工事は指定管理者が負担している。

集団治療棟防水塗装改修工事(北面)1,993千円真空式給湯温水機更新工事 1,208千円

(c) 指定管理料の精算

剰余金 737 千円(収入 206,800 千円から経費等 206,063 千円を控除 した金額)が発生している。この剰余金は修繕積立預金として次年 度へ繰越されている。

c 指定管理者制度導入による効果の検証

(a) 委託料・指定管理料・人件費の平成 17 年度と平成 18 年度の比較

(単位:千円、人)

年度	(A)	(B)	(B) - (A)
	平成 17 年度	平成 18 年度	増減
項目			(△は減少)
委託料・指定管理料	194,319	194, 157	△ 162
職員の状況			
職員総数	25	25	0
常勤(県職員)数	1	1	0
常勤(団体職員)数	19	19	0
嘱託職員数	5	5	0
人件費(法定福利費を含む)	140,079	143,500	3, 421

(注) 常勤(県職員)1人は県からの派遣職員

人件費については、平成17年度に途中退職があったことにより人事異動の影響を受けたこと及び定期昇給の影響により、比較すると人件費が増加している。

(b) 利用実績の状況

項目	利	河用率(%)		延べ	利用者数(人)
	(A)	(B)	(B) - (A)	(A)	(B)	(B) - (A)
年度	平成17年4月	平成18年4月	増減	平成17年4月	平成18年4月	増減
	\sim	~	増減 (△は低下)	\sim	\sim	^{増級} (△は減少)
事項	平成18年3月	平成19年3月	(公は似下)	平成18年3月	平成19年3月	(公は似分)
施設入所	71.7	78.4	6. 7	13,087	14, 308	1,221

情緒障害児の入所施設というのが本来の本施設の性格であるが、近年は被虐待児等処遇の難しい児童の入園が増加しており、この状況に対応するため積極的な受入れをしたことにより、前年に比べて利用率が向上している。

d 指定管理者制度の管理事務に係る指摘事項及び意見

(a) 指摘事項

・ 剰余金が生じた場合は、事業報告書に剰余金が生じた理由を記載することが包括協定書第15条で定められているが、その記載がない。

(b) 意見

・ 包括協定書において、管理業務の一つに「施設及び設備の維持管理に関すること」と定められているが、その具体的な内容は特に定められていない。指定管理者が従来から管理受託を受けていたことから、その内容を引き継いで行っているものであるが、同一敷地内に山口養護学校みほり分校(以下「みほり分校」という。)もあり、具体的な内容を定める必要がある。

指定管理者の選定手続は非公募であり、その選定理由は適切である。

しかしながら、選定理由が公表されていない。本件に係る意見は、 65 頁に記載している。

- ・ 包括協定書第9条で、業務の委託制限に関する定めはあるが、管理業務の一部を第三者に委託する場合、県の承認を求めることの定めがない。本件に係る意見は、73頁に記載している。
- 平成18年度終了後、施設に出向いてモニタリングのための現地確認を行っていない。本件に係る意見は、68頁に記載している。
- ・ リスク分担の箇所 81 頁に記載しているとおり、利用者の生活に不可欠な設備等の突発的な故障に伴う大規模修繕が発生している。 本件に係る意見は、66 頁に記載している。
- (ウ)指定管理者の管理に係る出納その他の事務の執行に係る指摘事項及び 意見

(出納事務等の総括)

指定管理料等の収入、施設等、現預金、契約、人件費その他経費、情報セキュリティ関係等の出納その他の事務について、取引をサンプル抽出し、監査を行った結果、下記の指摘事項及び意見を除き、特記すべき事項はなかった。

なお、取引のサンプルの抽出は、取引一覧のうちから金額の大きなもの、及び年度末の取引を中心に実施している。監査手続は、外部監査の 方法の箇所に記載している実施した主な監査手続のとおりであり、以下 の各施設も同様である。(以下省略する)

a 指摘事項

(a) その他支出関係

共用部分について

みほり学園の同一の敷地内にみほり分校がある。みほり分校は、みほり学園の建物の中に職員室を設置して、みほり学園の集団治療棟、運動場を共用している。また、食堂についても、必要に応じ会議室等としてみほり分校が使用している。これら共用で使用している施設の維持管理費用は、みほり学園が全て負担しており、みほり分校には按分等による負担を求めていない。みほり分校の費用負担の検討が必要である。

b 意見

(a) 体育館利用料の徴収について

体育館の利用料は、山口県みほり学園集団治療棟利用取扱要領(以下「取扱要領」という。)に基づき、利用者から2時間1,050円を徴収することになっているが、特定の4団体のみ取扱要領に記載された利用料を半額にしている。過去の口頭での約束が慣習化したものとのことであるが、明確な根拠に基づくものではなく公平性を欠くもので

あり、取扱いを明確にすべきである。

(b) 契約関係

随意契約の場合の業者選定方法及び理由について、執行伺には「地元業者で工事実績等を勘案し、選定した(5社)」と記載されているが、明白な選定基準を設定している訳ではなく、担当職員が電話帳から任意に選定して見積書を提出させている。選定に担当職員の恣意性が介入し、不正行為が発生する恐れが無いとはいえない。山口県社会福祉事業団で選定基準を設けるか、或いは同じく事業団管轄の「たちばな園」のように、県の出先機関である土木建築事務所で県の選定基準を参考にするとか、選定基準を明確にする必要がある。

イ 山口県たちばな園(以下「たちばな園」という。)

(所管課:障害者支援課)

(ア) 概要

a 施設の概要

所 在 地 周防大島町油良

設置年月日 昭和52年6月1日

設置目的 知的障害者を入所させて、これを保護するとともに、

その更生に必要な指導及び訓練を行うことを目的

とする施設

利用対象者 18歳以上の知的障害者

施 設 内 容 定員:入所 60 人 短期入所 4 人

管理棟、居室棟、サービス棟(食堂、浴室等)、作

業棟、生活訓練棟等

土日の対応 開所

条例·規則 知的障害者援護施設条例、知的障害者援護施設規則

b 指定管理者の概要

山口県社会福祉事業団であり、その概要はみほり学園の箇所に記載している。

- c 指定管理者の管理業務及び準拠すべき法令等
- (a) 指定管理業務の内容
 - 知的障害者であって、介護等の援助を必要とするものを入所させ、援助を行うこと
 - ・ 障害者自立支援法第 5 条第 8 項に規定する短期入所を提供する こと
 - ・ 施設及び設備の維持・管理に関すること
 - ・ 利用に係る支援費、自立支援給付及び利用者負担金の徴収に関 すること
- (b) 準拠すべき法令等の主なもの

運営全般 社会福祉法等

会計処理 社会福祉法人会計基準

契約 社会福祉法人における入札契約等の取扱いにつ

いて

個人情報保護 知的障害者援護施設条例

公益通報者保護 公益通報者保護法

その他 山口県たちばな園運営規程他社会福祉事業団内

部規程

- (イ) 指定管理者制度の管理事務
 - a 指定管理者の指定手続の検証
 - (a) 設置条例の制定・改正

平成 17 年 7 月 12 日の知的障害者援護施設条例第 6 条の改正により、指定管理者による施設の管理が可能になっている。同時に知的

障害者援護施設規則を平成17年7月22日に制定している。

(b)募集

平成 17 年 8 月 22 日 第 1 回指定管理者選定委員会(公募要領、審査基準等審議)

平成17年8月22日 指定管理者公募要領を作成

平成17年9月12日 公募に係る業務仕様書を作成

平成17年9月13日 公募に係る公告(県報、ホームページ)

平成17年9月20日 公募説明会兼現地説明会

説明会の希望法人は0であった

平成17年10月14日 公募締切り(応募者1法人)

(c) 審査・選定

平成17年11月2日 第2回指定管理者選定委員会(ヒアリング及び審査)

平成17年11月4日 審査委員会で優先交渉権者選定

平成17年11月14日 選定委員会の審査結果を踏まえ、県は山口

県社会福祉事業団が指定管理者候補者として選定されたことを県のホームページで公

表している。

(d) 指定管理者の指定

平成17年12月16日 下記のとおり議会で議決された。

公の施設の名称 山口県たちばな園

指定管理者 社会福祉法人山口県社会福祉事業団

指定の期間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31

日までの間

指定管理料の債務負担行為限度額 1,079,045 千円

(e) 協定・締結

平成 18 年 3 月 31 日 包括協定書締結

指定期間 5 年間の指定管理料の総額は、指定書において1,079,045千円以下とすることが定められている。

平成18年4月1日 年度協定書締結

平成 18 年度の指定管理料 215,809 千円

- b 県の指定管理者に対するモニタリング等の検証
- (a) 所管課の対応
 - 所管課の担当班 施設福祉推進班
 - 事業計画書の受付日 平成18年6月23日
 - 事業報告書の受付日 平成19年4月27日
 - 現地確認

所管課が山口県社会福祉事業団本部に出向いて施設の管理状況を聴取。現地確認した状況について文書で残されたものはない。

(b) リスク分担

リスク分担は、包括協定書で別表に定めるとおりとすると規定されている。

そのうち、施設(設備)の損傷に関する修繕費の取扱いは、みほり 学園の箇所に記載したものと同様である。

次の3つの工事は、リスク分担では県が負担することになる工事であるが、指定管理者が負担している。

居室壁塗装工事

1,785 千円

避難路・渡り廊下安全設置設備工事

1.680 千円

伸縮門扉設置工事

2,258 千円

(c)指定管理料の精算

剰余金 2,420 千円 (収入 228,463 千円から経費等 226,043 千円を控除した金額)が発生している。この剰余金は修繕積立預金として次年度へ繰越されている。

この剰余金の他に、退職給与積立預金 8,788 千円を積立てているが、要積立額 6,258 千円を 2,530 千円超過して積立てている。この点を加味すれば、剰余金は 2,420 千円ではなく 4,950 千円である。

c 指定管理者制度導入による効果の検証

(a) 委託料・指定管理料・人件費の平成 17 年度と平成 18 年度の比較 (単位:千円、人)

年度	(A)	(B)	(B) - (A)
	平成 17 年度	平成 18 年度	増減
項目			(△は減少)
委託料・指定管理料	211,827	215,809	3, 982
職員の状況			
職員総数	25	25	0
常勤(県職員)数	0	0	0
常勤(団体職員)数	21	18	△ 3
嘱託職員数	4	7	3
人件費(法定福利費を含む)	139,696	135, 295	△ 4,401

平成 18 年度の指定管理料が平成 17 年度の委託料に比べて 3,982 千円増加している。これは、平成 17 年度は年度途中の退職者を嘱託職員で補充したこと等により人件費が減少し、委託料実績が当初予算額を大きく下回ったが、このことは、平成 18 年度の指定管理料の積算には反映することができなかったので、結果として、指定管理料が平成 17 年度の委託料実績を上回ったものである。人件費については正規職員から嘱託職員にすることにより大幅な削減効果が発生している。嘱託職員については、施設職員としての経験を積んだ職員を活用し、処遇の低下を来たさないよう配慮している。

(b) 利用実績の状況

項目	利	刊用率 (%)		延べ	利用者数(人)
	(A) 平成17年4月 ~ 平成18年3月	~	増減 (人け低下)	(A) 平成17年4月 ~ 平成18年3月	~	(B)-(A) 増減 (△は減少)
施設入所	95.1	97.1	2.0	20,824	21, 263	439
短期入所	11.8	1.8	△10.0	173	26	△ 147

- ・ 施設入所については、市町等関係機関に積極的にPRを行い、 緊密な連絡をとることで入所適応者の積極的な受入れを行ってお り、過去数年間では最高の利用率になっている。
- ・ 短期入所事業については、地域に在宅の知的障害者が少ないこともあり、これまで定期的に利用していた者が施設入所したことにより平成18年6月以降の利用がなくなっている。
- d 指定管理者制度の管理事務に係る指摘事項及び意見

(a) 指摘事項

指定書の管理業務のうち、下記のものは委託の根拠を明示して別 途委託とすることが適当である。

利用に係る支援費、自立支援給付費及び利用者負担金の徴収に関すること

・ 剰余金が生じた場合は、事業報告書に剰余金が生じた理由を記載することが包括協定書第6条第2項で定められているが、その記載がない。

(b) 意見

- ・ 包括協定書には管理業務の委託に関する制限の規定がない。本件 に係る意見は、73 頁に記載している。
- ・ 事業計画書が指定管理業務開始後2か月を超えて提出されている。 本件に係る意見は、67頁に記載している。
- 施設等関係

指定書では、「ア 指定管理者は、指定の期間が満了し、又は指定管理者の指定が取り消されたときは、県が指定する期日までに、たちばな園の施設及び備品を県に引き渡さなければならない。この場合、たちばな園の施設及び備品は、指定の期間の開始日を基準として現状に回復するものとする。

イ 前項の規定に関わらず、県が認めた場合には、指定管理者は原 状回復を行わずに別途県が定める状態で県に引き渡すことができ る。」と定めている。

この規定は、指定管理者への貸与備品の場合は、県が指定する期日までに引渡しを行うこととする規定として問題はないが、指定管理者の調達備品の場合には、指定管理者に調達備品の所有権がある

としている以上、適切ではなく、調達備品については以下のように 定めるべきである。

この調達備品の指定期間終了時の扱いについては、「原則として指定管理者が自己の責任と費用で撤去又は撤収するものとする。ただし、県と指定管理者の協議において両者が合意した場合には、指定管理者は、県が指定する団体に対して引き継ぐことができるものとする。」

このことから備品関係について指定期間終了時等の際、県へ引渡しをする場合の取扱いは、貸与備品と調達備品に分けて規定すべきである。

- 平成18年度終了後、施設に出向いてモニタリングのための現地確認を行っていない。本件に係る意見は、68頁に記載している。
- ・ リスク分担の箇所 87 頁に記載しているとおり、利用者の生活に不可欠な設備等の突発的な故障に伴う大規模修繕が発生している。 本件に係る意見は、66 頁に記載している。
- (ウ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務の執行に係る指摘事項及び 意見

(出納事務等の総括)

指定管理料等の収入、施設等、現預金、契約、人件費その他経費、情報セキュリティ関係等の出納その他の事務について監査を行った結果、下記の指摘事項及び意見を除き、特記すべき事項はなかった。

a 指摘事項

(a) 利用者からの預り金について

利用者からの預金の預り金があるが、その管理台帳と預金通帳の突合を行った結果、定期預金の繰越金額を誤って管理台帳に二重に計上していたため、5件、4,300千円の記載誤りが発見された。

(b) 施設等関係

固定資産を取得する場合は、あらかじめ予定価格を設定することになっているが、平成18年度の固定資産の取得8件のうち7件は、予定価格と契約金額が同金額となっている。予定価格の設定について検討が必要である。

(c) 契約関係

たちばな園の居室テレビを 1,796 千円で年度末に見積合せによる随意契約により購入しているが、「社会福祉法人における入札契約等の取扱い」によれば、予定価額が 1,600 千円以下の場合には随意契約によることができる旨が定められており、契約の方法が適当ではない。

b 意見

(a) 利用者からの預り金について

たちばな園は、利用者からの預金の預り金が、平成19年2月末現在で約1億円程度ある。施設による金銭管理は、利用者への施設サービスのひとつとして行われているが、利用者の財産を適正に保管・管理

する責任があり、次のとおり改善を要する事項がある。

- ・ 預り金の残高が 1,000 万円を超える利用者や、500 万円を超える 残高を有する利用者が数人ある。利用者にとっては、管理する人が いないなどやむを得ない事情もあるが、基本的には預り金は入所者 が施設内で生活するために必要とされる資産に限定し、必要以上の 資産を預らないように、預り資産の範囲を定めることの検討が必要 である。
- 預金通帳の印鑑も預っているが、その印鑑の多くはシャチハタの 印鑑であった。印鑑がシャチハタでは個人印としての識別に適切で はなく、利用者に対してシャチハタではない印鑑を使用するように 指導すべきである。
- ・ 定期預金通帳及び証書を預っているが、定期預金の利息が定期預金の残高に自動継続的に組み入れられる方式の場合、解約時まで利息の計算が管理台帳上行われていない。長期間利息の計上がないので、利息込みの残高と差額が生じ、実残高を示していない。満期日ごとに利息を管理台帳に記帳し、利用者への残高報告をすることを検討すべきである。
- ・ 施設利用者の金銭管理等への成年後見制度の活用について 障害者施設等においては、利用者が日常的な金銭管理や相続時等 の財産管理や運用等の法律行為について、自分の意思表示をするこ とが困難な場合もあるので、後見人を付けて本人をサポートする「成 年後見制度」を活用することが考えられる。

現在、たちばな園では 60 人の入所者中 3 人が活用している。施設では利用者の高齢化が進んでおり、「成年後見制度」の必要性を認識しているが、これからは、制度をよりわかりやすく説明することや、活用する場合の問題点への対応等について検討を進める必要がある。

(b) 現金管理について

現状では、現金実査は、現金の動いたときのみ担当者が実施しているが、現金を保有している以上、原則的には日々行う必要がある。さらに、上司が随時実査するなどの仕組みを定める必要がある。

ウ 山口県華南園(以下「華南園」という。)

(所管課:障害者支援課)

(ア) 概要

a 施設の概要

所 在 地 防府市大字浜方

設置年月日 昭和48年7月1日

設置目的 身体上の著しい障害のために常時介護を必要とす

るが、家庭ではこれを受けることの困難な重度身体 障害者を入所させ、治療及び養護を行うことを目的

とする施設

利用対象者 常時の介護を必要とする身体障害者

施 設 内 容 定員:入所 50 人 短期入所 4 人 通所 4 人

管理棟、宿舎棟、サービス棟(食堂、浴室等)、機

能訓練棟等

土日の対応 開庁

条例·規則 身体障害者更生援護施設条例、山口県華南園規則

b 指定管理者の概要

指定管理者 社会福祉法人山口県社会福祉事業団概要は、みほり学園の箇所に記載している。

- c 指定管理者の管理業務及び準拠すべき法令等
- (a) 指定管理業務の内容
 - 身体障害者であって常時の介護を必要とするものを入所させて、 治療及び養護を行うこと
 - ・ 障害者自立支援法第 5 条第 8 項に規定する短期入所を提供する こと
 - ・ 施設及び設備の維持管理に関すること
 - 利用に係る支援費、自立支援給付及び利用者負担金の徴収に関すること
- (b) 準拠すべき法令等の主なもの

運営全般 社会福祉法等

会計処理 社会福祉法人会計基準

契約 社会福祉法人における入札契約等の取扱いに

ついて

個人情報保護 身体障害者更生援護施設条例

公益通報者保護 公益通報者保護法

その他利用者貴重品管理要綱他、社会福祉事業団内部

規程

- (イ) 指定管理者制度の管理事務
 - a 指定管理者の指定手続の検証
 - (a) 設置条例の制定・改正

平成 17 年 7 月 12 日の身体障害者更生援護施設条例第 13 条の改

正により、指定管理者による施設の管理が可能になっている。同時 に山口県華南園規則を平成17年7月22日に制定している。

(b) 募集

平成17年8月22日 指定管理者公募要領作成

平成17年9月12日 公募に係る業務仕様書作成

平成 17 年 9 月 13 日 公募に係る公告(県報、ホームページ)

平成17年9月20日 公募説明会兼現地説明会(華南園にて行う)

平成 17 年10月 14 日 公募締切り(応募2法人)

(c) 審查·選定

平成 17 年 11 月 2 日

平成 17 年 11 月 4 日

指定管理者選定委員会(ヒアリング及び審査) 選定委員会より報告を受け、優先交渉権者 として山口県社会福祉事業団を決定した。

平成 17 年 11 月 14日

選定委員会の審査結果を踏まえ、県は山口 県社会福祉事業団が指定管理者候補者とし て選定されたことを県のホームページで公 表している。

(d) 指定管理者の指定

平成17年12月16日 下記のとおり議会で議決された。

公の施設の名称

山口県華南園

指定管理者

社会福祉法人山口県社会福祉事業団

指定の期間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日

までの間

指定管理料の債務負担行為限度額 1,204,785 千円

(e) 協定·締結

平成 18 年 3 月 31 日 包括協定書締結

指定期間5年間の指定管理料の総額は、指定書において1,204,785 千円以下とすることが定められている。

平成 18 年 4 月 1 日 年度協定書締結

平成 18 年度の指定管理料 240,957 千円

- 県の指定管理者に対するモニタリング等の検証
- (a) 所管課の対応
 - ・ 所管課の担当班 施設福祉推進班
 - 事業計画書の受付日 平成18年6月23日
 - 事業報告書の受付日 平成19年4月27日
 - 現地確認

所管課が山口県社会福祉事業団本部に出向いて施設の管理状況 を聴取。現地確認した状況について文書で残されたものはない。

(b) リスク分担

リスク分担は、包括協定書で別表に定めるとおりとすると規定され ている。

そのうち、施設(設備)の損傷に関する修繕費の取扱いは、みほり学園の箇所に記載したものと同様である。

リスク分担では、県が負担することになる下記の工事は、指定管理者が負担している。

浴用給湯ボイラー取替工事

1,649 千円

(c) 指定管理料の精算

剰余金 6,028 千円 (収入 265,864 千円から経費等 259,836 千円を控除した金額)が発生している。この剰余金は修繕積立預金として積立している。

この剰余金の他に、退職給与積立預金7,897千円を積立てているが、要積立額6,846千円を1,051千円超過して積立てている。この点を加味すれば、剰余金は6,028千円ではなく7,079千円である。

c 指定管理者制度導入による効果の検証

(a) 委託料・指定管理料・人件費の平成 17 年度と平成 18 年度の比較 (単位:千円、人)

年度	(A)	(B)	(B) - (A)
	平成 17 年度	平成 18 年度	増減
項目			(△は減少)
委託料・指定管理料	231, 786	240,957	9, 171
職員の状況			
職員総数	33	32	△ 1
常勤(県職員)数	0	0	0
常勤(団体職員)数	26	24	△ 2
嘱託職員数	7	8	1
人件費(法定福利費を含む)	171, 175	160,368	△ 10,807

平成 18 年度の指定管理料が平成 17 年度の委託料に比べて 9,171 千円増加している。これは、平成 17 年度は、年度途中の退職者を嘱託職員で補充したこと等により人件費が減少し、委託料実績が当初予算額を大きく下回ったが、このことは、平成 18 年度の指定管理料の積算には反映することができなかったので、結果として、指定管理料が平成 17 年度の委託料実績を上回ったものである。人件費については、常勤職員が 2 人減少し、嘱託職員が 1 人増加した結果、10,807 千円減少している。その他に、障害者の自立を支援するため、パートとして知的障害者を雇用している。他の嘱託職員はホームヘルパー等の資格を有しており、処遇の低下を来たさないようにしている。

(b) 利用実績の状況

項目	拜	利用率(%)		延べ	利用者数(人)
	(A)	(B)	(B) - (A)	(A)	(B)	(B) - (A)
年度	平成17年4月	平成18年4月	増減	平成17年4月	平成18年4月	増減
	\sim	~	(人は低下)	~	~	(△は減少)
事項	平成18年3月	平成19年3月	(= (= (= (= (= (= (= (= (= (= (= (= (= (平成18年3月	平成19年3月	(
施設入所	98. 7	98.7	0	18,008	18,008	0
短期入所	29.2	69.0	39.8	426	1,008	582

入所については、定員(50名)一杯の受け入れを行っており、入 所者の状況は60歳以上の利用者が38%を占め、高年齢化が進行して いる。

短期入所については、関係機関との連携の下、利用希望者の積極的な受け入れにより利用率は上昇している。

d 指定管理者制度の管理事務に係る指摘事項及び意見

(a) 指摘事項

指定書の管理業務のうち、下記については、委託の根拠を明示して別途委託とすることが適当である。

利用に係る支援費、自立支援給付及び利用者負担金の徴収に関すること

・ 剰余金が生じた場合は、事業報告書に剰余金が生じた理由を記載することが包括協定書第6条第2項で定められているが、その記載がない。

(b) 意見

- ・ 包括協定書には管理業務の委託に関する制限の規定がない。本 件に係る意見は、73 頁に記載している。
- ・ 事業計画書が指定管理業務開始後 2 か月を超えて提出されている。本件に係る意見は、67 頁に記載している。
- ・ 平成 18 年 5 月 1 日から、理学療法士 1 名の雇用の確保ができておらず、人員配置に 1 名欠員が生じている。福祉マンパワーの需給は全国的に逼迫している状況はあるが、人員の欠員状態が生じないように対応することが必要である。なお、看護師については、1 名欠員が生じていたが、平成 18 年 12 月 1 日より特定業務嘱託職員として雇用し、欠員の補充を図っている。
- 平成18年度終了後、施設に出向いてモニタリングのための現地 確認を行っていない。本件に係る意見は、68頁に記載している。
- リスク分担の箇所 92 頁に記載しているとおり、利用者の生活に 不可欠な設備等の突発的な故障に伴う大規模修繕が発生している。 本件に係る意見は、66 頁に記載している。
- ・ 指定管理者の平成 18 年度予算では、備品の購入費は 3,693 千円

になっているが、購入実績は約 15,000 千円であり、約 11,000 千円 超過している。

これは、故障により修理不能となった備品のうち、放置すると運営に支障を来すなど緊急性の高い備品に限って更新したということであるが、県(所管課)は、計画外で多額の調達の必要が生じた場合に迅速な対応ができるよう検討が必要である。

主な購入資産の内容及び耐用年数は次のとおりである。

資産名称	金額 (千円)	耐用年数 (年)
デジタルナースコール	6,794	6
スポットクーラー	1, 276	6
スチームコンベクションオーブン	840	6
全自動洗濯機	1, 365	6
乾燥機	693	8

(ウ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務の執行に係る指摘事項及び 意見

(出納事務等の総括)

指定管理料等の収入、施設等、現預金、契約、人件費その他経費、 情報セキュリティ関係等の出納その他の事務について監査を行った結 果、下記の指摘事項及び意見を除き、特記すべき事項はなかった。

a 指摘事項

(a) 施設等関係

・ 管理を委託している公有財産について

指定管理の対象となる施設の内容が、「指定管理者募集要項」に記載されている。また、今回の監査にあたり、指定管理者から「管理を受託している公有財産一覧表」の提出を受け、施設内の実際の施設と照合したところ、ポンプ室の横にある車庫が含まれていなかった。県によれば、この車庫は建物扱いではなく工作物となるとのことであり、これについては、平成 18 年度の管財課が行った調査で実在が確認されたため、追加で財産として計上しているとの説明があった。

しかしながら、指定管理の対象施設については、指定管理を導入する前に確定させておくべきことであり、指定管理者募集要項に記載が必要である。

b 意見

(a) 施設等関係

指定管理の対象となる施設の中に、宿舎棟(鉄筋コンクリート造523.02 ㎡)があるが、入居者はなく未使用の施設となっている。今後の活用について検討が必要である。

(b) 利用者からの預り金について

華南園は、利用者からの預金等の預り金が、平成19年3月末現在で約1億円程度ある。この預り金について、預り金の範囲及び定期預金の利息を定期預金残高に自動継続的に繰入する手続に対する意見、また成年後見制度に対する意見は、たちばな園の箇所に記載したものと同様である。

なお、華南園における成年後見制度の活用の状況は、入所者 51 人の うち 2 人である。成年後見制度の活用に関する意見は、たちばな園の 箇所 90 頁に記載したものと同様である。

また華南園では、利用者からの預り金に小口現金があるが、金額が1万円を超えているものが、平成18年度末現在3人ある。安全性等の管理面から小口現金の預りは限度額を設定し、それ以外は預金で預るように規定化することを検討する必要がある。

(c) 人件費関係

各種手当てなどの申請書類は華南園で保管されているが、社会福祉 事業団本部の人事マスターが変更されないことには、給与に反映され ない仕組みとなっている。本部へ申請を忘れるという可能性があるた め、本部でのマスター変更が行われたことを確認する手続きを定める 必要がある。 エ 山口県華の浦学園(以下「華の浦学園」という。)

(所管課:障害者支援課)

(ア) 概要

a 施設の概要

所 在 地 防府市大字浜方

設置年月日 昭和47年6月1日

設置目的 上肢、下肢又は体幹の機能の障害(以下「肢体不自

由」という。)のある児童を治療するとともに、独立生活に必要な知識技能を与えることを目的とす

る施設

利用対象者 病院に収容することを要しない肢体不自由のある

児童であって、家庭における養育が困難な児童

施 設 内 容 定員:入所 50 人 短期入所 (ショートステイ)、日

中一時支援

管理棟、居室棟、サービス棟(食堂、浴室等)、訓

練棟、学習棟等

土日の対応 開園

条例·規則 児童福祉施設条例、児童福祉施設規則

b 指定管理者の概要

山口県社会福祉事業団であり、その概要は、みほり学園の箇所に記載している。

- c 指定管理者の管理業務及び準拠すべき法令等
- (a) 指定管理業務の内容
 - ・ 障害をもつ児童の日常生活指導、機能訓練等の提供、その他必要な支援並びに措置機関との連絡等に関すること
 - ・ 障害者自立支援法第 5 条第 8 項に規定する短期入所を提供する こと
 - ・ 施設及び設備の維持管理に関すること
 - ・ 利用に係る給付費及び利用者負担金の徴収に関すること
- (b) 準拠すべき法令等の主なもの

運営全般 社会福祉法等

会計処理 社会福祉法人会計基準等

契約 社会福祉法人における入札契約等の取扱いに

ついて

個人情報保護 児童福祉施設条例

公益通報者保護 公益通報者保護法

その他
山口県華の浦学園運営規程他、社会福祉事業団

内部規程

(イ) 指定管理者制度の管理事務

- a 指定管理者の指定手続の検証
- (a) 設置条例の制定・改正

平成17年7月12日の児童福祉施設条例第14条の改正により、指定管理者による施設の管理が可能になっている。同時に児童福祉施設規則を平成17年7月22日に制定している。

(b)募集

平成 17 年 8 月 22 日 第 1 回指定管理者選定委員会 (公募に係る 応募者の資格要件の協議、審査基準等の協 議)

平成17年8月22日 指定管理者公募要領作成

平成17年9月12日 公募に係る業務仕様書作成

平成17年9月13日 公募に係る公告(県報、ホームページ)

平成17年9月20日 公募説明会兼現地説明会

平成17年10月14日 公募締切り(応募1法人)

(c)審查·選定

平成17年11月2日 各応募者に対するヒアリング

審査 (採点、意見のとりまとめ)

優先交渉権者等の選定

平成17年11月4日 審査委員会により優先交渉権者決定

平成17年11月14日 選定委員会の審査結果を踏まえ、県は山口

県社会福祉事業団が指定管理者候補者として選定されたことを県のホームページで公

表している。

(d) 指定管理者の指定

平成17年12月16日 下記のとおり議会で議決された。

公の施設の名称 山口県華の浦学園

指定管理者 社会福祉法人山口県社会福祉事業団

指定の期間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31

日までの間

指定管理料の債務負担行為限度額 1,110,505 千円

(e) 協定·締結

平成 18 年 3 月 31 日 包括協定書締結

指定期間5年間の指定管理料の総額は、指定書において1,110,505千円以下とすることが定められている。

平成 18 年 4 月 1 日 年度協定書締結

平成18年度の指定管理料 当初

222,101 千円

平成 19 年 2 月変更契約 215,927 千円

- b 県の指定管理者に対するモニタリング等の検証
- (a) 所管課の対応
 - ・ 所管課の担当班 施設福祉推進班

 - 事業計画書の受付日 平成 18 年 6 月 23 日事業報告書の受付日 平成 19 年 4 月 27 日
 - 現地確認

所管課が山口県社会福祉事業団本部に出向いて施設の管理状況 を聴取。現地確認した状況について文書として残されたものはない。

(b) リスク分担

リスク分担は、包括協定書で別表に定めるとおりとすると規定され ている。

そのうち、施設(設備)の損傷に関する修繕費の取扱いは、みほり 学園の箇所に記載したものと同様である。

修繕費は、リスク分担に従って執行されている。

- (c) 指定管理料の精算
 - 指定管理料の精算においては、現員が定員に満たないということ から不完全履行剰余金(当該剰余金のうち指定管理者が実施すべき 管理業務を実施しなかったために生じた部分)を認定し、指定管理 料を減額している。

不完全履行剰余金は、事業費について入所定員(暫定)に対する 現員の比により算出し、減額後の金額を算出している。

(単位:千円、人)

区分	変更前	変更額	変更後
事務費	185,833	0	185,833
事業費	36, 268	△6,174	* 30, 094
指定管理料	222, 101	△6,174	215,927
入所人員(暫定)	47	8	39(現員)

(変更なし) 下記の算式による

* (事業費を入所人員で按分)

$$36,268$$
 千円× $\frac{39 \text{ 人}}{47 \text{ 人}} = 30,094$ 千円

減額後、剰余金1,946千円(収入232,422千円から経費等230,476 千円を控除した金額)が発生している。この剰余金は修繕積立預金 として次年度へ繰越されている。

- c 指定管理者制度による効果の検証
- (a) 委託料・指定管理料・人件費の平成 17 年度と平成 18 年度の比較

(単位:千円、人)

年度	(A)	(B)	(B) - (A)
	平成 17 年度	平成 18 年度	増減
項目			(△は減少)
委託料・指定管理料	221,718	215, 927	△ 5,791
職員の状況			
職員総数	26	26	0
常勤(県職員)数	0	0	0
常勤(団体職員)数	22	21	△ 1
嘱託職員数	4	5	1
人件費(法定福利費を含む)	165, 135	157, 945	△ 7,190

指定管理料は 5,791 千円減少している。人件費は人員面で常勤を 1 人減少し、保育士の資格を有する嘱託職員を 1 人増加させて効率化を 図ると同時に、サービスの質の低下にならないように配慮している。

(b) 利用実績の状況

項目	利用率(%)(人)			延べ利用者数(人)		
	(A)	(B)	(B) - (A)	(A)	(B)	(B) - (A)
年度	平成17年4月	平成18年4月	増減	平成17年4月	平成18年4月	増減
	~	~	(△は低下・	~	~	- 増級 (△は減少)
事項	平成18年3月	平成19年3月	減少)	平成18年3月	平成19年3月	(公は版タ)
施設入所	70.7	78. 1	7.4	12,896	14, 246	1,350
短期入所等	13.8/日	14.7/日	0.9/目	5,050	5, 376	326

- ※ 短期入所等の等は、日中一時支援であり、平成 17 年度は短期入所 に含まれていたが、平成 18 年度から分かれたものである。
 - ・ 入所について利用率が向上しているのは、県外居住者や発達障害 (自閉症、注意欠陥多動性障害者)等の障害児にも幅を広げること 等、積極的に受け入れに努めたことによる。
 - ・ 短期入所、日中一時支援について利用者が増加傾向にあり、関係 機関(学校)や研修会に出向いてのPRに努めたことによる。
- d 指定管理者制度の管理事務に係る指摘事項及び意見

(a) 指摘事項

- ・ 指定書に規定している管理業務のうち、利用に係る支援費及び 利用者負担金の徴収に関することは、委託の根拠を明示して別途 委託とすることが適当である。
- ・ 剰余金が生じた場合は、事業報告書に剰余金が生じた理由を記載することが包括協定書第6条第2項で定められているが、その記載がない。

(b) 意見

- ・ 包括協定書には管理業務の委託に関する制限の規定がない。本件に係る意見は、73頁に記載している。
- 事業計画書が指定管理業務開始後2か月を超えて提出されている。本件に係る意見は、67頁に記載している。
- ・ 平成 18 年度終了後、施設に出向いてモニタリングのための現地確認を行っていない。本件に係る意見は、68 頁に記載している。
- (ウ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務の執行に係る指摘事項及び 意見

(出納事務等の総括)

指定管理料等の収入、施設等、現預金、契約、人件費その他経費、 情報セキュリティ関係等の出納その他の事務について監査を行った結 果、下記の指摘事項及び意見を除き、特記すべき事項はなかった。

a 指摘事項

(a) 寄付金の寄付目的について

申込書を閲覧した結果、寄付申込書に使用目的の記載がなかった。 寄付者の意図を明確にするために使用目的に記載を求めるべきであ 。

(b) 寄付金や実習生食事負担金の現金収受について

寄付金や実習生食事負担金を現金で収受したときに会計処理をしておらず、口座入金したときに会計処理をしている。現金を収受したときに会計処理を行うべきである。

(c) 施設等関係

管理を委託している公有財産について

指定管理の対象となる施設の内容が「指定管理者募集要項」に記載されている。また、今回の監査にあたり、指定管理者から「管理を受託している公有財産一覧表」の提出を受けている。施設内の実際の施設とこれらの内容について照合したところ、消火ポンプ室が含まれていない。県によれば、この消火ポンプ室は建物扱いではなく工作物となるとのことである。指定管理の対象施設については、事前に詳細に調査を行い指定管理導入前に確定させておくべきことであり、指定管理者募集要項に記載が必要である。

・ 固定資産の取得について

取得した固定資産4件のうち、1件について納品書及び検収調書がなかった。

(d) 契約関係

- 見積書を取得する必要があるにもかかわらず、取得していないものが1件あった。
- 清掃の履行を確認するための清掃日誌に確認印の漏れがあった。
- ・ 請書が必要であるにもかかわらず、作成していないものが 1 件あ

った。

b 意見

(a) 利用者負担金の徴収事務について

支援費の滞納金が平成 18 年度末現在、4 名で約 20 万円あるので、回収促進に向けて、所管課に対し、利用者の収入状況等の情報提供を適切に行う必要がある。

- (b) 利用者からの預り金について
 - ・ 小口現金出納簿の記載を出納担当者が行っているが、その担当者以外の者による小口現金出納簿と現金の実査及び照合が行われていない。小口現金の出納管理上、適切ではない。
 - ・ 華の浦学園では、利用者からの預り金が、平成 19 年 3 月末現在で 約 36,000 千円ある。

利用者預り金の範囲についての意見は、たちばな園、華南園記載と同様である。なお、定期預金等は預っておらず、また、成年後見制度の活用例はない。

(c) 人件費関係

- ・ 各種手当てなどの申請書類は華南園で保管されているが、社会福祉 事業団本部の人事マスターが変更されないことには、給与に反映され ない仕組みとなっている。本部へ変更申請等を忘れるという可能性が あるため、本部でマスター変更が行われたことを確認する手続きを定 める必要がある。
- 給与は振込みであるにもかかわらず、給与支給明細一覧表に各職員 へ押印を求めているが、押印の際、他の職員の給与明細額等が見え、 個人情報保護の観点からも押印は不要である。

才 維新百年記念公園

(所管課:都市計画課)

(ア) 概要

a 施設の概要

都市公園の名称維新百年記念公園

所 在 地 山口市吉敷

設置年月日 昭和 48 年 4 月 1 日

設置目的 県内におけるスポーツ及び文化活動の拠点施設及

びレクリエーション・コミュニティ活動の中核施設

として設置

利用対象者 県下全域を対象とした県民全般

主な公園施設 陸上競技場(主競技場、補助競技場)、テニス場、

球技場、ラグビー・サッカー場、スポーツ文化センター、弓道場、野外音楽堂、いこいの水広場、修景池、徒渉池、沈床花壇、ゲートボール場、駐車場、

便所など

土日の対応 開園

条例·規則 山口県立都市公園条例、同施行規則

b 指定管理者の概要

• 指定管理者 財団法人山口県施設管理財団

・ 主たる事務所の所在地 山口県山口市吉敷 3995 番地 1

• 法人設立登記年月日 平成6年7月11日

業務内容 維新百年記念公園の管理運営

基本金総額 7,500 千円 (うち県出資額 5,000 千

円 出資比率 66.7%)

- c 指定管理者の管理業務及び準拠すべき法令等
- (a) 管理業務の主な内容
 - ・ 公園施設の利用に関すること
 - ・ 施設及び設備の維持管理に関すること
- (b) 準拠すべき法令等の主なもの

管理全般 都市公園法等

会計処理 · 公益法人会計基準

財団法人山口県施設管理財団会計規程

契約 財団法人山口県施設管理財団会計規程

個人情報保護 山口県個人情報保護条例

その他財団法人山口県施設管理財団会計規程

- (イ) 指定管理者制度の管理事務
 - a 指定管理者の指定手続の検証
 - (a) 設置条例の制定・改正

平成17年7月12日の山口県立都市公園条例第14条の改正により、指定管理者による施設の管理が可能になっている。同時に山口県立

都市公園条例施行規則を平成17年7月22日に改正している。

(b)募集

平成 17 年 8 月 12 日 第 1 回指定管理者選定委員会 (募集要項、審查基準等審議)

平成17年9月13日 公募に係る公告

平成17年9月13日 募集要項等配布

平成17年9月22日 現地説明会

平成 17 年 10 月 7 日

~10月14日 応募受付期間(応募者4法人)

(c)審查·選定

平成 17 年 10 月 21日 第 2 回指定管理者選定委員会 (公募結果報告、審査方法等審議)

平成 17 年 11 月 1 日 第 3 回指定管理者選定委員会 (応募者ヒア リング、審査、最優秀提案者と次点の選定)

平成 17 年 11 月14日 選定委員会の審査結果を踏まえ、県は財団

法人山口県施設管理財団が指定管理者候補者として選定されたことを県のホームページで公表している。

(d) 指定管理者の指定

平成17年12月16日 下記のとおり議会で議決された。

公の施設の名称

維新百年記念公園の陸上競技場他、都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第2

項各号に掲げる公園施設

指定管理者財団法人山口県施設管理財団

指定の期間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31

日までの間

指定管理料の債務負担行為限度額 668,088 千円

なお、指定期間を 4 年間とした理由は、現在、平成 23 年開催予定の国民体育大会に向け、陸上競技場を改修しており、改修後の陸上競技場の供用開始を平成 22 年度に計画している。このため、公募時には、新しい陸上競技場の収支予測や管理運営方法が明確ではなく、公募条件として示すことが困難であったためである。

(e)協定・締結

平成 18 年 3 月 23 日 包括協定書締結

指定期間 4 年間の指定管理料は、指定書において 668,088 千円以下とすることが定められている。

平成 18 年 3 月 29 日 年度協定書締結

平成 18 年度の指定管理料 172,166 千円

- b 県の指定管理者に対するモニタリング等の検証
- (a) 所管課の対応
 - 所管課の担当班 調整班、街路公園班
 - 事業計画書の受付日 平成18年3月15日
 - ・ 事業報告書の受付日 平成19年5月17日
 - 現地確認

平成19年6月18日に都市計画課調整班と街路公園班から3名で現地確認を行っている。確認の内容は「事業評価結果通知書」に記載している。

(b) リスク分担

リスク分担は、包括協定書で別表第3「山口県と指定管理者のリスク 分担表」に定めるとおりとすると規定されている。

そのうち、施設(設備)の損傷に関する修繕費の取扱いでは、大規模修繕(1件当たりの所要額が100万円以上のもの)は県が損失負担するとあるが、県と協議を行い、下記の工事について指定管理者が負担している。修繕工事は年度末近くの19年2月から3月にかけて行われている。

武道館の床補修工事 2,331 千円

(c) 指定管理料の精算

剰余金 1,822 千円(収入 230,958 千円から経費等 229,136 千円を控除 した金額)が発生し、次年度へ繰越されている。特定預金にはしていな い。

- c 指定管理者制度導入による効果の検証
 - (a) 委託料・指定管理料・人件費の平成 17 年度と平成 18 年度の比較 (単位:千円、人)

年度	(A)	(B)	(B) - (A)
	平成 17 年度	平成 18 年度	増 減
項目			(△は減少)
委託料・指定管理料	263, 967	(利)58,792	△ 33,009
安心村、相応自座村	203, 907	172, 166	△ 33,009
職員の状況			
職員総数	55	48	△ 7
常勤(県職員)数	7	0	△ 7
常勤(団体職員)数	6	9	3
非常勤・臨時職員数	42	39	△ 3
人件費(法定福利費を含む)	130, 168	89,809	△ 40,359

指定管理料が大幅に削減された主な理由は、県職員が 0 人となり、指 定管理者の職員が増えているが、賃金水準に差があることによる。

(b) 利用実績の状況

項目	禾	刊用率 (%)		利用者数 (人)			
年度 事項	~	(B) 平成18年4月 ~ 平成19年3月	(B)-(A) 増減 (△は低下)	(A) 平成17年4月 ~ 平成18年3月	(B) 平成18年4月 ~ 平成19年3月	(B)-(A) 増減 (△は減少)	
主競技場	100	100	-	75, 131	114,835	39, 704	
補助競技場	50	52	2	39, 256	63, 578	24, 322	
テニス場	100	100	-	89, 169	78, 790	△10, 379	
球技場	45	56	11	91,653	43,710	△47, 943	
ラク゛ビー・サッカー場	14	18	4	6, 280	6, 990	710	
スポ゚ーツ文化センター	100	100	ı	467,813	583, 210	115, 397	
弓道場	100	99	$\triangle 1$	22,826	27, 312	4, 486	
野外音楽堂	99	99	-	36, 183	31, 915	△4, 268	
	計	828, 311	950, 340	122,029			

競技場(主、補助)、スポーツ文化センター等の利用者数の増加は、平成 18 年 11 月に開催された国民文化祭・生活文化総合フェスティバルによるものである。

d 指定管理者制度の管理事務に係る指摘事項及び意見

(a) 指摘事項

・ 指定管理料の算定について

指定管理業務以外の収益事業に係る清掃維持管理業務委託費が指定 管理料の積算数値に含まれている。4年間の合計は1,530千円である。 これは、実績確認では不完全履行剰余金としての処理が必要である。

剰余金の算定

107 頁のその他支出に記述しているとおり、経費の会計計上区分が適切ではないこと及び消費税の還付金額が発生主義による計上がされていないこと、しかも、会計区分の按分が適切ではなく、剰余金の算定も適当ではない。

・ 剰余金が生じた場合は、事業報告書に剰余金が生じた理由を記載する ことが包括協定書第 16 条で定められているが、その記載がない。

(b) 意見

・ リスク分担の箇所 105 頁に記載しているとおり、年度末近くに大規模修繕が発生している。

本件に係る意見は、66頁に記載している。

理事のメンバー構成について

理事6名中3名が県の部課長で、他の3名は県のOB1名、山口市部長1名、財団法人山口県ひとづくり財団1名となっている。

なお、公益法人制度改革では、特定の団体の出身者が3分の1を超 えないようにすることが求められており、運営の公平性、透明性を高 めるために、今後、理事メンバーの構成について検討が必要である。

(ウ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務の執行に係る指摘事項及び 意見

(出納事務等の総括)

指定管理料等の収入、施設等、現預金、契約、人件費その他経費、 情報セキュリティ関係等の出納その他の事務について監査を行った結 果、下記の指摘事項及び意見を除き、特記すべき事項はなかった。

a 指摘事項

(a) 施設利用料の会計処理について

平成19年3月31日に現金で徴収した施設利用料を貸借対照表に未収金として計上しているが、収入現金として計上すべきである。

- (b) 施設等関係
 - ・ 公園備品一覧表には備品の設置場所又は保管場所を記載するよう になっているが、設置又は保管場所の記載のないものが散見された。
 - ・ 公園備品一覧表に基づいて現品実査したなかで、物品標示票のないものが4品あった。
- (c) 契約関係
 - 予定価格設定の適切性について 剪定業務9件のうち6件及び草木等廃棄物処理業務委託4件については、予定価格の根拠が示されておらず、合理的な基準に基づいて予定価格を算定する必要がある。
 - 契約条項の必要十分性について 契約書には再委託制限の条項はあるが、秘密保持の条項がない。 また、請書については、秘密保持の条項はあるが、再委託制限の 条項がない。「財団法人山口県施設管理財団会計規程第71条(4) 権利義務の譲渡等の禁止」では、再委託の制限を契約書に織り込む ことになっており、請書であっても再委託の制限は重要な事項であ るので、盛り込むべきであると考える。

(d) その他の支出

・ 指定管理業務である公園管理運営費事業会計に計上すべきものが 公益事業会計の経費の中に含まれており(下記参照)、経費の計上 の会計区分が適当ではない。

指定管理業務に係る基本検診 328 千円 指定管理業務に係る雨合羽、作業用シューズ代 629 千円 なお、公園管理運営費事業会計の収支差額が 1,822 千円あり、上 記経費が同会計に計上されると収支差額は減少し、また、法人税等

・ 役員給与の損金不算入額 1,244 千円は、法人税法上、適切に処理

の節減にも寄与する。(節税額 162 千円)

されているが、平成 18 年度の法人税法の改正により事前確定届出 給与の扱いが適用できることになっており、法人税等の節減のため の検討も必要である。

・ 消費税の還付見込額について

法人税等の計上は発生主義により行っており、消費税の処理も発生主義で行う必要がある。

当期は還付税額が 926 千円発生しているが、平成 18 年に未収入 として計上すべきである。その際、収益事業会計のみで計上するこ となく、公園管理運営費事業会計等、適切な按分基準により計上す べきである。

b 意見

(a) 施設等関係

・ 物品使用貸借契約書第4条では、県は、貸付期間の初日(平成18年4月1日)に物品をその所在する場所において指定管理者に引き渡すとある。

この規定を受けて、県と指定管理者は公園備品一覧表に基づき、 現物確認を県職員1名、指定管理者から1名の計2名で行っている が、2週間という多くの日時を要している。その原因は、これまで 管理委託契約していたときに現物確認を適切に行ってこなかったこ とによることや公園備品一覧表に記載された設置・保管場所に現物 がないこと等によるものである。

今後は、年度協定を締結するたびに県と指定管理者で備品の有無及び損傷の程度、備品の状況を確認し、確認に要する時間の短縮を図る必要がある。

・ 管理業務仕様書には、利用者の安全確保及び施設の耐久性向上の 観点から、予防保全(劣化又は損傷の未然防止)に努め、予防保全 に係る修繕も実施することとある。

このことへの対応としては、修繕箇所を把握し、修繕計画の作成が必要と考えるが、現状では計画作成に至っていない。

県民が公園施設を安全かつ快適に利用できるための環境整備が必要であり、予防保全の観点とともに修繕計画を作成する必要がある。

・ 平成19年3月末現在、公園施設内に放置車両が2台あるが、公園 施設の快適な利用の確保や美観の観点から、放置車両解消のための 対応策を所管課と協働して検討する必要がある。

(b) 契約関係

・ 長期継続契約の検討の必要性

維新百年記念公園内施設の機械警備業務については、機械を取り替えることにコストがかかるとの理由で、単独随意契約がなされている。従って、競争原理が働かないのであれば、指定管理期間の範囲内で長期継続契約を行い、コスト削減を検討すべきである。

- ・ 競争入札契約の適切性について
 - i 入札参加者の資格要件について

入札参加者の資格要件として、「県内に本社が所在すること」という地域的特性がある。理由は、地元業者育成とのことであり、 県の政策として地域的要件を定めることには合理性があるが、県内に本社は存在しなくても県内に営業所又は支店がある業者でも 入札参加対象にするほうが、より競争性が発揮されるのではないかと考える。

ii 入札参加者の網羅性について

設備運転保守業務については、参加可能業者が網羅されているか分からないので、入札参加資格者名簿を作成する必要がある。

・ 契約の履行確認について

公園施設で管理面積が大きく、履行された場所等を具体的に特定化することが難しい。例えば、清掃業務については、どの地域の清掃を行ったかなどの履行の状況が検証可能な記録方法を検討する必要がある。

カ 柳井ウェルネスパーク

(所管課:都市計画課)

(ア) 概要

a 施設の概要

所 在 地 柳井市新庄

設置年月日 平成12年4月

設置目的 柳井広域生活圏における県民の心身の健康維持や

増進に資するため、健康運動の中核となる公園とし

て整備

利用対象者 柳井広域生活圏における県民

主な公園施設 多目的広場、温水利用型健康運動施設、テニスコー

卜、遊具広場

土日の対応 開園

条例·規則 山口県立都市公園条例·同施行規則

b 指定管理者の概要

指定管理者 柳井市

c 指定管理者の管理業務及び準拠すべき法令等

(a) 管理業務の主な内容

・ 公園施設の利用に関すること

・ 施設及び設備の維持管理に関すること

(b) 準拠すべき法令等の主なもの

管理全般 都市公園法等

会計処理 柳井市出納員及び会計職員規則

契約 柳井市契約規則 財産管理 柳井市財務規則

その他金銭出納等 柳井市出納員及び会計職員規則

- (イ) 指定管理者制度の管理事務
 - a 指定管理者の指定手続
 - (a) 設置条例の制定・改正

平成17年7月12日の山口県立都市公園条例第14条の改正により、 指定管理者による施設の管理が可能になっている。同時に山口県立 都市公園条例施行規則を平成17年7月22日に改正している。

(b) 募集

非公募

公募としなかった理由は次のとおりである。

- ・ 地元自治体における効率的かつ主体的な運営を通じて、県が求める水準以上のサービスを既に提供しているため
- ・ 地域住民の健康維持・増進を目的に整備された公園であることから、市が実施する健康増進等の各種施策との連携が不可欠であるため

(c) 審査・選定

平成17年11月1日開催の第3回山口県立都市公園指定管理者選定委員会において、柳井市から提出された事業計画書を審査の上、選定について承認している。指定管理者の選定に係る報告書は作成されていない。

(d) 指定管理者の指定

平成17年12月16日 下記のとおり議会で議決された。

公の施設の名称 柳井ウェルネスパークのテニス場、温水利

用型健康運動施設及びその他の都市公園 法(昭和31年法律第79号)第2条第2項

各号に掲げる公園施設

指定管理者柳井市

指定の期間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31

日までの間

都市計画課の指定管理者制度導入施設は、維新百年記念公園の指 定期間に合わせて4年としている。

指定管理料の債務負担行為限度額 67,292 千円

(e) 協定・締結

平成 18 年 3 月 23 日 包括協定書締結

指定期間 4 年間の指定管理料の総額は、指定書において 67,292 千円以下とすることが定められている。

平成 18 年 3 月 29 日 年度協定書締結

平成 18 年度の指定管理料 20,299 千円

- b 県の指定管理者に対するモニタリング等の検証
- (a) 所管課の対応
 - 所管課の担当班 調整班、街路公園班
 - ・ 事業計画書の受付日 平成18年4月1日
 - 事業報告書の受付日 平成19年5月17日
 - 現地確認

平成19年6月15日に都市計画課調整班と街路公園班の3名で行い、確認の内容は「事業評価結果通知書」に記載している。

(b) リスク分担

リスク分担は、包括協定書で別表第3「山口県と指定管理者のリスク分担表」に定めるとおりとすると規定されている。

そのうち、施設(設備)の損傷に関する修繕費は、リスク分担に 従って執行されている。

(c) 指定管理料の精算

剰余金 \triangle 53,481 千円(収入 53,974 千円から経費等 107,455 千円を控除した金額)が発生している。

予算の段階で△56,392 千円になっており、柳井市との取り決めで

無料施設は県の指定管理料で負担し、有料施設の収支のマイナスは柳井市が負担することになっている。書類上、負担について取り決めたものはない。

- c 指定管理者制度導入による効果の検証
- (a) 委託料・指定管理料・人件費の平成 17 年度と平成 18 年度の比較 (単位:千円、人)

年度	(A)	(B)	(B) - (A)
	平成 17 年度	平成 18 年度	増減
項目			(△は減少)
委託料•指定管理料	15,823	20, 299	4, 476
職員の状況			
職員総数	6. 2	6. 2	0
常勤(県職員)数	0	0	0
常勤(団体職員)数	0.2	0.2	0
非常勤・臨時職員数	6	6	0
人件費(法定福利費を含む)	5, 582	5,722	140

指定管理料は、新規供用施設周辺の植栽業務、清掃業務の増加に 伴い増加している。人件費のうち非常勤・臨時職員の人件費は、指 定管理料の積算上、県が約2,500千円負担している。

(b) 利用実績の状況

項目	利用率(%)			利用者数 (人)			
年度	(A) 平成17年7月 ~ 平成18年3月	~	増減 (/ は低下)	(A) 平成17年7月 ~ 平成18年3月	~	(B)-(A) 増減 (△は減少)	
テニス場	95 (H17. 4~H18. 3)	96	1	19,888 (H17.4~H18.3)	20, 526	638	
温水プール	100	100	-	21,881	25, 984	4, 103	
フィットネスルーム	100	100	-	10,400	16,907	6, 507	
温浴施設	100	100	-	13,028	24,754	11,726	
多目的ルーム	43	62	19	2,098	2, 264	166	
ミーティンク゛ルーム	1	4	3	18	133	115	
	計		67, 313	90, 568	23, 255		

・ 温水利用型健康運動施設(温水プール、温浴施設等)は平成 17 年 7 月にオープンしたが、平成 18 年度はいずれも利用者が増えている。 d 指定管理者制度の管理事務に係る指摘事項及び意見

(a) 意見

・ 選定理由の公表について

山口県立都市公園指定管理者選定委員会における審査方法は、柳井市から提出された事業計画書を審査の上、決定しており適切である。

しかし、審査の方法及び選定の経緯についての報告書が作成されておらず、また選定理由の公表もなく、審査の透明性が確保されていない。本件に係る意見は、65頁に記載している。

- ・ 平成 19 年度の指定管理料の増額により、4 年間の指定管理料の総額 67,292 千円を超えることが確実になっている。このため、金額の変更手続きが必要になるが、所管課は、最終年度(4 年目)に金額の変更の手続きをする予定ということであるが、金額変更の合理的な理由及び根拠を明確にし、県民の理解が得られるようにする必要がある。
- (ウ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務の執行に係る指摘事項及び 意見

(出納事務等の総括)

指定管理料等の収入、施設等、現預金、契約、人件費その他経費、 情報セキュリティ関係等の出納その他の事務について監査を行った結 果、下記の指摘事項及び意見を除き、特記すべき事項はなかった。

a 指摘事項

(a) 施設等関係

施設内に保管されている備品について、備品一覧表に基づき任意の抽出基準で現物確認を行ったところ、物品標示票の記号、番号が消えて読めないもの、物品標示票が貼付されていないものが、それぞれ 1 件あった。早急に貼付し直す等の措置が必要である。

(b) 契約関係

- ・ 随意契約の予定価格の妥当性について
 - i 園内清掃業務と電機保安管理業務は前年と業務範囲が同じにもかかわらず、予定価格が前年実績を上回っている。前年実績価額を上回る金額で予定価格を設定するからには、それなりの理由があるはずであり、予定価格調書にその理由を明確にしておくべきである。
- ii 樹木 4 管理業務(東工区高木剪定、芝生地薬剤散布)の契約方法の妥当性について

柳井市契約規則では、50万円以上の業務委託は、原則、指名競争入札することになっているが、樹木4管理業務630千円について随意契約を行っている。

b 意見

(a) 収入関係

キャンセルされた利用券の扱いについて

売上集計表(日計)は、利用券の発券機と基本的には自動的に連動しているが、利用者から直接現金で収納するプールの全面使用料及び多目的ルームの使用料並びに券売機でのキャンセルについては、手入力で作業を行っている。従って、この部分については、不正、誤謬が発生しやすいところである。現在、キャンセルになった利用券は別途保管しており、直ちにキャンセルの状況が確認しにくい状況にあるため、売上集計表の裏面に貼付するなどの工夫が必要である。

領収書の管理状況

領収書の冊数管理は適切に行っているが、領収書の書き損じが発生 した場合は消却している。書き損じであることを明確にするために、 書き損じの領収書を領収書控に添付することを検討する必要がある。

(b) 契約関係

契約条項の必要十分性について

期継続契約を検討すべきである。

指名競争入札の契約書には委託の制限及び秘密保持の条項はあるが、随意契約の契約書には再委託の制限及び秘密保持の制限の規定もない。再委託の制限及び秘密保持は重要な事項であるので、随意契約の契約書にも盛り込む必要がある。

委託契約期間の合理性について 委託契約はすべて単年度契約であり、長期継続契約はされていない。 柳井市契約規則では機械警備の長期継続契約は可能であるので、長 キ 山口県民文化ホールいわくに(以下「シンフォニア岩国」という。)

(所管課:文化振興課)

(ア) 概要

a 施設の概要

所 在 地 岩国市三笠町

設置年月日 平成8年6月30日

設置目的 県民の文化活動その他の学習活動を促進し、もって

文化の振興を図る

文化芸術活動を行う者、クラシック音楽等の公演の 利用対象者

鑑賞者など県民全般

コンサートホール、多目的ホール、企画展示ホール、 施設内容

大会議室、特別会議室、和室、練習室、リハーサル

室等

開館 土日の対応

条例 • 規則 山口県民文化ホール条例、山口県民文化ホール規則

b 指定管理者の概要

• 指定管理者

サントリーパブリシティサービス株式会社 (以下「SPS」という。)

東京都港区元赤坂一丁目2番3号 主たる事務所の所在地

法人設立登記年月日 1983年3月

業務内容

広告・広報業務の企画、代理、請負

コンサートホール・美術館・会議場の企

画、運営管理

コンサートホール・美術館・会議場の案 内業務及びそれに関するコンサルタン

ト業務

パーティー・イベントの企画、運営他

資本金

1 億 円

指定管理者の管理業務及び準拠すべき法令等

(a) 管理業務の内容

- 文化活動その他の学習活動の機会の提供に関する業務
- 文化活動その他の学習活動に関する情報及び資料の収集及び 提供に関する業務
- 前2号に掲げるもののほか、文化の振興を図るために必要な業
- 施設の使用の許可に関する業務
- 施設及び設備の維持管理に関する業務
- その他、県民文化ホールを管理するために必要な業務

(b) 準拠すべき法令等の主なもの

管理全般 地方自治法その他関係法令、基本協定書

会計処理 SPSの定める経理規程 契約 SPSの定める経理規程及び基本協定書第 29 条 (委託の制限)

個人情報保護 基本協定書第 32 条から第 40 条まで その他 基本協定書、SPSの定める経理規程等

- (イ) 指定管理者制度の管理事務
 - a 指定管理者の指定手続の検証
 - (a) 設置条例の制定・改正

平成17年7月12日の山口県民文化ホール条例第10条の改正により、指定管理者による施設の管理が可能になっている。同時に山口県民文化ホール規則を平成17年7月22日に改正している。

(b)募集

平成 17 年 8 月 24 日 第 1 回指定管理者選定委員会 外部委員 6 名 (募集要項、業務仕様書の検討)

平成17年9月13日 募集要項等の配布(10月7日まで)

平成17年9月21日 公募説明会・現地見学会の開催

平成 17 年10月 11 日

~10月14日 応募受付期間(応募者2法人)

(c) 審査・選定

平成 17 年 11 月 1 日 第 2 回指定管理者選定委員会 外部委員 6 名 (審査の進め方の決定、応募者ヒアリン グ)

平成 17 年 11 月 2 日 同上 (事業計画の審査、最優秀提案者の説明及び次点の選定)

平成17年11月14日 選定委員会の審査結果を踏まえ、県はSPSが指定管理者候補者として選定されたことを県のホームページで公表している。

(d) 指定管理者の指定

平成17年12月16日 下記のとおり議会で議決された。

公の施設の名称 山口県民文化ホールいわくに

指定管理者 サントリーパブリシティサービス株式会社 指定の期間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31

日までの間

指定管理料の債務負担行為限度額 1,014,070 千円

(e) 協定・締結

平成 18 年 3 月 23 日 基本協定書締結

指定期間 5 年間の指定管理料の総額は、指定書附款管理業務実施規程第 28 条において、1,014,070 千円以下とすることが定められている。

平成 18 年 4 月 1 日 年度協定書締結 平成 18 年度の指定管理料 207,366 千円

- b 県の指定管理者に対するモニタリング等の検証
- (a) 所管課の対応
 - 所管課の担当班 文化環境班
 - 事業計画書の受付日 平成18年3月9日
 - 事業報告書の受付日 平成19年5月31日
 - 現地確認

平成19年5月18日及び7月9日に文化環境班の1名が現地に出向き確認している。基本協定書に基づき18年度事業報告書及び自己評価チェックシートにより管理業務の履行状況を確認し、その結果を指定管理業務モニタリングシートに記載している。不完全履行部分はないと評価している。

(b) リスク分担

リスク分担は、基本協定書で別記第3リスク分担表に定めるとおりとすると規定されている。

そのうち、施設及び設備の修繕については、1件につき 108 万円以上の大規模修繕は県の負担で行うと定められている。

修繕費は、リスク分担に従って執行されている。

(c) 指定管理料の精算

剰余金 9,024 千円 (収入 306,132 千円から経費等 297,108 千円を控除した金額)が発生している。この剰余金は次年度へ繰越されている。

ただし、当期の税金発生分(総額 7,942 千円)が計上されていないため、税金発生分を適正に計上した後では、剰余金は 1,082 千円となり、利用料収入の 20%を超えないため、過大利益は発生しない。

- c 指定管理者制度導入による効果の検証
- (a) 委託料・指定管理料・人件費の平成 17 年度と平成 18 年度の比較

(単位:千円、人) 年度 (B)-(A)(A) (B) 平成17年度 平成18年度 増減 (△は減少) 委託料 • 指定管理料 257,065 207, 366 \triangle 49,699 職員の状況 職員総数 20 20 常勤(県職員)数 7 0 \triangle 7 1 常勤(団体職員)数 6 6 11 非常勤·臨時職員数 7 8 1 人件費(法定福利費を含む) 117,746 87,885 \triangle 29,861

* 常勤(団体職員)数の上段1は、NHKアートからの出向者受入で支出は委 託費に計上 指定管理料が大幅に削減されているが、事業計画策定の段階で常勤者を減らし、短期間勤務アシスタントの活用や、県職員が 0 人になること等の想定によるものである。その他、光熱水費等の削減に向けた計画によるものである。

なお、当期の人件費の発生状況の実績も上記の計画に添ったもの となっている。

(b) 利用実績の状況

項目	禾	川用率(%)		利用者数 (人)			
年度	(A) 平成17年4月 ~ 平成18年3月	~	(B)-(A) 増減 (△は低下)	(A) 平成17年4月 ~ 平成18年3月	~	(B)-(A) 増減 (△は減少)	
コンサートホール	44.6	38.0	△6.6	74, 502	63,613	△10,889	
多目的ホール	53.9	50.5	△3.4	33, 743	34, 719	976	
企画展示ホール	76.7	67.5	△9.2	46,361	32, 266	△14, 095	
大会議室	52.9	44.6	△8.3	14,681	16, 332	1,651	
特別会議室	66.2	57.9	△8.3	5, 465	5, 953	488	
練習室1	89.3	88.2	△1.1	5, 946	5, 146	△800	
練習室 2	94.8	93.8	$\triangle 1$	11,085	11,946	861	
リハーサル室	82.2	66.6	△15.6	6,944	6,976	32	
和室	39.3	34.3	△ 5	2, 986	2, 543	△443	
見学者等人数	_	_	_	5,074	49, 190	44, 116	
平均/計	67.2	60.6	\triangle 6.6	206, 787	228,684	21,897	

利用率の低下について

平成18年度より月曜日を開館にしたことにより、利用可能日数が増加したことが、利用率低下の最大の要因となっている。

見学者等が大幅に増加しているのは、レストランを休業しているため、その場所を無料開放したことにより、学生等の利用者が増加していることなど、指定管理者の利用促進や利用者サービス向上に向けた取り組みの効果もある。

d 指定管理者制度の管理事務に係る指摘事項及び意見

(a) 指摘事項

- ・ 基本協定書第7条の(6)その他業務のうち、県民文化ホール を管理するために必要な業務に関する記述が、山口県民文化ホー ル条例第10条に照らして適切な表現になっていない。
- ・ 管理業務に係る収支計算においては、前記 b (c)指定管理料の精算に記載したように、税金の計上が漏れている。しかし、指定管理料の精算の実態としては、税金は発生主義により剰余金から控除されており、次年度からは、収支計算に税金を発生主義に

より計上し、剰余金を算定する必要がある。

・ 剰余金が生じた場合は、事業報告書に剰余金が生じた理由を記載することが基本協定書第24条第2項で定められているが、その記載がない。

(b) 意見

・ 指定管理者の指定は、平成 17 年の 12 月議会で議決されており、 平成 18 年 4 月から管理業務がスタートするまでに約 3 か月の準備 期間があった。文化事業の計画を立案、実行するには、準備期間に 余裕があるほど充実した事業を行うことができる。

本件に係る意見は、県の指定管理者全般に係る意見の箇所 65 頁 に記載している。

・ 前受金の引継ぎに係る取扱いについて

貸館事業では利用料金が前払いされるため、事業年度末日前に翌 事業年度分の入金があり、財団法人山口県文化振興財団と指定管理 者の引継ぎは円滑に行われていた。

監査した状況から、指定期間が終了し、指定管理者が交代する場合の前受金の引継ぎに関しては検討を要する事項がある。本件に係る意見は、県の指定管理者全般に係る意見の箇所 72 頁に記載している。

(ウ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務の執行に係る指摘事項及び 意見

(出納事務等の総括)

指定管理料等の収入、施設等、契約、人件費その他経費、情報セキュリティ関係等の出納その他の事務について監査を行った結果、下記の指摘事項及び意見を除き、特記すべき事項はなかった。

a 指摘事項

(a) 施設等関係

- ・ 舞台昇降制御コンピューターの予備品を年度末近くに購入しており、消耗品費として 483 千円を経費処理している。現状は使用されておらず予備品であり、企業会計上、経理処理が適当ではなく、貯蔵品として資産計上すべきである。
- 舞台備品

備品に物品標示票が貼付されていないものや、番号が記載されていないものがある。

- 一般備品
 - i 物品標示票には品番の記入があるが、備品一覧表には品番の記載のないものがあり、照合に時間を要する原因となっている。備品一覧表は品番の記載もれのないように作成する必要がある。
 - ii 備品に物品標示票のないもの、はげおちているもの等が散見される。

iii 現在未利用のコインロッカー等が散見される。

(b) 契約関係

・ 清掃業務について

(単位:千円)

委託業務	委託先	平成16年度 実績	平成 17 年度 実績	18 年度委託 料積算根拠	18年度実績
本ホールにおける 清掃関連業務	A社	8,673	12, 022	9,030	9,030

清掃業務は、業務の質の高さから、従来から委託している業者と単独随意契約をしているが、業務の質の確保は競争入札でも可能であり、これを理由に単独随意契約することには合理性はなく、業者の選定及び契約方法の見直しを検討する必要がある。

(c) その他支出

税金の計上が発生主義により行われていない。

b 意見

(a) 収入関係

・ 領収書の冊数管理簿の作成について 領収書の管理状況に関する意見は、77 頁に記載しているものと同 様である。

(b) 施設等関係

・ 備品の現物管理について

指摘事項に記載のように、備品の現物管理に適切でない部分がある。

単年度協定を結ぶ前に、県と指定管理者とで舞台備品及び一般の備品について備品一覧表と現物の確認を実施する必要がある。本件に係る意見は、77頁に記載しているものと同様である。

(c) 契約関係

舞台関連業務のNHKアートへの一括委託について

舞台周りの仕切りやサービスの底上げができる会社にまかせて適切な業務をさせたいというSPSの考えを反映したものであり、従来からの関係からNHKアートを採用した。舞台関連業務の専門性を高めるだけでなく、人件費的には 0.5 人役の削減がされている。すなわち、従来は、直営で 2名 (2人役)の舞台技術員を雇用していたが、委託費に組み込まれている人件費は舞台技術員 2名(1.5人役)となっている。

ただ、保守業務の専門性から特定の業者しか対応できないのであれば、自動更新の契約とせず、長期継続契約を検討する必要がある。

(d)情報セキュリティ関係

- 施設の利用者情報(個人情報)について
 - i データの漏出リスク

バックアップテープは毎日更新しており、データの喪失リスク

に対応している。しかし、データが漏れるリスクに対しては、管理上弱い点がある。なぜなら、サーバーは専用のルームではなく、事務室の一角にある。また、バックアップデータもサーバーの近くに保管されており、職員であればだれでも持ち出すことは可能である。

現状では、内部者による個人情報の持ち出しはリスクとして想定されていないが、基本協定書との関連で現状のセキュリティ水準が妥当かどうか検討する必要である。

ii パスワード

内部からの情報漏えいは想定されていないため、パスワードは、一つしか設定されておらず、職員全員が共有している。SPSイントラネットのセキュリティレベルとの比較では、セキュリティ水準は低いが、基本協定書に示した管理水準を達成するためにもSPSのセキュリティポリシーに則った管理が必要であると考える。

SPSイントラネットについて

SPSイントラネットの専用端末は8台であり、ID、パスワードが個人別に設定されている。また、SPS本部担当者がログ記録をレビューしている。施設予約システムで扱っている利用者情報の管理よりもレベルの高い管理がされている。

しかし、パスワードの変更は個人にまかせており、管理責任者がパスワード変更の管理を行うように改善をすべきである。

ク 秋吉台国際芸術村

(所管課:文化振興課)

(ア) 概要

a 施設の概要

所 在 地 美祢郡秋芳町秋吉

設置年月日 平成10年8月25日

設置目的 芸術の創造を図るための活動を支援し、もって芸術

に係る人材の育成及び交流の促進に資する

利用対象者 国内外のアーティスト、文化芸術活動を行う者、公

演等の鑑賞者など県民全般

施設内容 コンサートホール、ギャラリー、研修室、スタジオ、

暗室、宿泊室等

土日の対応 開村

条例·規則 山口県芸術村条例、山口県芸術村規則

b 指定管理者の概要

指定管理者 財団法人山口県文化振興財団

・ 主たる事務所の所在地 山口市滝町1番1号

• 法人設立登記年月日 平成5年3月31日

業務内容 地域文化活動の支援に関する事業

山口県の委託による文化施設の管理運

営等

・ 基本金 1,000,100 千円 (うち県出資 1,000,000

千円 出資比率 99.9%)

- c 指定管理者の管理業務及び準拠すべき法令等
- (a) 管理業務の内容
 - ・ 芸術に関する創造的活動の機会の提供に関する業務
 - ・ 芸術に関する講習に関する業務
 - ・ 芸術に関する情報及び資料の収集及び提供に関する業務
 - 前3号に掲げるもののほか、芸術に係る人材の育成及び交流の 促進に資するために必要な業務
 - ・ 施設の使用の許可に関する業務
 - 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - その他、芸術村を管理するために必要な業務
- (b) 準拠すべき法令等の主なもの

管理全般 地方自治法その他関係法令、基本協定書等

会計処理 財団法人山口県文化振興財団財務規程

契約 同上の財務規程及び基本協定書第28条(委託の

制限)

個人情報保護 基本協定書第31条から第39条まで

その他基本協定書、同上の財務規程等

(イ) 指定管理者制度の管理事務

- a 指定管理者の指定手続の検証
- (a) 設置条例の制定・改正

平成17年7月12日の山口県芸術村条例第10条の改正により、 指定管理者による施設の管理が可能になっている。同時に山口県芸 術村規則を平成17年7月22日に改正している。

(b) 募集

平成 17 年 8 月 24 日 第 1 回指定管理者選定委員会 外部委員 6 名 (募集要項、業務仕様書の検討)

平成17年9月13日 募集要項等の配布(10月7日まで)

平成17年9月22日 公募説明会・現地見学会の開催

平成 17 年10月 11 日

~10月14日 応募書類の受付(応募者2法人)

(c)審査・選定

平成17年11月1日 第2回指定管理者選定委員会 外部委員6

名(審査の進め方等の決定、応募者の事業

計画の説明及びヒアリング)

平成17年11月2日 事業計画の審査、最優秀提案書及び次点の

選定

平成17年11月14日 選定委員会の審査結果を踏まえ、県は財団

法人山口県文化振興財団が指定管理者候補者として選定されたことを県のホーム

ページで公表している。

(d) 指定管理者の指定

平成17年12月16日 下記のとおり議会で議決された。

公の施設の名称 秋吉台国際芸術村

指定管理者 財団法人山口県文化振興財団

指定の期間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31

日までの間

指定管理料の債務負担行為限度額 822,120 千円

(e)協定·締結

平成 18 年 3 月 23 日 基本協定書締結

指定期間 5 年間の指定管理料の総額は、指定書附款管理業務実施規程第 28 条において 822, 120 千円以下とすることが定められている。なお、指定管理者には秋芳町から 146,027 千円以下の指定管理料が支払われる。

平成18年4月1日 年度協定書締結

平成 18 年度の指定管理料 166,872 千円

- b 県の指定管理者に対するモニタリング等の検証
- (a) 所管課の対応
 - 所管課の担当班 文化環境班
 - ・ 事業計画書の受付日 平成 18 年 3 月 23 日 ・ 事業報告書の受付日 平成 10 年 5 日 20 日
 - 事業報告書の受付日 平成 19 年 5 月 30 日
 - 現地確認

平成19年5月14日及び7月6日に文化環境班から1名が現地 に出向き確認している。基本協定書に基づき18年度事業報告書及 び自己評価チェックシートにより管理業務の履行状況の確認を行 い、その結果を指定管理業務モニタリングシートに記載している。 不完全履行部分はないと評価している。

(b) リスク分担

リスク分担は、基本協定書で別記第 3 に定めるとおりとすると規 定されている。

そのうち、大規模修繕(1件1,000千円以上)は県が負担するとあ るが、下記の修繕工事は県と協議を行い、指定管理者が負担してお り、その工事の実施時期は平成19年3月である。

宿泊棟池底の改修

2,260 千円

(c) 指定管理料の精算

剰余金 4,257 千円(収入 223,792 千円から経費等 219,535 千円を 控除した金額)が発生している。

この金額から下記注1の税金負担額を控除したものが 2,847 千円 になり、注2の算式により過大利益が64千円としている。この利益 金は特定預金化しないで次年度に繰越されたが、平成19年度に特定 引当預金として繰越金とは別に経理が行われた。

注 1

法人税	936 千円
法人県民税	68 千円
法人町民税	187 千円
法人事業税	219 千円
計	1,410 千円

- 注2 過大利益は、基本協定書第14条に基づいて計算し、剰余金のう ち利用料金収入の20%を超えるものとされている。
- ・利用料金収入の20%相当額 {21,106 千円-7,190 千円(文化事業分)-1 千円(電気料金実費)}×20% =2,783 千円
- · 過大利益 2,847 千円 2,783 千円 = 64 千円

- c 指定管理者制度導入による効果の検証
- (a) 委託料・指定管理料・人件費の平成 17 年度と平成 18 年度の比較

(単位:千円、人)

年度	(A)	(B)	(B) - (A)
	平成 17 年度	平成 18 年度	増減
項目			(△は減少)
委託料・指定管理料	180, 417	166,872	△ 13,545
職員の状況			
職員総数	23	20	△ 3
常勤(県職員)数	4	2	△ 2
常勤(団体職員)数	5	6	1
非常勤・臨時職員数	14	12	△ 2
人件費(法定福利費を含む)	107,014	90,688	△ 16,326

指定管理料は前年の管理委託の時と比較して 13,545 千円削減している。

人件費は、3 名、しかも県の派遣職員が減少したことにより 16,326 千円減少している。

(b) 利用実績の状況

()	7 77/11 入順	7102					
項目	利	利用率(%)		利用者数 (人)			
	(A)	(B)	(B) - (A)	(A)	(B)	(B) - (A)	
年度	平成17年4月	平成18年4月	増減	平成17年4月	平成18年4月	増減	
事項	平成18年3月	平成19年3月	(△は低下)	平成18年3月	平成19年3月	(△は減少)	
ホール	44.4	35.5	△8.9	10,489	12,734	2, 245	
研修室	49.6	48.4	\triangle 1. 2	4, 439	8,892	4, 453	
スタジオ	44. 1	52.0	7. 9	3,651	5, 504	1,853	
ギャラリー	22.9	34.4	11.5	1,478	3,743	2, 265	
本館棟計	46.3	48.3	2.0	20,057	30,873	10,816	
宿泊棟	19. 1	21.8	2.7	4,524	5, 193	669	
見学者等	_		_	15, 498	19,016	3, 518	
合計	25.9	27.8	1.9	40,079	55,082	15,003	

本館棟、宿泊棟ともに、平成18年度は昨年度の利用率を若干上回っており、指定管理者のPR効果が少しずつ現れている。

- d 指定管理者制度の管理事務に係る指摘事項及び意見
- (a) 指摘事項
 - ・ 基本協定書第7条に記載されている管理業務のうち、(7)その 他、芸術村を管理するために必要な業務の記述が、山口県芸術村 条例第10条に照らして適切な表現となっていない。

- 剰余金算定の前提となる収支計算において、税金の計上が発生主義により適切に計上されていない。指定管理料精算の実態としては、税金は発生主義により剰余金から控除されており、次年度から収支計算には税金を発生主義により計上し、剰余金を算定する必要がある。
- ・ 電気設備一斉点検のため事業計画書に平成18年11月中旬と定めた臨時休館日について、11月15日と決定した後にFAXで県へ通知したが、県へ承認申請を行うことなく臨時休館とした。基本協定書第10条では、臨時に休館日を定める場合は、県の承認を得ることになっており、臨時休館日を変更する場合にも同様の手続が必要であり、その定めに従っておらず、承認を得る必要がある。

(b) 意見

リスク分担の箇所 124 頁に記載のとおり、宿泊者の快適な利用に資するための大規模修繕が年度末近くに発生している。

本件に係る意見は、66頁に記載している。

(ウ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務の執行に係る指摘事項及び 意見

(出納事務等の総括)

指定管理料等の収入、施設等、現預金、契約、人件費その他経費、情報セキュリティ関係等の出納その他の事務について監査を行った結果、下記の指摘事項及び意見を除き、特記すべき事項はなかった。

a 指摘事項

(a) 収入関係

チケットの管理について

ジャズコンサートのチケットの管理状況を調査した結果、次の状況が見られた。

- ・ コンサートのチケットは、指定管理者が印刷しているが、印刷 枚数やプレイガイド等への配券枚数について、当初は承認・決定 の手続が行われているものの、その後の配券数の変更に伴い生じ たチケット増刷数を正確に記載した文書がない。
- ・ コンサートの入場料については、収支のバランス、入場料等の 前年度の実績や地域の実績、アーティストの事務所からの要望等 を踏まえ、総合的に協議を行い、書面による伺いの上、決定して いるとのことである。しかし、算定の根拠資料が保管されていな い。
- ・ チケットをプレイガイドへ販売委託する場合は、配券時にプレイガイドから受領書を受け取っている。当初の配券時については、 受領書が入手されているが、追加で配券した際の受領書が入手されていないプレイガイドがあった。
- チケットの取扱いについて、マニュアルを作成していないが、

整備する必要がある。

(b) 施設等関係

監査人による現物確認の結果について

- 貸与備品台帳に基づき現物確認した結果は次のとおりである。
 - i 現物が見当たらないものがかなりある。

パンフレットスタンド1台、除湿機1台、給湯器(電気ポット)1台、椅子6台など

ii 現物に貼付している物品標示票が消えて読めないため、特定できないものがある。

パンフレットスタンド2台、布団乾燥機10台など

- iii 形式が古いため、現在使用していないものがある。 パソコンディスプレイ 1 台、メモリー2 台、イメージスキャナ ー、会計ソフトなど
- iv 貸与備品台帳と現物のメーカー名が異なっていたもの 14型テレビ 27台

以上について、指定管理者業務仕様書に基づき早急に整理し、県 に報告する必要がある。

(c) 契約関係

・ 屋外清掃業務の実績把握について

同業務の委託については、地元高齢者雇用対策という理由で「社団法人美祢美東秋芳地区広域シルバー人材センター」と随意契約を行っている。また、この業務については、業務仕様書が定められており、毎月の就業日及び作業員については同センターから提出される「清掃作業就業予定表」で把握することとしている。ところが、実績について把握するための措置が採られていないため、仕様書通りに業務がなされたかどうか確認することはできない。実際、平成19年3月度の予定表では延40人が作業することになっていたが、先方からの請求書では延実作業員は35人であった。実績を把握するため、作業員が退所するときには現場に一番近い舎監にチェックさせるなどの措置が必要である。

・ 契約条項の必要十分性について

契約書には再委託の制限の条項はあるが、秘密保持の条項がない。 仕様書の中にも秘密保持に関する内容は含まれていない。基本協定 書第 40 条第 2 項に再委託した第三者に対して秘密の保持を義務づけ るとあること、また、社会の秘密保持に対する意識が高まっているこ とから、契約書及び仕様書に盛り込む必要があると考える。

また、請書には再委託の制限の条項も秘密保持の制限の記載もない。 請書であっても再委託の制限及び秘密保持は重要な事項であるので、 盛り込む必要がある。

(d) その他支出

- 租税公課
 - i 平成 17 年度以前の財団法人山口県文化振興財団の修正申告分の 納税額 825 千円が、平成 18 年度の指定管理業務の会計区分に計上 されているが、同年度の指定管理料で負担したことは適当ではない。
 - ii 前記収支計算における発生主義によるべきとの指摘と関連するが、平成18年度に指定管理業務に係る税金1,410千円が、発生主義により計上されていない。
- 未払経費等の請求書の日付

平成 18 年度末 (平成 19 年 3 月) の未払経費等に対する請求書に、請求日付のないものが散見されるが、日付のないものは受付しないという方針を確立する必要がある。

b 意見

(a) 収入関係

・ 領収書の冊数管理簿の作成について 本件に係る意見は、77頁に記載しているものと同様である。

行い、備品の状態の確認をすべきであるが行っていない。

(b) 施設等関係

指定期間開始前における貸与備品の確認について 県と指定管理者は、貸与備品について、備品一覧表と現物の照合を

本件に係る意見は、77頁に記載しているものと同様である。

・ 水道使用量の把握について

現在、秋芳町の簡易水道を使用しており、検針時に使用料の通知を受け、一覧表に整理されているが、この活用が十分に行われていない。

・ 貸与高額備品の付保について

県からの貸与備品の中に、1 台約 15 百万円の S 社製のグランドピアノがある。過失等で破損した場合には、基本協定書第 46 条 4 項で「自己の費用で修理しなければならない」旨の規定があり、修理費用を負担することにより業務運営にも支障をきたす事も十分に考えられるため、保険に加入することを検討すべきである。

(c) 契約関係

・ 委託契約期間の合理性について

平成 18 年度委託契約件数 27 件のうち 10 件については単年度契約であり、これらは毎年の業務範囲が安定しておらず、単年度契約にしている理由の合理性はある。

一方、17件は、平成18年度は3年の長期継続契約になっている。3年という期間に特別の理由があるわけではなく、はじめて長期継続契約をする際に5年は長すぎるのではないかという判断をしたとのことである。契約期間を5年にすることにより契約金額の削減が可能であれば、契約期間を指定管理者の期間に合わせることの検討も必要である。

・ 競争入札の資格審査における指名業者選定の適正性について

指名競争入札のすべてを指名審査の対象にしているが、指名審査資料は、指名競争入札5件を一括して作成している。そのため、それぞれの参加可能業者が網羅されているか分からない。例えば、屋内清掃業務契約においては7業者が指名されているが、参加可能業者の名簿が作成されていないため、指名された7業者が適正に選定されたものかどうかが分らない。指名業者が適正に選定されたかどうかを明らかにするため、指名競争入札ごとに選定可能業者の名簿を作成し、資格審査を行う必要がある。

・ 予定価格の適切性について

平成 18 年度の指名競争入札の落札価額の前年実績に対する比率は、 どれも平成 18 年度の落札率を上回っている。これは、前年実績価額 を上回る金額で予定価格を設定しているからであるが、その理由が明 確にされていない。前年実績価額を上回る金額で予定価格を設定する からには、予定価格調書にその理由を明確にしておくべきである。

また、予定価格を前年実績だけで求めるのではなく、入札の前に参加業者から見積書をとり、それぞれの最低価格も参考にして、予定価格を算定するなどの検討が必要である。

(d) その他支出

・ 多額の什器備品購入支出について

ネットワークサーバ機器、マイクロフォンや編集機他 15 台の什器 備品の購入時期が以下に示すとおり年度末近くに集中しており、年度 内に使用することを前提とした購入がなされていない。

2月26日 539千円

3月26日 1,912千円

3月30日 2,230千円

3月31日 655千円

平成18年度における什器備品購入費支出の当初予算はゼロであり、10万円以上の備品購入を想定されていなかった。にもかかわらず、5,336千円という多額の什器備品を、しかも、年度末近くになって購入しているのは計画性を欠き、不適切であることから、今後は、計画的な購入計画の策定と予算措置に基づき、必要な什器備品の購入を行う必要がある。

修繕費に係る書類の不備

平成18年度は1件につき100万円以上の修繕費である宿泊棟池底の改修について、県との協議の結果、指定管理者が負担している。

リスク分担表からは100万円以上の修繕は原則県が負担することになるが、指定管理者が負担した理由を示した県との協議資料はない。 その理由を明記した資料を残す必要がある。 ケ 山口県民芸術文化ホールながと(以下「ルネッサながと」という。)

(所管課:文化振興課)

(ア) 概要

a 施設の概要

所 在 地 長門市仙崎

設置年月日 平成12年3月4日

設置目的 県民の芸術活動その他の文化活動を促進し、もって

伝統的な芸能その他の芸術の振興を図るため

利用対象者 文化芸術活動を行うもの、伝統芸能等の公演の鑑賞

者など県民全般

施 設 内 容 劇場、文化情報ギャラリー、会議室

土日の対応 開館

条例・規則 山口県民芸術文化ホール条例、山口県民芸術文化ホ

ール規則

b 指定管理者の概要

· 指定管理者 財団法人長門市文化振興財団

・ 主たる事務所の所在地 長門市仙崎 818 番地 1

· 法人設立登記年月日 平成11年9月1日

業務内容 文化事業の企画及び実践

文化活動の支援及び育成

文化施設等の管理及び運営の受託等

• 基本金 20,000 千円

c 指定管理者の管理業務及び準拠すべき法令等

(a) 管理業務の内容

- ・ 芸術活動その他の文化活動の機会の提供に関する業務
- ・ 芸術活動その他の文化活動に関する情報及び資料の収集及び 提供に関する業務
- 前2号に掲げるもののほか、伝統的な芸能その他の芸術の振興 を図るために必要な業務
- ・ 施設の使用の許可に関する業務
- 施設及び設備の維持管理に関する業務
- その他、県民芸術文化ホールを管理するために必要な業務

(b) 準拠すべき法令等の主なもの

管理全般 地方自治法その他関係法令、基本協定書

会計処理 財団法人長門市文化振興財団財務規程

契約 同上の財務規程及び基本協定書第 28 条 (委託の

制限)

個人情報保護 基本協定書第31条から第39条まで

その他基本協定書、同上の財務規程等

(イ) 指定管理者制度の管理事務

- a 指定管理者の指定手続の検証
- (a) 設置条例の改正

平成 17 年 7 月 12 日の山口県民芸術文化ホール条例第 10 条の改正により、指定管理者による施設の管理が可能になっている。同時に山口県民芸術文化ホール規則を平成 17 年 7 月 22 日に改正している。

(b) 募集(非公募)

非公募の理由は次のとおりである。

ルネッサながとは、長門市のながと総合体育館との複合・合築施設であること及び管理については地元の自主的な運営を基本としていることから、長門市が両施設を一体的に管理する指定管理者を公募・選定した。その際、長門市から指定管理者候補として推薦された団体について、6名の外部委員からなる県立文化施設指定管理者選定委員会が、その適格性について審査を行うことにしたものである。

(c) 審査・選定

選定委員会は、現在、運営を行っている団体が実績と安定感があり、かつ、指定管理者制度の導入により、ある程度長期的な予算が見込めるようになるため、事業計画が立てやすくなり、豊富なノウハウを活かした事業の実施が期待できることを評価して、指定管理者優先交渉権者候補者として選定している。県は、その結果を受けて単独指定をし、この結果を平成17年11月14日に県のホームページで公表している。ただし、選定理由は公表されていない。

(d) 指定管理者の指定

平成17年12月16日 下記のとおり議会で議決された。

公の施設の名称 山口県民芸術文化ホールながと

指定管理者 財団法人長門市文化振興財団

指定の期間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31

日までの間

指定管理料の債務負担行為限度額 221,620 千円

(e) 協定·締結

平成 18 年 3 月 23 日 基本協定書締結

指定期間 5 年間の指定管理料の総額は、指定書附款管理業務実施規程第 28 条において 221, 620 千円以下とすることが定められている。なお、指定管理者には長門市から 575,880 千円以下の指定管理料が支払われる。

平成18年4月1日 年度協定書締結

平成 18 年度の指定管理料 44,324 千円

- b 県の指定管理者に対するモニタリング等の検証
- (a) 所管課の対応
 - 所管課の担当班 文化環境班
 - ・ 事業計画書の受付日 平成18年3月23日
 - 事業報告書の受付日 平成19年5月28日
 - 現地確認

平成19年5月14日及び7月10日に文化環境班から1名が現地に出向き確認している。基本協定書に基づき18年度事業報告書及び自己評価チェックシートにより管理業務の履行状況を確認し、その結果を指定管理業務モニタリングシートに記載している。不完全履行部分はないと評価している。

(b) リスク分担

リスク分担は、基本協定書で別記第 3 リスク分担表に定めるとおりとすると規定されている。平成 18 年度には 1 件 1,000 千円以上の大規模修繕工事はなく、修繕費は、リスク分担に従って執行されている。

(c) 指定管理料の精算

剰余金 3,918 千円 (収入 197,078 千円から経費等 193,160 千円を 控除した金額)が発生している。

この金額から下記税金負担額(注1)を控除したものが 3,631 千円になり、注2の算式により、過大利益金を1,168 千円としている。

この利益金は特定預金化しないで次年度に繰越されたが、19年度に特定引当預金として、繰越金とは別に経理が行われた。

注 1

注2 過大利益は、基本協定書第 14 条に基づいて計算し、剰余金のうち 利用料金収入の 20% を超えるものとされている。

利用料金収入の20%相当額

{16,625 千円-4,299 千円(文化事業分・体育事業等利用分)

- -9 千円(電気料金実費)}×20%
- =2,463.4 千円
- ≒2,463 千円

過大利益金 3,631 千円 - 2,463 千円 = 1,168 千円

- c 指定管理者制度導入による効果の検証
- (a) 委託料・指定管理料・人件費の平成 17 年度と平成 18 年度の比較

(単位:千円、人)

年月	度	(A)	(B)	(B) - (A)
		平成 17 年度	平成 18 年度	増減
項目	_			(△は減少)
委託料・指定管理料		44, 324	44, 324	0
職員の状況				
職員総数		9	16	7
常勤(県職員)数		0	0	0
常勤(団体職員)数		6	10	4
非常勤・臨時職員数		3	6	3
人件費(法定福利費を含む))	_	_	_

- ・ 平成 17 年度までの委託料及び平成 18 年度からの指定管理料の金額は、県と長門市の協議により、県有施設の山口県民芸術文化ホールを長門市が設置する都市公園に設置し、供用開始して以来同じである。県は、ルネッサながとの最低限度の施設維持管理・保守経費(設備運転・保守点検に係る業務委託相当経費)と大規模修繕費を負担することになっている。
- ・ 平成 18 年度の人員は、ながと総合体育館の管理開始に伴い 2 名、 夜間勤務に従来のシルバー人材センターへの委託に代わって職員 を配置したことにより 5 名、計 7 名の増となっている。なお、県は 人件費を負担していない。

(b) 利用実績の状況

項目	利用率(%)			利用者数(人)			
	(A) 平成17年4月 ~ 平成18年3月	~	(B)-(A) 増減 (△は低下)	~	(B) 平成18年4月 ~ 平成19年3月	(B)-(A) 増減 (△は減少)	
劇場	32.1	24. 2	△7.9	28, 705	29, 236	531	
リハーサル室	56.0	54. 5	△1.5	3, 689	4, 286	597	
文化情報ギャラリー	43.0	44.0	1.0	7, 912	6, 931	△981	
大会議室	57.9	48.3	△9.6	6,673	4, 768	△1,905	
中会議室	68.0	70.3	2.3	3,711	3,707	$\triangle 4$	
小会議室	69.0	67.8	$\triangle 1.2$	5, 169	4, 201	△968	
見学者等				9,813	17,881	8,068	
合計	54.7	51.8	△2.9	65, 672	71,010	5, 338	

利用率は、平成18年4月から月曜日を開館したことにより、前年度と比較して低下している。

平成 18 年度の利用者は、国民文化祭が開催された 11 月は増加している。また、施設の無料開放イベントやロビーを使った展示等新しい取組みにより見学者数は増加している。ただし、会議室の利用低下が続いている。

d 指定管理者制度の管理事務に係る指摘事項及び意見

(a) 指摘事項

- ・ 基本協定書第7条に記載されている管理業務のうち(6)その 他県民芸術文化ホールを管理するために必要な業務の記述が、山 口県民芸術文化ホール条例第10条に照らして適切な表現になって いない。
- ・ 剰余金算定の収支計算において、平成 18 年度の事業税が発生主義により計上されていない。指定管理料精算の実態としては、税金は発生主義により控除されており、次年度から収支計算に税金を発生主義により計上し、剰余金を算定する必要がある。
- ・ 基本協定書第62条では、指定管理者は管理業務に固有の銀行口座を開設することを定めているが、従来の口座を継続して使用している。
- ・ 公立文化施設賠償責任保険に加入しているが、基本協定書第 48 条に定める支払限度額が最高区分の保険契約となっていないので、 保険契約内容の確認が必要である。
- ・ 受変電・避雷針設備点検のため事業計画書に平成 19 年 2 月 13 日と定めた臨時休館日について、県及び長門市の承認を受けずに 3 月 9 日に変更した。基本協定書第 10 条では、臨時に休館日を定める場合は、県及び長門市の承認を受けることになっており、臨時休館日を変更する場合にも同様の手続が必要であるが、その定めに従っていない。

(b) 意見

・ 県は、ルネッサながとの指定管理者の選定について、長門市が 公募により選定した団体の推薦を受け、非公募により単独指定し ている。(この詳細は、131 頁に記載している。)

本件に係る意見は、65頁に記載している。

・ 文化事業の計画立案などは、指定管理業務開始までの準備期間 に余裕がある方が、充実した事業を可能にするという意見は、シ ンフォニア岩国と同様である。

本件に係る意見は、65頁に記載している。

前受金の取扱いについて

文化事業チケット収入や施設利用料金収入等の翌事業年度分を 事業年度末に入金しているものがある。

この前受金については、指定期間最終年度の取扱いについて検討を要する事項がある。本件に係る意見は、72頁に記載している。

(ウ)指定管理者の管理に係る出納その他の事務の執行に係る指摘事項及び 意見

(出納事務等の総括)

指定管理料等の収入、施設等、現預金、契約、人件費その他経費、 情報セキュリティ関係等の出納その他の事務について監査を行った 結果、下記の指摘事項及び意見を除き、特記すべき事項はなかった。

a 指摘事項

(a) 施設等関係

備品管理

備品一覧表の作成は不十分であり、物品標示票の貼付状況も不十分であった。

- i 基本協定書第 46 条では、県は指定期間中、管理業務を行うために必要な備品を貸与することを定めているが、平成 18 年度分の物品使用貸借契約書がない。
- ii 備品一覧表にはあるが現物がないものがある。
- iii 物品標示票の貼付がないものがある。
- iv 備品一覧表には記載されていないものがある。
- v 市の管理のものと県の貸与備品が判別できないものがあり、早 急に備品一覧表を整理する必要がある。

(b) 契約関係

契約条項の必要十分性について 契約書には再委託制限の条項はあるが、秘密保持の条項がない。 仕様書の中にも秘密保持に関する内容は記載されていない。基本 協定書第40条第2項に再委託した第三者に対して秘密の保持を義務 づけるとあること、また、社会の秘密保持に対する意識が高まって

(c) その他支出

・ 前記収支計算における発生基準による指摘と関連するが、平成 18 年度分事業税 287 千円が発生主義により計上されていない。

いることから、契約書及び仕様書に織り込む必要があると考える。

・ 未払経費の請求書の日付について 平成18年度末の未払経費の請求書に、請求日付のないものが散見 される。

b 意見

(a) 収入関係

- ・ 領収書の冊数管理簿の作成について 本件に係る意見は、77 頁に記載しているものと同様である。
- チケットの取扱い

チケットの発行・販売・残高枚数を管理した受払簿はなく、また、 各プレイガイド等に配布した場合の受領書がない。チケットの取扱 いを定めたマニュアルを作成する必要がある。

(b) 施設等関係

・ 県有備品の廃棄について

県の貸与備品は、財団独自で廃棄することはできず、県に協議し、 廃棄することになっている。備品実査の過程で使用できないと思われる備品を多数発見したが、廃棄すべきものは、県と協議の上、速 やかに廃棄する必要がある。

(c) 契約関係

履行確認について

清掃点検業務について、履行の状況を確認したところ、上司の確認した証跡が残されていない。証跡を残すようにするべきである。

委託契約期間の合理性について

委託契約はすべて単年度契約であり、長期継続契約は行われていない。指定管理者としての契約期間が5年であることから、長期継続契約を検討すべきである。特に、保守業務はその専門性から設備の設置業者しか対応できないのであれば、単年度契約ではなく、長期継続契約を行うべきである。

・ 予定価格の妥当性について

予定価格は基本的に前年度実績を参考にしている。詳細な積算資料の作成はなく、例えば、前年度金額に98%を乗じて求めている。

現時点では積算が困難なこともあり、やむを得ない面もあるが、 将来的には積算して予定価格の根拠を明らかにする必要がある。

(d)情報セキュリティ関係

データの保管管理

電子データとしての個人情報は各担当者が保管している。電子データのバックアップも個人まかせである。

データの喪失や漏れを防止するため、バックアップ用の外部記憶装置の管理台帳を作成すべきである。また、バックアップデータを記憶しているCD等の外部記憶装置の廃棄のルールを定める必要がある。

• パスワード管理

企画課のパソコンには、チケットの購入状況や友の会会員情報の電子データが保管されている。パスワードは設定してあるが、パスワードの変更は個人にまかせており、管理責任者がパスワード変更の管理を行うように改善をすべきである。

コ 山口県セミナーパーク(以下「セミナーパーク」という。)

(所管課:政策企画課)

(ア) 概要

a 施設の概要

所 在 地 山口市秋穂二島

設置年月日 平成7年4月1日

設 置 目 的 県民の学習活動及び交流の促進

(平成 16 年 4 月 1 日、自治研修所、社会福祉研修 所、生涯教育センター等の研修施設を一体化し、本 県の総合的な人材育成の推進拠点として再編整備)

利用対象者 県民全般

施設内容講堂、体育館、テニス場、運動広場、芝生広場、ク

ロスカントリーコース、クライミングウォール、セミナー室、社会福祉研修室、介護実習室、リハビリ

テーション実習室、調理実習室

平成 16 年 4 月より一般研修室、講師控室、交歓室、

宿泊室を公の施設として追加拡充

土日の対応 開館

条例・規則 セミナーパーク条例、セミナーパーク規則

b 指定管理者の概要

・ 指定管理者 財団法人山口県ひとづくり財団

・ 主たる事務所の所在地 山口市秋穂二島 1062 番地

設立年月日 平成16年4月1日

・ 業務内容 未来をひらく人づくりの総合的な推進

· 基本金 1,105,498 千円(県出資額 255,500 千円、

出資比率 23.1%)

平成 15 年度までは(財)山口県施設管理財団の管理事務所が管理 し、平成 16 年度からは(財)山口県ひとづくり財団が管理受託してい る。

c 指定管理者の管理業務及び準拠すべき法令等

(a) 指定管理業務の内容

- ・ 施設目的の推進に関する業務(県民の学習活動及び交流を促進 するために必要な業務)
- 施設の使用許可、利用促進等の運営に関する業務
- 施設及び設備の維持管理に関する業務

(b) 準拠すべき法令等の主なもの

運営全般 山口県セミナーパーク条例

山口県セミナーパーク規則

山口県セミナーパーク管理運営規程

会計処理財団法人山口県ひとづくり財団財務規程

契約 財団法人山口県ひとづくり財団財務規程第 32 条

に基づき、山口県会計規則(昭和 39 年山口県規 則第 54 号)に準ずる。

個人情報保護 山口県情報セキュリティポリシー

財団法人山口県ひとづくり財団個人情報保護規定

その他財団法人山口県ひとづくり財団の内部規程

- (イ) 指定管理者制度の管理事務
 - a 指定管理者の指定手続の検証
 - (a) 設置条例の制定・改正

平成17年7月12日の山口県セミナーパーク条例第9条の改正により、指定管理者による施設の管理が可能になっている。同時に山口県セミナーパーク規則を平成17年7月22日に改正している。

(b) 募集

平成 17 年 9 月 1 日 第 1 回指定管理者選定委員会 (募集要項の 協議・確認、審査方法の決定)

平成17年9月13日 公募に係る公告(県報、ホームページ)

平成 17 年 9 月 13 日

~10月14日 指定管理者募集要領等の配布及び応募書 類受付(応募者2法人)

平成 17 年 9 月 21 日 公募説明会・現地見学会の開催(出席 13 団体)

(c) 審査・選定

平成17年10月31日 第2回指定管理者選定委員会(ヒアリング 及び審査、優先交渉権者の選定)

平成17年11月7日 選定委員会により優先交渉権者へ審査結 果の通知

(d) 指定管理者の指定

平成17年12月16日 下記のとおり議会で議決された。

公の施設の名称 山口県セミナーパーク

指定管理者 財団法人山口県ひとづくり財団

指定の期間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31

日までの間

指定管理料の債務負担行為限度額 1,281,977 千円

(e)協定・締結

平成 18 年 3 月 20 日 包括協定書締結

指定期間 5 年間の指定管理料の総額は、指定書附款管理業務実施規程第 24 条において 1,281,977 千円以下とすることが定められている。

平成 18 年 4 月 1 日 年度協定書締結

平成18年度の指定管理料 当初

253,526 千円

平成19年3月変更契約 236,248千円

- b 県の指定管理者に対するモニタリング等の検証
- (a) 所管課の対応
 - 所管課の担当班 総務企画班
 - 事業計画書の受付日 平成18年3月30日
 - ・ 事業報告書の受付日 平成19年5月30日
 - 現地確認平成19年5月31日に総務企画班1名が行っている。
- (b) リスク分担

リスク分担は、包括協定書で別表第2山口県と指定管理者のリスク分担表に定めるとおりとすると規定されている。

修繕費は、リスク分担に従って執行されている。

(c) 指定管理料の精算

平成18年度については、まず、平成19年3月に剰余金及び利用料金収入の見込に基づいて過大利益を算出し、県への還元を行い、その後に剰余金を確定している。

過大利益は、包括協定書第 35 条に基づいて計算しており、平成 18 年度の剰余金見込額は 38,000 千円、利用料金収入の見込額は 37,500 千円としている。

- 過大利益の計算は次のとおりである。
 利用料金収入見込額の20%相当額
 37,500千円×0.2=7,500千円
 過大利益 38,000千円-7,500千円=30,500千円
- 環元方法

剰余金は、セミナーパーク内の教育研修所の専用施設に係る維持管理を含めた管理運営業務から発生しており、剰余金のうち按分により指定管理料相当額を算出し、指定管理者の利益金(剰余金見込額ー過大利益額)を控除した額を平成 18 年度の指定管理料から減額し、県に還元している。また、指定管理者の利益 7,500千円は内部留保した。

なお、剰余金のうち、指定管理料相当額は、セミナーパークの施設総面積のうち教育研修所専用施設を除く面積按分によっている。その係数は 0.65204 である。

指定管理料の減額により県に還元した金額の計算は次のとおりである。

(38,000 千円×0.65204) - (38,000 千円-30,500 千円) ≒ 17,278 千円 この 17,278 千円は、平成 18 年度の当初指定管理料 253,526 千 円から変更後の指定管理料 236,248 千円を控除した金額と一致し ている。

この過大利益の還元を行った後の平成 18 年度の剰余金の額は 14,988 千円(収入 289,971 千円から経費等 274,983 千円を控除し た金額)である。剰余金は7,500千円の内部留保と翌事業年度の施設目的推進事業の拡充経費等に充てるため繰越されている。

剰余金の算定及び利用料金収入を見込みで行っているが、利用料金収入の実績は 38,241 千円であり、利用料金収入見込額 37,500 千円との差額は 741 千円である。

- c 指定管理者制度導入による効果の検証
- (a) 委託料・指定管理料・人件費の平成 17 年度と平成 18 年度の比較

(単位:千円、人)

年度	(A)	(B)	(B) - (A)
	平成 17 年度	平成 18 年度	増減
項目			(△は減少)
委託料・指定管理料	357,841	300,780	△ 57,061
職員の状況			
職員総数	21	20	△ 1
常勤(県職員)数	4	2	\triangle 2
常勤(団体職員)数	3	4	1
非常勤・臨時職員数	14	14	0
人件費(法定福利費を含む)	92, 994	78,086	△ 14,908

指定管理料は 57,061 千円減少しており、そのうち人件費の減少分が 14,908 千円ある。人件費以外では、業務委託契約における複数年契約や仕様書の見直しにより大幅なコスト削減が図られている。

(b) 利用実績の状況

項目	利用率(%)			利用者数(人)			
事項 年度	(A) 平成17年4月 ~ 平成18年3月	~	増減 (△は低下)	~	(B) 平成18年4月 ~ 平成19年3月	(B)-(A) 増減 (△は減少)	
研修室	51.4	47.6	△3.8		152,508		
体育施設	37.8	42.6	4.8	区分なし	50,000	_	
社会福祉	29.3	20.1	\triangle 9. 2		11,670		
合計	45.6	43.6	$\triangle 2.0$	191, 129	214, 178	23,049	
宿泊室	27.2	24.7	$\triangle 2.5$	19,864	18,031	△1,833	
交歓室	39.7	27. 1	△12.6	579	2,682	2, 103	
延計	_	_	_	211, 572	234, 891	23, 319	

利用者数の増加の主な要因は、平成 18 年度からの全国中学校駅 伝大会が当施設で開催されることになり、大会及び大会前の練習に係る利用者等の増による。

d 指定管理者制度の管理事務に係る指摘事項及び意見

(a) 指摘事項

・ 平成 18 年 4 月の研修室及び宿泊室の使用料等について、回収が困難になっているものが 1 件 23 千円ある。これは、民間団体に対し、利用料の後払いを認めたものであるが、施設利用後、請求書を発行したが入金されず、連絡がつかなくなっている。利用料の後払いは、利用者が希望すれば請求書を発行し、後払いを認めることがあるとのことである。しかし、後払いを認める条件は、明確化されておらず、慣例によってその都度判断するとのことである。また、後払いについては、事前の承認手続きもなく、手続方法自体も明確でない。

使用料の後払いについては、ルールを明確化し、事前に承認を受けることが必要である。また、施設の利用は継続的な取引ではないことから、後払いを認める条件について慎重に検討すべきである。

指定管理者は、自主事業で施設を利用しているが、その場合の 使用料の支払いがなく、また、取扱いが明確でない。

(b) 意見

- ・ 平成 18 年度の収支計算書において、助成金支出として 180 千円が計上されている。これは、「生涯学習活動プランナー養成セミナー」参加団体がその各地域で実践を行ったことに対し、1 団体当たり 30 千円を助成するものである。助成金については、「指定管理者業務仕様書」、「生涯学習活動プランナー養成セミナー募集要項」にも記載はなく、決定過程及び承認過程が明確でない。
- 利用人員には、県職員の職務上の研修等による利用者が含まれており、また、事業計画の目標利用人員にも同様な県職員を含めている。県職員を除いた一般県民のみとした方が、より指定管理者の努力が反映できるのではないかと考える。
- (ウ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務の執行に係る指摘事項及び 意見

(出納事務等の総括)

指定管理料等の収入、施設等、現預金、契約、人件費その他経費、 情報セキュリティ関係等の出納その他の事務について監査を行った結 果、下記の指摘事項及び意見を除き、特記すべき事項はなかった。

a 指摘事項

(a) 収入関係

・ 自動販売機の手数料収入の現金主義による計上 平成19年3月に計上された手数料は平成19年2月のものであり、 3月の手数料が、平成18年度貸借対照表に未収入金として計上され ていない。

・ 領収書の管理

書き損じの処理が不十分なものや鉛筆書きのものがあった。利用料金を現金で受け取り、領収書を発行する事務は多く発生するため、領収書の発行にかかる事務のルールを明確にしておく必要がある。 領収書の冊数管理に関する意見は、77 頁に記載しているものと同様である。

(b) 施設等関係

- ・ 県の貸与備品一覧表に基づき現物確認した結果は以下のとおりである。
 - i 作業台1台、芝刈り機1台に貼付した物品標示票が消えて読めないため、貼りなおす必要がある。
 - ii エアーマットは、それ自体を洗濯するため、物品標示票の貼付が 難しいが、一体的に使用するポンプに貼付するなどの工夫が必要 である。

(c) 契約関係

業務委託契約における再委託について

山口県クライミング場保守点検業務は、T社と委託契約を締結しているが、この委託業務のうち機械設備、電気設備及び動作設備について、T社はA社に再委託を行っている。

契約書では指定管理者の書面による承認を受けた場合を除いて再委託を禁止しているが、承認は受けていない。

(d)その他支出

- ・ セミナーパーク特別会計の立替金の中に、平成 19 年 2 月 28 日付で 「消費税中間申告第三四半期分埋蔵文化財センター立替分」として 3,900 千円が計上されている。これは埋蔵文化財センターの消費税を 立替払いしたものであり、セミナーパーク特別会計から他の施設の費 用の立替を行うことは、適切ではない。
- ・ 県民の生涯学習に関する意識調査について、委託費として 2,453 千円の支出がある。施設目的推進事業と自主事業の両方に関係するものとして、指定管理業務に係るセミナーパーク特別会計 1,300 千円と一般会計 (自主事業) 1,153 千円に費用を按分しているが、按分方法が明確ではない。指定管理料に影響を与えるので、費用按分については、その根拠及び計算方法を明確にしておくことが必要である。

b 意見

(a) 光熱水費について

光熱水費の計算が平成7年開設当時の単価で計算されており、現在は大きな問題とはならないが、電気料金の大幅値上げなどの場合には問題となり、検討が必要である。

(b) 現金管理

現状では、現金実査の証拠や承認印などが残っていないため、実際 に現金実査が行われたかどうかが定かでない。日々、金種表を作成し、 上司が確認し、押印をしておく必要がある。また、22 時まで入金を受ける可能性があることから、当日分の入金が翌日の朝一番での記帳という形で処理されている。一日分の簿外の現金が発生するため、金庫の鍵の管理を含め、現金の管理には慎重に対応すべきである。

(c) 施設等関係

- 工作物の維持管理は指定管理業務の範囲内であるため、記念碑、 照明装置、掲揚台などについても設置地図などで場所が特定できる 資料を作成しておくべきである。
- ・ 指定期間開始前における貸与備品の確認について 貸与物品について、県と指定管理者間で備品一覧表と現物の一致 の状況やその状態の確認をすべきであったが行われていない。本件 に対する意見は、77 頁に記載しているものと同様である。

(d) 人件費関係

- ・ 給与調書などの内部資料に押印のないものがある。上司の承認印としては、仕訳伝票に押印がなされているだけで個々の書類には押 印がなされていない。実際は、それぞれの書類を確認していると考 えられるが、確認した証跡を残すべきである。
- ・ 給与調書に従業員の押印がある。現金支給を受けている人が現金を受け取った証拠として押印することになっている。この押印の際に全ての従業員の給与について見ることが可能な状況になっている。各従業員の給与情報は秘すべき情報と考えられ、押印が必要であれば、当人の情報のみが見えるようにすべきである。また、現金を扱うことのリスク上からも口座振替を検討する必要がある。
- ・ 扶養手当など各種手当の申請が給与マスタに登録されたかどうか の確認手続きが定められていないため検討の必要がある。

(e)情報セキュリティ関係

情報セキュリティ基準の設定について

個人情報についてのセキュリティの具体的な基準が定められていない。情報消失リスク、漏出リスクを低減させるために具体的なセキュリティ基準を定め、目標とすべきセキュリティ水準にむけて管理する必要がある。

・ パスワードの設定変更

現在は、具体的なパスワード設定基準、変更基準が決まっていない。 パスワードの設定、パスワードの定期的な変更などについて定める ことを検討する必要がある。 サ やまぐち県民活動支援センター(以下「県民活動支援センター」という。) (所管課:県民生活課)

(ア) 概要

a 施設の概要

所 在 地 山口市神田町

防長青年館 (パルトピアやまぐち) 内

設置年月日 平成11年10月1日

設 置 目 的 県民活動の支援を行う。

利用対象者 県民及び県民活動団体

施 設 内 容 情報コーナー、交流コーナー、相談コーナー、ワー

クコーナー、県民活動交流サロン (パルトピアやま

ぐち内)

土日の対応 開館

条例・規則 山口県県民活動支援センター条例、山口県県民活動

支援センター規則

b 指定管理者の概要

・ 指定管理者 特定非営利活動法人やまぐち県民ネッ

ト21(以下「やまぐち県民ネット21」

という。)

・ 主たる事務所の所在地 山口市大殿大路 135-2

• 法人設立登記年月日 平成 15 年 2 月 14 日

・ 業務内容 特定非営利活動を行う団体の運営又は

活動に関する連絡、助言又は援助の活動

c 指定管理者の管理業務及び準拠すべき法令等

(a) 管理業務の内容

- ・ 施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・ 開館日及び開館時間の変更に関する業務
- ・ 施設の利用の拒否に関する業務
- 県民活動に関する情報及び資料の収集及び提供に関する業務
- 県民活動に関する相談及び助言に関する業務
- ・ 県民活動に関する研修に関する業務
- ・ 県民活動団体等の交流の機会の提供に関する業務
- 県民活動に関する調査及び研究に関する業務
- ・ その他、県民活動を支援するために必要な業務に関する業務
- (b) 準拠すべき法令等の主なもの

管理全般 山口県県民活動支援センター条例、包括協定書

会計処理 やまぐち県民ネット21の会計処理に関する方

針等

財産管理 同上

個人情報保護 山口県個人情報保護条例

(イ) 指定管理者制度の管理事務

- a 指定管理者の指定手続の検証
- (a) 設置条例の制定・改正

平成17年7月12日の山口県県民活動支援センター条例第8条の改正により、指定管理者による施設の管理が可能になっている。同時に山口県県民活動支援センター規則を平成17年7月22日に改正している。

(b) 募集

平成17年8月8日 第1回指定管理者選定委員会 委員県1名 外部委員4名の計5名(選定基準及び配点 の検討・決定)

平成 17 年 9 月 13 日 募集要項等の配布 (9 月 26 日まで) 平成 17 年 9 月 21 日 公募説明会・現地見学会の開催

平成 17 年10月 17 日

~10月20日 応募受付期間(応募者3法人)

(c)審査・選定

平成 17 年10月 31 日 第 2 回指定管理者選定委員会(各応募者によるプレゼンテーション、事業計画書等の審査・採点)

平成17年11月14日 選定委員会の審査結果を踏まえ、県はやま ぐち県民ネット21が指定管理者の候補 者として選定されたことをホームページ で公表している。

(d) 指定管理者の指定

平成17年12月16日 下記のとおり議会で議決された。

公の施設の名称 やまぐち県民活動支援センター

指定管理者 やまぐち県民ネット21

指定の期間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間

指定管理料の債務負担行為限度額 97,675 千円

(e) 協定・締結

平成 18 年 4 月 1 日 包括協定書締結

指定期間 5 年間の指定管理料の総額は、指定書において 97,675 千円以下とすることが定められている。

平成 18 年 4 月 1 日 年度協定書締結

平成 18 年度の指定管理料 19,439 千円

- b 県の指定管理者に対するモニタリング等の検証
- (a) 所管課の対応
 - 所管課の担当班 県民活動推進班
 - 事業計画書の受付日 平成18年3月14日

- 事業報告書の受付日 平成19年4月27日
- 現地確認

企画を県と協力して行うなど一体的に活動しており、日常から 実施状況について現場に出向いて状況把握をしているというこ とで、現地確認も行っている。

(b) リスク分担

リスク分担は、包括協定書で別紙 3 リスク分担に定めるとおりとすると規定されている。

そのうち、施設(設備)の損傷については、不可抗力によるもの を除き、管理の瑕疵から生ずるもの及び日常的(小規模)修繕で修 復できるものは指定管理者が負担することになっている。

修繕費は、リスク分担に従って執行されている。

(c) 指定管理料の精算

剰余金82千円(収入19,624千円から経費等19,542千円を控除した金額)が発生している。この剰余金には自主企画事業によるものが46千円含まれているが、全額、次年度へ繰越されている。

ただし、収支計算においては、当期の税金計上について適切でないもの及び管理が不備なものがある。その内容は、後記その他支出租税公課の箇所に記載している。

- c 指定管理者制度導入による効果の検証
- (a) 委託料・指定管理料・人件費の平成 17 年度と平成 18 年度の比較 (単位:千円、人)

年度	(A)	(B)	(B) - (A)
	平成 17 年度	平成 18 年度	増減
項目			(△は減少)
委託料・指定管理料	23,600	19, 439	△ 4,161
職員の状況			
職員総数	8	7	△ 1
常勤(県職員)数	0	0	0
常勤(団体職員)数	5	5	0
非常勤・臨時職員数	3	2	△ 1
人件費(法定福利費を含む)	18, 700	14, 874	△ 3,826

指定管理料は平成17年度までの委託料より減少しており、減少の主な理由は人件費の削減である。

なお、平成 17 年度までは受託団体であるきらめき財団の副理事長が担当していた業務を、平成 18 年度からやまぐち県民ネット 2 1 が直接担当したこともあり、より業務の効率化と人件費削減が図られた。

(b) 利用実績の状況

項目	利用率(%)			⁵	利用者数(人)	
年度	(A) 平成17年4月 ~ 平成18年3月	~	増減 (人は低下)	(A) 平成17年4月 ~ 平成18年3月	~	(B)-(A) 増減 (△は減少)
県民活動支援センター	100	100	_	5, 659	6,724	1,065

平成18年度に施設の場所を山口県社会福祉会館から防長青年館に移転したことにより、これまで県民活動支援センターに関係がなかった個人や団体が新たにセンターを利用するケースが増えている。また、平成18年10月の障害者自立支援法施行に伴うNPO法人の新規設立や、既存法人による定款変更等の相談業務が増えたことも増加要因となっている。

- d 指定管理者制度の管理事務に係る指摘事項及び意見
- (a) 指摘事項
 - ・ 業務委託等の禁止が指定書では規定されているが、包括協定書 には規定されていない。
 - ・ 剰余金算定の前提となる収支計算において、法人税等の計上が 発生基準により適正に計上されていないため、剰余金の算定が適 当ではない。

(b) 意見

- ・ リース契約について、財団法人きらめき財団のリース契約を継承したものがあるが、その契約書が1件紛失している。
- (ウ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務の執行に係る指摘事項及び 意見

(出納事務等の総括)

指定管理料等の収入、施設等、現預金、契約、人件費その他経費、 情報セキュリティ関係等の出納その他の事務について監査を行った結 果、下記の指摘事項及び意見を除き、特記すべき事項はなかった。

a 指摘事項

(a) 施設等関係

備品の引継ぎについて

備品等及びリース物件一覧表に「平成17年9月1日現在の設置状況」と記載されている。指定管理者へ貸与する備品のリストは、実際に指定管理者に管理をゆだねる4月1日現在のものとすべきであり、過去の日付現在によることは不適切である。

・ 備品の現品確認

指定管理者において別途作成されている「やまぐち県民活動支援

センター管理業務に係る施設及び備品一覧」に基づき、現品との照合を行った。一覧の数量誤りが1件、一覧に記載のないものが1件、物品標示票が貼付されていないものが2件あった。

・ 県有備品の貸与の扱い

平成18年3月末までの管理委託先であるきらめき財団が委託料で取得した備品7品を県有備品として採納手続を経ずに指定管理者に貸与している。

(b) 人件費関係

職員の出勤を管理するタイムカードが鉛筆書きとなっている。ボールペン等による記載が必要である。

(c) その他支出

・ 租税公課について

指定管理に係る収支計算書において、「租税公課」130,000円及び「消費税」473,700円が計上されている。「租税公課」の内訳は次のとおりである。

租税公課のうち、12,500円は、源泉所得税の納付を期限後に行ったために賦課された加算税である。適正な税金の納付は指定管理者に求められることころであり、また、この支出を指定管理に係る会計に負担させていることは適切ではない。また、租税公課のうち 116,600円は、指定管理業務開始以前の期間に係る法人税及び住民税であり、指定管理に係る会計に負担させることは適切ではない。

更に、平成18年度の税金の処理について、消費税以外の税金が計上 されていない。また、消費税については、法人全体の税額が指定管理 の会計に計上されており、按分が適切ではない。

・ 証憑の保管について

指定管理者の事務所は、別のNPO法人の事務所と一緒であり、会計事務は別に行われているが同じ職員が併せて行っている。両方のNPO法人の事務局長は同じであり、支払いの管理方法を明確にする必要がある。現状では、請求書及び領収書が定められたファイルに保管されていない。別途保管しているとの説明があったが、保管は確実に行うことが必要である。

b 意見

(a) 収入関係

指定管理料の支払時期について (入金時期)

指定管理料の預金口座への入金は次のようになっている。

第 1 回 平成 18 年 4 月 28 日 4,970 千円 第 2 回 7 月 14 日 4,530 千円 第 3 回 12 月 8 日 5,190 千円 第 4 回 平成 19 年 1 月 19 日 4,749 千円

合計 19,439 千円

指定管理料の第1回の支払は、指定管理が始まって1か月弱経過している。

また、年度協定書においては、第 4 条において「1-四半期分は 4 月 20 日までに、2-四半期分は 7 月 20 日までに、 \cdot ・支払請求書を山口県に提出して行うものとする。」と規定されている。

入金が指定管理業務の開始後であるため、指定管理者は、指定管理 以外の事業にかかる会計から資金を融通し、支出を行っている。

指定書においても、「指定管理料を他の経費と区分して経理し」と記載されており、また、指定管理に係る費用は支払われた指定管理料で支出されるべきであり、指定管理料の支払時期について充分な考慮が必要である。

(b) 施設等関係

・ 貸与備品について

貸与備品の有無及び現状について、指定管理業務開始前に県と指定管理者の立会いによる確認が行われていない。

本件に対する意見は、77頁に記載しているものと同様である。

- 備品の定めがなく、規定化が必要である。
- ・ 職員持参の備品が備品一覧表に記載されている。県有備品と区別 するために、調達備品一覧表を別に作成すること、また、個人の備 品には明確に区別できるよう職員名等を記載する必要がある。

シ 山口県立きらら浜自然観察公園(以下「きらら浜自然観察公園」という。) (所管課:自然保護課)

(ア) 概要

a 施設の概要

所 在 地 山口県山口市阿知須町きらら浜

設置年月日 平成13年4月27日

設置目的 野鳥その他の野生動物に親しむことを通じて、自然

保護についての県民の理解を深めること

利用対象者 県民(県外の住民も対象)

主な公園施設 ビジターセンター、観察展望棟、観察舎、観察園路

土日の対応 開園

条例·規則 山口県立自然観察公園条例·同規則

- b 指定管理者の概要
 - 指定管理者 特定非営利活動法人野鳥やまぐち
 - ・ 主たる事務所の所在地 山陽小野田市大字厚狭 1768-48
 - 法人設立登記年月日
 平成17年7月13日
- c 指定管理者の管理業務及び準拠すべき法令等
- (a) 管理業務の主な内容
 - 野生動植物とのふれあいの機会の提供に関すること
 - ・ 野生動植物の観察の指導に関すること
 - 野生動植物に関する資料等の収集及び展示に関すること
 - 自然保護についての普及啓発に関すること
 - ・ 自然環境学習の推進に関すること
 - 開園日及び開園時間の変更に関すること
 - 施設の使用の拒否に関すること
 - ・ 施設及び設備の維持管理に関すること
- (b) 準拠すべき法令等の主なもの

運営全般
山口県立自然観察公園条例・同規則等

会計処理特定非営利活動法人野鳥やまぐち経理規定

契約 特定非営利活動法人野鳥やまぐち経理規定

財産管理 山口県会計規則及び特定非営利活動法人野鳥

やまぐち経理規定

その他金銭出納等 特定非営利活動法人野鳥やまぐち経理規定

- (イ) 指定管理者制度の管理事務
 - a 指定管理者の指定手続の検証
 - (a) 設置条例の制定・改正

平成17年7月12日の山口県立自然観察公園条例第9条の改正により、指定管理者による施設の管理が可能になっている。同時に山口県立自然観察公園規則を平成17年7月22日に改正している。

(b) 募集

公募

説明会参加団体は4団体で、実際に応募したのは1団体であった。 応募団体の特定非営利活動法人野鳥やまぐちは、日本野鳥の会山口 県支部を母体としており、当該支部は、指定管理者制度導入前に施 設を管理していた財団法人施設管理財団から自然観察指導部門を受 託していたため、管理運営のノウハウは引き継がれている。

(c) 審查·選定

評価項目と評価基準は最終的には選定委員会が承認している。

(d) 指定管理者の指定

平成17年12月16日 下記のとおり議会で議決された。

公の施設の名称 山口県立きらら浜自然観察公園

指定管理者 特定非営利活動法人野鳥やまぐち

指定の期間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31

日までの間

指定管理料の債務負担行為限度額 264,000 千円

(e) 協定・締結

平成 18 年 3 月 31 日 包括協定書締結

指定期間 5 年間の指定管理料の総額は指定書において 264,000 千円以下とすることが定められている。

平成 18 年 3 月 31 日 年度協定書締結

平成 18 年度の指定管理料 52,800 千円

- b 県の指定管理者に対するモニタリング等の検証
 - (a) 所管課の対応
 - 所管課の担当班 自然共生推進班
 - ・ 事業計画書の受付日 平成18年2月28日
 - ・ 事業報告書の受付日 平成19年5月21日
 - 現地確認

自然共生推進班の班長と担当者の2名で4月17日に現地確認を 行い、確認の内容は「モニタリング報告書」に記載している。

(b) リスク分担

リスク分担は、包括協定書で別表第 2「リスク分担表」に定めると おりとすると規定されている。

そのうち、施設(設備)の損傷に関する修繕費の取扱いでは、リスク分担に従って執行されている。

(c) 指定管理料の精算

剰余金1,869千円(収入52,832千円から経費等50,963千円を控除した金額)が発生している。これは、包括協定書第21条第1項の規定により次年度に繰越している。

この剰余金は、指定管理者が免税事業者のため、指定管理料に含ま

れる消費税のうち、主に人件費に相当する額については、消費税の対象外のため支払う必要がなく、この部分が益税となることにより発生している。

- c 指定管理者制度導入による効果の検証
 - (a) 委託料・指定管理料・人件費の平成 17 年度と平成 18 年度の比較

(単位:千円、人)

年	度	(A)	(B)	(B) - (A)
		平成 17 年度	平成 18 年度	増減
項目				(△は減少)
委託料・指定管理料		53,776	52,800	△ 976
職員の状況				
職員総数		10	9	△ 1
常勤(県職員)数		0	0	0
常勤(団体職員)数		6	6	0
非常勤・臨時職員数		4	3	△ 1
人件費(法定福利費を含む)		34,802	32, 489	△ 2,313

平成18年度の指定管理料は平成17年度の委託料より減少している。 その理由は人件費の削減である。すなわち、山口県施設管理財団の 平成17年度の人件費は34,802千円であるのに対し、平成18年度のN PO法人野鳥やまぐちの人件費は32,489千円である。人員1名の減少 により人件費2,313千円の減額となっている。

団体の無料利用者数や行事回数が増えているにもかかわらず、これによる人件費その他諸経費の増加がないのは、指導業務の弾力的実施の結果であると評価できる。

(b) 利用実績の状況

(単位:人)

年度	(A)	(B)	(B) - (A)
	平成 17 年度	平成 18 年度	増減
事項			(△は減少)
利用状況	14, 143	17, 222	3,079

サービスの改善点について

指定管理者制度の導入により利用者数が増えているのは、サービス 面で以下の点が改善されたことによる。

指導業務の弾力的実施

指定管理者の母体が日本野鳥の会山口県支部であり、管理部門の職員も指導能力を有するため、指定管理者制度導入前と比べ、 指導業務を弾力的に行うことができるようになった。

利用者数増加の方策実施 指定管理者制度導入前と異なり、管理部門と指導部門が一体的 に運営されている。そのため、イベントの内容に合わせて開園日及び開園時間を弾力的に変更し、また、マスコミ取材の積極的活用や学校等の団体へ利用促進活動を実施するなど、利用増加の活動を積極的に行い、その結果利用者が増えた。特定非営利活動法人野鳥やまぐちが指定管理者になったことにより、利用者サービスの向上及び利用者数増加を目指す意識がより高まっている。

d 指定管理者制度の管理事務に係る指摘事項及び意見

(a) 意見

・ 指定管理者の定款の目的及び事業には、包括協定書第3条の管理 業務のうち、公園施設の施設及び設備の維持管理に関することの定 めがない。

本件に係る意見は、65頁に記載している。

- ・ 包括協定書では、指定管理業務に係る収支に剰余金が発生した場合は、その理由を事業報告書に記載する旨の定めがない。本件に係る意見は、68頁に記載しているものと同様である。
- ・ きらら浜自然観察公園では、施設の老朽化が意外に進んでいることが指定管理業務の開始後に分かり、1件当たり 100 万円未満の小修繕が予測より多く、予定されている予算の範囲を超えてしまう可能性があるということであった。

小規模修繕費実績額が予算を超える場合、県が負担するのか、あるいは指定管理者が負担するのか明確な規定はない。

このことは、他の施設でも起こることが考えられるので、本件に係る意見は、県の指定管理者全般に係る意見の箇所 66 頁に記載している。

(ウ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務の執行に係る指摘事項及び 意見

(出納事務等の総括)

指定管理料等の収入、施設等、契約、人件費その他経費、情報セキュリティ関係等の出納その他の事務について監査を行った結果、下記の指摘事項及び意見を除き、特記すべき事項はなかった。

a 指摘事項

(a) 施設等関係

・ 県貸与備品の管理について

指定期間の開始時に県と指定管理者の間で備品や什器の有無及びその状態について確認し、確認した結果を備品一覧表として協定書に添付している。

しかし、包括協定書に添付されている県貸与備品一覧表と現物の 照合をした結果、現物に物品標示票が貼付されていないものが全 品の約3割程度ある。

(b) 契約関係

修繕及び物品購入について、契約を締結するまでの稟議書など意思 決定過程の証跡がなかった。また、100万円以上となった塗装工事に 関しても、修繕を承認する資料がないことは問題である。

b 意見

(a) 施設等関係

指定管理者の調達備品の耐用年数が指定管理期間と比較して長期であることについて

指定管理者が指定管理料で調達した備品のなかに、水中ポンプが 2 台あるが、耐用年数は 15 年である。指定期間に比して著しく長い耐 用年数になっている。本件に係る意見は、72 頁に記載している。

(b) 契約関係

入札の適用基準等

指定管理者が業務委託業者を決定する際に、見積、入札等の3つの方式を採用しているが、契約内容、金額等により、どの方式を採用するかの適用基準が明確でない。また、契約書、請書など、用いる書類の利用の仕方が一定でなく、明確でない。現状は、前年と同様の形式をもって運用しているとのことであるが、一定の基準を設けるべきである。

• 履行確認

委託業務の履行確認の証跡が残っていない。運用上は、履行確認を行っているとのことであったが、証跡を残すようにすべきである。

(c) 人件費関係

- 諸手当に関する上司の承認がなく、様式も制定されていない。制度を整えるべきである。
- ・ 住宅手当の認定については、証拠書類の提出が求められていない。 住宅手当であれば、自宅の登記簿謄本などを提出する必要がある と考える。
- 給与の承認については給与調書で承認が行われているが、給与の 振込みについては承認された給与調書に基づき、担当者が転記し、 総額の預金払戻伝票に起票押印している。転記の正確性や事故等の 防止のためにも、担当者一人で支払ができないように上司が内容の 確認をし、銀行印の押印をすべきである。
- 会計伝票の押印が行われていないため、押印を必ずすべきである。

ス 山口県営住宅(以下「県営住宅」という。)

(所管課:住宅課)

(ア) 概要

a 施設の概要

所 在 地 岩国市南岩国町他

設置年月日 昭和27年3月31日

設置目的 住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で

賃貸し、又は転貸するため

利用対象者 住宅に困窮する低額所得者

主 な 施 設 県営住宅、県営改良住宅及び県営特定公共賃貸住宅

並びに共同施設

条例·規則 山口県営住宅条例、山口県営改良住宅条例、山口県

営特定公共賃貸住宅条例、山口県営住宅条例施行規則、改良住宅に係る指定管理者の指定に関する規則、特定公共賃貸住宅に係る指定管理者の指定に関す

る規則

b 指定管理者の概要

• 指定管理者 山口県住宅供給公社

主たる事務所の所在地 山口県山口市水の上町1番7号

• 法人設立登記年月日 昭和 25 年 11 月 9 日

• 業務内容

住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡並びに住宅の用に供する 宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡等

· 基本金 20,000 千円

c 指定管理者の管理業務及び準拠すべき法令等

- (a) 管理業務の主な内容
 - 入居関係業務
 - 使用関係業務
 - 明渡し等関係業務
 - · 保守点検·修繕業務
 - 駐車場の管理関係業務
 - 建替事業関係業務
 - 管理人関係業務
 - 電算処理関係業務
- (b) 準拠すべき法令等の主なもの

運営全般 公営住宅法、同施行令、同施行規則並びに

山口県営住宅条例、同施行規則等

会計処理 山口県住宅供給公社経理規程

契約 山口県住宅供給公社経理規程

財産管理 山口県住宅供給公社経理規程

その他金銭出納等 山口県住宅供給公社経理規程

(イ) 指定管理者制度の管理事務

- a 指定管理者の指定手続の検証
- (a) 設置条例の制定・改正

平成 16 年 10 月 1 日の山口県営住宅条例第 45 条の改正により、 指定管理者による施設の管理が可能になっている。同時に山口県営 住宅条例施行規則を平成 16 年 10 月 26 日に制定している。

(b) 募集

公募

応募団体は2者である。協定金額が上限に比べて低く、競争が発揮された結果との見方をしている。金額だけをみれば指定されなかった一社のほうが低かったが、他の項目の評価の結果、山口県住宅供給公社に決まっている。

(c) 審査・選定

各申請者の指定申請について、資格要件及び事業計画書作成上の 留意事項の適合状況の審査を行った後、事業計画の審査方法を決定 し、申請者から事業計画の説明及びヒアリングを行った上、最優秀 提案者及び次点を選定している。

(d) 指定管理者の指定

平成17年3月15日 下記のとおり議会で議決された。

公の施設の名称 県営住宅、県営改良住宅及び県営特定公共

賃貸住宅並びに共同施設

指定管理者 山口県住宅供給公社

指定の期間 平成 17 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31

日までの間

指定管理料の債務負担行為限度額 5,652,905 千円

(e) 協定・締結

平成17年4月1日 包括協定書締結

指定期間 5 年間の指定管理料の総額は、包括協定書において 5,652,905 千円以下とすることが定められている。

平成18年4月1日 年度協定書締結

平成 18 年度の指定管理料 1,106,191 千円

- b 県の指定管理者に対するモニタリング等の検証
- (a) 所管課の対応
 - 所管課の担当班 県営住宅管理班
 - 事業計画書の受付日 平成18年4月1日
 - 事業報告書の受付日 平成19年5月30日
 - 現地確認

平成19年5月31日に県住宅課1名と山口県住宅供給公社2名で事業報告書の内容について、ヒアリングを実施している。

(b) リスク分担

リスク分担は、包括協定書で別紙4に定めるとおりとすると規定されている。

修繕費は、リスク分担に従って執行されている。

(c) 指定管理料の精算

指定管理者は、委託料について、精算の結果、残額を生じた場合は、県に返還する精算方式である。

- c 指定管理者制度導入による効果の検証
- (a) 委託料・指定管理料・人件費の平成 16 年度と平成 17 年度の比較 (単位:千円、人)

		` ' '	
年度	(A)	(B)	(B) - (A)
	平成16年度	平成17年度	増減
項目			(△は減少)
委託料・指定管理料	397,888	383, 878	△ 14,010
職員の状況			
職員総数(常勤換算)	9. 2	8.36	△ 0.84
常勤(県職員)数	3	0	△ 3
常勤(団体職員)数(常勤換算)	3. 2	5. 55	2.35
非常勤・臨時職員数	3	2.81	△ 0.19
人件費(法定福利費を含む)	52,071	40,807	△ 11,264

(注)

- ・ 県営住宅は、平成 17 年度から指定管理者制度を導入しており、委託料・指 定管理料の金額は、平成 16 年度と平成 17 年度とした。
- ・ 平成 17 年度の指定管理料は、平成 16 年度と比較可能にするため、管理戸数により按分し、山口、防府、宇部土木建築事務所管内の数値である。なお、 人件費も山口、防府、宇部土木建築事務所管内の数字である。

(b) 管理実績の状況

(単位:戸数)

項目 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
管理戸数	4, 782	13, 089

- 平成16年度は山口、防府、宇部土木建築事務所管内の、平成17年度は 全県の管理戸数である。
- d 指定管理者制度の管理事務に係る指摘事項及び意見

(a) 指摘事項

・ 山口県営住宅条例第 45 条の 3 (指定管理者の指定) に、指定を受けようとする法人その他の団体を「公募するものとする」ということが定められていないが、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項では、公の施設の管理主体を法律上制限しておらず、県営住宅の管理においても公募するものとする旨を条例上、明確にすることを検討すべきである。同時に、選定理由を付し、選定結果を公表す

る旨の定めも同様に検討すべきである。

・ 同条例には、指定管理者が講ずべき措置として、個人情報(山口県個人情報保護条例(平成13年山口県条例第43号)第2条第1項に規定する個人情報(第9条第1項各号に掲げる事務に係るものに限る。)をいう。)の適正な取扱いを確保するために、当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにすることの定めがなされていないが、条例上、明確にすることを検討すべきである。

(b) 意見

- ・ 団地の巡回については、包括協定書別紙1第3(2)において、「団地の巡回は、原則として毎月4回以上とすること。」とされている。平成19年5月30日付けの事業報告書によれば、包括協定書に定められた巡回の回数に達していない団地が散見される。定められた巡回の回数を行わない場合は、その理由を記載した文書を残すべきである。
- ・ 精算方式の見直しについて

県営住宅の指定管理者制度は、平成 17 年度より導入されている。

包括協定によれば、委託料は精算方式を採用しており、予算額に比べ執行額が少なかった場合は、返納することとなっている。 平成17年度、平成18年度における予算と実績の状況をみると、 保守点検費は予算額を下回り、維持修繕費及び一般事務費は上回っている。

その結果、予算額と実績額の差は僅少となっている。

しかしながら、精算方式であると、剰余金が生じたとしても、 指定管理者にインセンティブが働かないので、場合によっては、 無理な予算執行に繋がり、削減効果が十分に発揮されない可能性 がある。

指定管理者の自助努力によりコスト削減が生じた結果発生した剰余金の一部については、指定管理者に配分できるルールを検討する必要がある。

なお、平成17年度、平成18年度の予算と実績の状況は次のとおりである。

(単位:千円)

	年度	平成 17 年度		
区分	項目	予算	実績	差額
事	業 費	900,097	879, 268	20,828
	保守点検費	170,061	130,660	39, 401
	維持修繕費	641,380	663, 233	△21,853
	事務的経費	8,374	7,008	1,365
	嘱託員等経費	80, 281	78, 366	1,914
人亻	牛費	115,652	115,652	
—	股事務費	22, 269	43, 113	\triangle 20,844
消	費税額	51,900	51, 901	$\triangle 0$
合詞	}	1,089,919	1,089,936	△16

(単位:千円)

	年度		平成 18 年度	
区分	項目	予算	実績	差額
事	業費	914, 818	895, 838	18, 979
	保守点検費	177, 778	142,093	35, 684
	維持修繕費	649,554	666, 537	△16,983
	事務的経費	7,616	7,725	△109
	嘱託員等経費	79,870	79, 481	388
人	件費	115,628	115, 628	_
<u> </u>	般事務費	23, 069	42,066	△18, 997
消	費税額	52, 675	52,676	$\triangle 0$
合	<u> </u>	1, 106, 191	1, 106, 210	△18

(ウ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務の執行に係る指摘事項及び 意見

(出納事務等の総括)

指定管理料収入・家賃及び使用料の収納事務等、施設等、契約、人件費その他経費、情報セキュリティ関係等の出納その他の事務について監査を行った結果、下記の指摘事項及び意見を除き、特記すべき事項はなかった。

a 指摘事項

(a) 収入調查·家賃決定事務

下関支所の住宅入居者カードの記載の不備

・ 平成 16 年度以前に作成された住宅入居者カードの様式の中に、 鍵番号、住宅番号、敷金の額、入居年月日等について記載する欄が あるが、その記載のないものが散見される。平成 17 年度から指定 管理者となっているが、これらについても改善する必要がある。

・ 台帳である住宅入居者カードの裏面の県営住宅請書に入居者の連帯保証人の記名押印欄がある。当初の入居時には、連帯保証人の記名押印はあるが、修繕・建替え等による住み替えの場合、当初入居時の連帯保証人がそのまま住替え後も有効であるとの解釈から、住替え後の住宅入居者カードには連帯保証人の記名押印がない。しかしながら、県営住宅請書の様式には、「入居決定になりました県営住宅〇〇団地 △△棟 □□号の使用については、」と対象を特定していることから、連帯保証人とトラブルが発生する可能性もあり改善する必要がある。

(b) 家賃減免事務

下関支所において、入居者の収入のうち、児童扶養手当の金額を確認できる資料のないものが1件ある。

(c) その他支出

・ 債務が未確定な経費の計上

平成 18 年度の修繕費に周南県営住宅給水管設備工事 16,485 千円が計上されている。この工事は、工事完了検査日が平成 19 年 4 月 10 日、引渡日が 4 月 13 日となっており、年度末までに債務が確定していないものであり、公正妥当な経理処理とは認めがたい。

・ 法人住民税について

法人住民税の均等割 171 千円が発生しているが、指定管理業務に 負担させていない。また、法人市民税について、宇部市に法人等の 設置届を平成 15 年 3 月に提出しているが、その後、宇部市から納付 についての通知が届いていないため納付していないとのことである。 指定管理者は税金の滞納はあってはならないものであり、納税義務 の有無について確認することが必要である。

b 意見

(a) 契約関係

山口支所

- ・ 業者への支払いは、月次の見積書の合計に落札率を乗じて決定している。このため、見積書の精査が重要であり、見積書を精査した担当者は精査した証跡を残す必要がある。
- ・ 業務委託契約において、月次で検査報告がされるものにつき、上 司の確認の証跡がないため、履行確認が行われたかどうかの検証が できない。適切なレビュー体制の構築が必要である。

(b) 情報セキュリティ関係

・ パスワードの設定変更

現在は、具体的なパスワード設定基準、変更基準が決まっていない。パスワードを設定し、定期的に変更することなどを定めることを検討する必要がある。

入力チェック

県住システムを利用する場合の入力チェック体制に脆弱な部分がある。入力すべき情報はさまざまであるが、特に家賃と入居日の金銭に関わる部分については、入力されたものを上司がチェックしているという証跡を残すべきである。

セ 周南流域下水道

(所管課:都市計画課)

(ア) 概要

a 施設の概要

所 在 地 光市大字浅江縣山

昭和61年10月 設置年月日

設置目的 島田川流域及び光地先海域等公共用水域の水質保

全と健康で快適な生活環境の確保を図るため

利用対象者 光市(旧大和町を含む)、周南市(旧熊毛町)、岩国

市(旧玖珂町、周東町)の下水道整備区域内住民

施設内容 汚水処理施設、幹線管渠

土日の対応 閉庁(施設の運転は行っている。)

b 指定管理者の概要

指定管理者 綜合設備管理株式会社

主たる事務所の所在地 周南市大字栗屋 50番 35

法人設立登記年月日 昭和 47 年 11 月 28 日

法人の目的 環境衛生施設、公共施設等の運転管理、

保守点検補修及び清掃業務他

資本金 20,000 千円

c 指定管理者の管理業務及び準拠すべき法令等

(a) 指定管理業務の内容

- 浄化センターの運転管理業務(24時間体制)
- 処理施設の保守点検業務
- 管渠施設の保守点検業務
- 施設・設備の修繕及び補修業務
- 運転管理上必要な水質分析業務
- 環境緑地の維持管理業務等
- (b) 準拠すべき法令等の主なもの

運営全般 下水道法、山口県流域下水道条例等

会計処理 企業会計原則

契約 地方自治法

• 個人情報保護 山口県個人情報保護条例

その他関連法令等

(イ) 指定管理者制度の管理事務

- a 指定管理者の指定手続の検証
- (a) 設置条例の制定・改正

平成17年7月12日の山口県流域下水道条例第3条改正により、 指定管理者による施設の管理が可能になっている。同時に山口県流 域下水道規則を平成17年7月22日に制定している。

(b)募集

平成17年8月25日第1回指定管理者選定委員会(募集要項、

審查方法決定)

平成17年9月20日 現地説明会

平成17年10月3日 応募の受付

平成17年10月14日 公募締切り(応募者2法人)

(c) 審査・選定

平成17年10月20日 第2回指定管理者選定委員会(現地視察、

応募者の資格要件及び応募書類の審査)

平成 17 年10月 27 日 第 3 回指定管理者選定委員会(応募者の事

業計画書の説明及びヒアリング)

平成 17 年10月 28 日 審査結果の取りまとめ (優先交渉権者の選

定)

平成 17 年11月 14 日 選定委員会の審査結果を踏まえ、県は綜合

設備管理株式会社が指定管理者候補者として選定されたことを県のホームページで公

表している。

(d) 指定管理者の指定

平成17年12月16日 下記のとおり議会で議決された。

公の施設の名称 周南流域下水道

指定管理者綜合設備管理株式会社

指定の期間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31

日までの間

指定管理料の債務負担行為限度額 1,365,856 千円

(e) 協定·締結

平成 18 年 3 月 27 日 包括協定書締結

指定期間 5 年間の指定管理料の総額は、指定書において 1,365,856 千円以下とすることが定められている。

平成 18 年 3 月 31 日 年度協定書締結

平成 18 年度の指定管理料 271,024 千円

- b 県の指定管理者に対するモニタリング等の検証
- (a) 所管課の対応
 - 所管課の担当班

調整班、下水道班、流域下水道班

- 事業計画書の受付日 平成18年6月12日
- ・ 事業報告書の受付日 平成19年4月27日
- 現地確認

平成19年5月23日の週に、調整班、下水道班のうちから3名でモニタリングを実施。なお、平成18年度の中間にも1回行っている。確認の内容は「事業評価結果通知書」に記載し、指定管理者に通知している。

(b) リスク分担

リスク分担は、包括協定書で業務水準書のリスク分担表に定める

とおりとすると規定されている。

そのうち、施設(設備)の損傷に関する修繕費の取扱いでは、1件 10,000 千円以上のものが大規模修繕になり、県が負担すべきもので あり、リスク分担に従って執行されている。

(c) 指定管理料の精算

剰余金は10,032 千円(収入271,024 千円から経費等260,992 千円 を控除した金額)発生しており、次年度へ繰越されている。剰余金は 特定預金化していない。

- c 指定管理者制度導入による効果の検証
- (a) 委託料・指定管理料・人件費の平成 17 年度と平成 18 年度の比較 (単位:千円、人)

年度	(A)	(B)	(B) - (A)
	平成 17 年度	平成 18 年度	増減
項目			(△は減少)
委託料・指定管理料	417, 320	(移行)63,577	△ 82,719
安癿付、相比自连付	417, 320	271,024	△ 82,719
職員の状況			
職員総数	10	20	10
常勤(県職員)数	1	0	△ 1
常勤(団体職員)数	6	20	14
非常勤・臨時職員数	3	0	△ 3
人件費(法定福利費を含む)	49,328	121,387	72,059

指定管理料は82,719 千円の減と大幅に削減されている。人件費の人数が6人から20人に増加しているのは、平成17 年度は現指定管理者が再委託を受けて管理業務を行っていたものは、人数及び金額に記載されておらず、平成18 年度は指定管理者の職員が業務を行っていることから、人数に含められているため増加した形になっている。

上記の表の(移行)は、平成17年度までは委託料に含まれている管理業務について平成18年度から県直営で行うことになり指定管理料に含まれていないため、同一の状態で比較するために記載している。

(b) 利用実績の状況

(単位: ha、戸、人、%)

年度	(A)	(B)	(B) - (A)
	平成 17 年度	平成 18 年度	増減
項目			(△は減少、低下)
処理区域面積	1,685	1,720	35
区域内戸数	24, 556	24,719	163
処理区域内人口	63, 057	64, 104	1,047
普及率	64.8	66.3	1. 5
県全体	53.3	54.4	1. 1

処理区域及び普及率は微少であるが増加・上昇傾向にある。

d 指定管理者制度の管理事務に係る指摘事項及び意見

(a) 意見

- ・ 包括協定書では、指定管理業務に係る収支に剰余金が生じた場合、 事業報告書に剰余金が生じた理由の記載を求める規定がない。本件 に係る意見は、68頁に記載しているものと同様である。
- ・ 事業計画書が指定管理業務開始後2か月を超えて提出されている。 本件に係る意見は、67頁に記載している。
- (ウ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務の執行に係る指摘事項及び 意見

(出納事務等の総括)

指定管理料の収入、施設等、現預金、契約、人件費その他経費、情報セキュリティ関係等の出納その他の事務について監査を行った結果、下記の指摘事項及び意見を除き、特記すべき事項はなかった。

a 指摘事項

- (a) 施設等関係
 - ・ 県が所有する設備・機械補修用予備品の管理について 台風による冠水被害を受けた機械・電気設備本体は過去において 廃棄処分をされている。本体の補修用予備品は本体がないため、使 用の見込みがないのであれば廃棄の検討が必要である。
 - ・ 劇物管理台帳と劇物使用管理簿の不一致について

現在、劇物を14種類使用しているが、その内の9種類は、管理台帳と使用管理簿の使用日及び使用量が一致していない。管理台帳は事務所で劇物の購入、現場への払出の出納簿として使用され、使用管理簿は現場で使用の際、数量を記入している。管理上、使用量に不一致があることは問題である。劇物の危険度を認識し、事務所と現場で相互にチェックし数量管理を厳重に行う必要がある。

(b) 契約関係

- ・ 業務委託の履行確認について
 - i 設備管理業務の業務委託

反応槽等清掃業務、終沈・滅菌池及び流入水路清掃業務については、Y社に業務委託を行っているが、委託業務が確実に実施されたことを証明する履行確認に関する検査報告書等を作成する必要がある。

ii 履行確認日

施設補修の履行確認は作業表及び日報で行っており、工事履行確認資料は添付されているが、履行確認日、履行確認の担当者名及び責任者の承認日が記載されていなかった。従って、履行確認の実施状況が不明確で補修工事の完了日が確認できないため、補修費用の支払及び3月末の未払計上の正当性が確認できない。履行確認日、履行確認者及び責任者の承認日を明確に記載する必要がある。

iii 指定管理者自身が委託先になっている場合の履行確認

補修業務において指定管理者自身が委託先(指定管理者が指定 管理部門以外に工事部門を有している)になっている場合の委託 契約価額は16,666 千円であり、補修費全体の37%になる。

指定管理者である会社の本社の職員が補修業務を遂行した業務 完了の報告がされていない。現状は、写真と現場視察で確認して いるだけであり、委託業務の履行の概要について業務日報等に記 載し、指定管理業務担当者及び責任者の確認を得る必要がある。

b 意見

(a) 施設等関係

・ 建設予算により購入した備品の物品標示票の管理番号について 建設工事予算で購入した水質試験備品等については、県の物品規 則上、備品扱いとはならないため、物品標示票及び貸付器具一覧表 に管理番号等が記入されていない。しかしながら、県費で購入した 物品であることには違いはなく、現物管理を徹底する必要からも一 覧表及び物品標示票には管理番号を記入すべきと考える。

(b) 契約関係

・ 契約内容の妥当性について

不燃物処理業務以外は契約書が作成されておらず、見積書(発注書)が契約書の代わりになっている。現状は、発注前に県がすべてチェックしており、不当な業務委託がなされる可能性は小さい。しかし、県のチェックがなくても一定水準の業務委託が確保される必要があるため、契約書又は請書の作成が必要である。

また、契約書又は請書には、再委託の制限の条項及び秘密保持の 条項を定める必要がある。 ・ 業務委託契約期間の合理性について

実態として、平成 18 年度の委託契約件数 45 件の契約期間は単年度 契約になっている。指定管理者の指定期間が 5 年であるので、経済性 の観点から長期継続契約を検討すべきである。

・ 契約締結時期の適切性について

施設・設備の修繕及び補修については、平成 18 年度合計額 44,639 千円 (27 件) のうち、平成 19 年 1 月、2 月、3 月に実施しているのは 21,888 千円 (18 件) である。第 4 四半期に修繕補修業務が偏在して おり、必要な修繕補修業務が計画的になされたか疑問である。

平成 18 年度は指定管理業務初年度ということもあり、やむをえないところもあるが、5 年間の補修計画に上がっている優先順位の高い補修業務は、事業年度開始後の早い時期に実施し、補修の効果を当年度の事業に役立たせることができるようにする必要がある。

・ 業者選定及び契約価額の算定に係る契約規定の必要性について 平成 18 年度は指定管理者初年度ということもあり、県が委託契約 内容を詳細にチェックしているため、業者選定及び契約価額の算定に ついては一定の水準が確保されている。しかし、将来的には、県の詳 細なチェックがなくても一定水準の契約業務が確保されるよう委託 契約業務の規程化の検討が必要ではないかと考える。 ソ 田布施川流域下水道

(所管課:都市計画課)

(ア) 概要

a 施設の概要

所 在 地 熊毛郡田布施町大字麻郷

設置年月日 平成8年11月

設 置 目 的 田布施川流域及び平生湾海域等公共用水域の水質

保全と健康で快適な生活環境の確保を図るため

利用対象者 田布施町、平生町の下水道整備区域内住民

施 設 内 容 汚水処理施設、幹線管渠

土日の対応 閉庁(施設の運転は行っている。)

b 指定管理者の概要

指定管理者 綜合設備管理株式会社

以下概要は周南流域下水道の箇所に記載したものと同様である。

- c 指定管理者の管理業務及び準拠すべき法令等
- (a) 指定管理業務の内容
 - ・ 浄化センターの運転管理業務 (監視は昼間の8時間とし夜間無人)
 - 処理施設の保守点検業務
 - 管渠施設の保守点検業務
 - ・ 施設・設備の修繕及び補修業務
 - 運転管理上必要な水質分析業務
 - 環境緑地の維持管理業務等
- (b) 準拠すべき法令等の主なもの

周南流域下水道の箇所に記載したものと同様である。

- (イ) 指定管理者制度の管理事務
 - a 指定管理者の指定手続の検証
 - (a) 周南流域下水道の指定手続と同様である。

なお、指定管理料の債務負担行為限度額は364,464千円である。

(b) 協定・締結

平成 18 年 3 月 27 日 包括協定書締結

指定期間 5 年間の指定管理料の総額は、指定書において 364,464 千円以下とすることが定められている。

平成 18 年 3 月 31 日 年度協定書締結

平成 18 年度の指定管理料 72,492 千円

- b 県の指定管理者に対するモニタリング等の検証
- (a) 所管課の対応
 - 所管課の担当班 周南流域下水道と同様である。
 - 事業計画書の受付日 平成18年6月12日
 - 事業報告書の受付日 平成19年4月27日

• 現地確認

周南流域下水道と同じ日に実施。現地確認の状況は周南流域下水道の箇所の記載と同様である。

(b) リスク分担

リスク分担は、周南流域下水道の箇所の記載と同様である。

そのうち、施設(設備)の損傷に関する修繕費の取扱いについては、リスク分担に従って執行されている。

(c) 指定管理料の精算

剰余金は 4,997 千円 (収入 72,492 千円から経費等 67,495 千円を控除した金額) 発生しており、次年度へ繰越されている。剰余金は特定預金化していない。

- c 指定管理者制度導入による効果の検証
- (a) 委託料・指定管理料・人件費の平成 17 年度と平成 18 年度の比較 (単位:千円、人)

年度	(A)	(B)	(B) - (A)
	平成 17 年度	平成 18 年度	増減
項目			(△は減少)
委託料·指定管理料	98, 610	(移行)26,798	680
安癿材、相足自垤材	90,010	72, 492	080
職員の状況			
職員総数	2	6	4
常勤(県職員)数	0	0	0
常勤(団体職員)数	1	6	5
非常勤・臨時職員数	1	0	△ 1
人件費(法定福利費を含む)	8, 231	37, 267	29,036

(移行)は、周南流域下水道の箇所で説明したことと同様であり、 同一の状態で比較した場合、指定管理料はほとんど変化はない。

人件費に関して、人数及び金額が増加しているのは、周南流域下 水道と同様の理由である。

(b) 利用実績の状況

(単位: ha、戸、人、%)

年度	(A)	(B)	(B) - (A)
	平成 17 年度	平成 18 年度	増減
項目			(△は減少、低下)
処理区域面積	391	414	23
区域内戸数	3,050	3, 430	380
処理区域内人口	11,005	11,918	913
普及率	36.2	39.4	3. 2
県全体	53.3	54.4	1. 1

処理区域及び普及率は微少であるが増加・上昇傾向にある。

d 指定管理者制度の管理事務に係る指摘事項及び意見

(a) 指摘事項

剰余金の算定

後記記述の指摘事項の人件費関係のとおり、会計区分の計上誤りがあり、剰余金の算定が適切ではない。

(b) 意見

周南流域下水道の箇所に記載しているものと同様である。

(ウ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務の執行に係る指摘事項及び 意見

(出納事務等の総括)

指定管理料の収入、施設等、現預金、契約、人件費その他経費、情報セキュリティ関係等の出納その他の事務について監査を行った結果、下記の指摘事項及び意見を除き、特記すべき事項はなかった。

a 指摘事項

(a) 施設等関係

劇薬の管理について

劇薬は1本使い終わったときに上司の承認を得ることになっているが、承認がもれているものがあった。

(b) 人件費関係

指定管理業務とそれ以外の収支計算書における人件費の計上誤りに ついて

- ・ 平成 18 年 6 月 12 日付の退職金 3,086 千円が指定管理業務の収支 計算書に人件費として計上されている。しかしながら、当該金額は、 指定管理者に指定される前の期間も含めた金額となっている。誤謬 によるものではあるが、留意が必要である。
- ・ 平成 18 年 11 月度、平成 19 年 1 月から 3 月度の残業手当の合計 435 千円が指定管理業務の収支計算書に含まれていない。誤謬によるものではあるが、留意が必要である。

(c) その他支出

- ・ 本社管理部門費の指定管理業務会計への按分について 本社管理部門費について1日を1工数とし、1工数23千円として 工数を乗じて指定管理業務会計に按分を行っているが、積算の具体 的な根拠となるデータが保存されていない。
- ・ 修繕工事の次年度への繰延べについて 平成 18 年度に計画されていた修繕のうち、平成 19 年度以降に繰 り延べられているものがあるが、往査時現在、具体的なスケジュー ルが作成されていない。

b 意見

(a) 施設等関係

固定資産実査のルール化

県の貸与備品については、年間 2 回は自主的に現物実査を行っているとのことであるが、実査の記録を残すようにすべきである。

(b) 現金管理

現金実査と上司の承認

田布施川流域下水道には10万円程度の現金が小口現金として存在している。

現金出納帳による管理がされているが、現金実査を実施した証跡及び上司の確認印が認められなかった。その記録を残す必要がある。

タ 山口県大島青年の家(以下「大島青年の家」という。)

(所管課:社会教育・文化財課)

(ア) 概要

a 施設の概要

施 設 名 山口県大島青年の家

所 在 地 大島郡周防大島町大字家房

設置年月日 昭和51年5月12日

設置目的 団体宿泊研修及びその指導者の研修等を通じて健

全な青少年を育成する

利用対象者 勤労青少年、在学青少年、青少年指導者等

主 な 施 設 研修室、宿泊室、食堂、図書・談話室、浴室、事務

室、体育館、天体観測棟

土日の対応 開館

条例・規則 山口県青年の家条例、山口県青年の家規則

b 指定管理者の概要

・ 指定管理者 有限責任中間法人やまぐち青年の家ネット

・ 主たる事務所の所在地 大島郡周防大島町大字戸田津海木 277 番地

· 法人設立登記年月日 平成 17 年 10 月 7 日

・ 業務内容 公益性の高い施設その他施設の管理・運

営又は活動に対する助言及び指導等の

事業を行う。

・ 基金の総額 3,000 千円

c 指定管理者の管理業務及び準拠すべき法令等

(a) 管理業務の内容

- 施設の運営に関する業務
- ・ 施設の使用に関する業務
- 施設の維持管理に関する業務
- その他の管理業務
- (b) 準拠すべき法令等の主なもの

全般 山口県青年の家条例等

会計処理 会社法を準用

財産管理 山口県公有財産規則、山口県物品規則に準ずる

契約関係 可能な限り山口県会計規則に準ずる

個人情報保護 有限責任中間法人やまぐち青年の家個人情報保

護規程

その他 山口県青年の家管理運営規程等

(イ) 指定管理者制度の管理事務

a 指定管理者の指定手続の検証

(a) 設置条例の制定・改正

平成17年7月12日の山口県青年の家条例第9条の改正により、 指定管理者による施設の管理が可能になっている。同時に山口県青 年の家規則を平成17年8月9日に改正している。

(b)募集

平成 17 年 8 月 31 日 第 1 回指定管理者選定委員会 (審査方法、 審査項目及び配点の検討)

平成 17 年 9 月 13 日

~10月13日 募集要項の配布

平成17年9月20日 公募説明会の開催

平成 17 年 9 月 13 日

~10月13日 応募書類の受付(応募者3法人)

(c)審査・選定

平成 17 年 10 月 17 日 第 2 回指定管理者選定委員会(審査方法の 決定)

平成 17 年 10 月 21 日 第 3 回指定管理者選定委員会(応募者から の説明による事業計画のヒアリング及び

審査)

平成 17 年 10 月 29 日 第 6 回指定管理者選定委員会(優先交渉権者の選定)

平成17年11月14日 選定委員会の審査結果を踏まえ、県は有限

責任中間法人やまぐち青年の家ネットが指定管理者候補者として選定されたこと

をホームページで公表している。

(d) 指定管理者の指定

平成17年12月16日 下記のとおり議会で議決された。

公の施設の名称

山口県大島青年の家

指定管理者 指定の期間 有限責任中間法人やまぐち青年の家ネット 平成18年4月1日から平成23年3月31

日までの間

指定管理料の債務負担行為限度額 143,000 千円

(e) 協定・締結

平成 18 年 3 月 22 日 包括協定書締結

指定期間5年間の指定管理料の総額は、指定管理料支払決定書において143,000千円以下とすることが定められている。

平成 18 年 4 月 1 日 年度協定書締結

平成 18 年度の指定管理料 37,500 千円

- b 県の指定管理者に対するモニタリング等の検証
- (a) 所管課の対応
 - 所管課の担当班 地域教育班
 - 事業計画書の受付日 平成18年3月29日
 - 事業報告書の受付日 平成19年5月30日

• 現地確認

モニタリング報告書の作成時に管理関係1名、業務関係1名の 2名体制で行うことを検討しているが、未実施となっている。

(b) リスク分担

リスク分担は、指定書附款管理業務実施規程で別表第2リスク分担表に定めるとおりとすると規定されている。

そのうち、施設(設備)の損傷においては、大規模修繕(1件当たりの所要金額が100万円以上でかつ日常的修繕枠の2分の1の額を超えるもの)は、県が負担することになっており、リスク分担に従って執行されている。

(c) 指定管理料の精算

剰余金の額は△260 千円(収入 48,505 千円から経費等 48,765 千円を控除した金額)である。

指定管理の初年度として、翌年度以降の管理運営のため、消耗品費や修繕費、賃借料が増加したことにより剰余金がマイナスとなっている。

c 指定管理者制度導入による効果の検証

(a) 委託料・指定管理料・人件費の平成 17 年度と平成 18 年度の比較 (単位:千円、人)

年度	(A)	(B)	(B) - (A)
	平成17年度	平成 18 年度	増減
項目			(△は減少)
委託料·指定管理料	45, 991	(利)116	△8, 375
安此州:旧足自廷州	45, 991	37, 500	△ 0, 373
職員の状況			
職員総数	(うち10月~3月 6人)		
机 貝 心 奴	9	11	2
常勤(県職員)数	3	0	△3
常勤(団体職員)数	1	7	6
非常勤・臨時職員数	(うち10月~3月 2人)		
2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	5	4	$\triangle 1$
人件費(法定福利費を含む)	37, 487	24,674	△12,813

指定管理料の削減は、人件費の削減にある。その削減効果の主な理由は、これまでの3人の県職員が0人となり、指定管理者の職員に代わり、賃金水準に差があることにより生じている。

(b) 利用実績の状況

項目		利用率(%)		利用者数(人)				
	(A) 平成17年4月 ~ 平成18年3月	~	増減 (<は低下)	(A) 平成17年4月 ~ 平成18年3月	~	(B)-(A) 増減 (△は減少)		
大島青年の家	46.6	53.8	7.2	12, 109	11, 519	$\triangle 590$		

平成18年度の月別の利用実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月~3月
利用率(%)	73. 3	87. 1	93. 3	74. 2	71.4	46. 4	28.6	17. 2	25. 9	28. 0	38. 5	48. 3	53.8
利用者数(人)	2, 026	2, 933	2, 363	1, 728	806	635	172	89	64	176	127	400	11, 519

※利用率は開館日における利用日の割合。(青少年教育施設は稼働率)

利用率は上昇しているが利用者数は減少している。利用者数の減少は利用団体の人数の減少によるものがあること及び安全管理の面から同時に 3 団体以上の受け入れをしなかったということである。

9月以降は利用が減少するが、前年度に比較すると微増している。 d 指定管理者制度の管理事務に係る指摘事項及び意見

(a) 意見

指定書附款管理業務実施規程で、管理業務に必要な事項が詳細 に定められているが、包括協定書ではその一部しか規定されてい ない。光青年の家、油谷青年の家も同様である。

本件に係る意見は、66頁に記載している。

- ・ 平成 18 年度終了後、施設に出向いてモニタリングのための現 地確認を行っていない。本件に係る意見は、68 頁に記載している。
- ・ 指定期間中は段階的に指定管理料の削減を見込んでいることについて(管理業務の財源確保の問題)

指定管理料は、自主事業収入が増加する見込みの設定により指定期間の終了に向けて徐々に減少する予算を設定している。その概要は次のとおりである。

(単位:千円)

年度 項目	指定管理料	自主事業収入	合計
平成 18 年度	37,500	10,600	48,100
平成 19 年度	36,500	11,600	48,100
平成 20 年度	30,000	18,600	48,600
平成 21 年度	23,000	25,600	48,600
平成 22 年度	16,000	32,600	48,600
合計	143,000	99,000	242,000

この収入予測では、自主事業収入が平成22年度には平成18年度の約3倍見込まれ、その年度の指定管理料は大幅に削減される計画になっている。選定委員会の指定管理者の選定に係る報告書では、指定管理者が3年目以降の自主事業の展開に力を入れ、収入を増やすことにより指定管理料を削減する計画が明確であり評価できるとある。選定委員会はこの収入計画を評価できるとしているが、自主事業の収入見込額が増加しない場合、財源の問題で指定管理者のサービスが安定して提供されなくなる可能性がある。本件に係る意見は、69頁に記載している。

青年の家の青少年以外の利用状況について 団体の種類別利用実績は次のとおりである。

		保育園・	幼稚園	小学校		中当	対校	少年	団体	高等学校		大学・専修学校		青年団体	
H17年度	団体数	0	0%	22	19.8%	31	27.9%	12	10.8%	22	19.8%	3	2. 7%	7	6. 3%
	実人数	0	0%	1, 034	20.2%	2,085	40.8%	489	9.6%	627	12.3%	111	2.2%	479	9.4%
	延人数	0	0%	2, 357	19.5%	5, 630	46.5%	1,028	8.5%	1, 361	11.2%	257	2. 1%	920	7.6%
		婦人	団体	企業	研修	成人技	i 導者	主催	事業	その	つ他	合計			
	団体数	0	0%	2	1.8%	1	0.9%	11	9.9%	0	0%	111			
	実人数	0	0%	33	0.6%	12	0.2%	246	4.8%	0	0%	5, 116			
	延人数	0	0%	49	0.4%	12	0.1%	495	4. 1%	0	0%	12, 109			
		保育園・	幼稚園	力学	対校	中学校		少年団体		高等学校		大学・専修学校		青年団体	
H18年度	団体数	0	0%	19	16.8%	35	31.0%	7	6. 2%	13	11.5%	5	4.4%	0	0%
	実人数	0	0%	829	18.1%	2, 335	51.1%	217	4. 7%	413	9.0%	110	2.4%	0	0%
	延人数	0	0%	1, 714	14.9%	6, 721	58.3%	543	4. 7%	981	8.5%	246	2. 1%	0	0%
		婦人	団体	企業	研修	成人技	i 導者	主催	事業	その	つ他	合計			
	団体数	0	0%	3	2. 7%	0	0%	16	14.2%	15	13.3%	113			
	実人数	0	0%	47	1.0%	0	0%	265	5.8%	354	7. 7%	4, 570			
	延人数	0	0%	121	1. 1%	0	0%	479	4. 2%	714	6.2%	11, 519			

山口県青年の家条例第 12 条、第 13 条関係の別表において、「青 少年」とは、満 25 歳以下のものをいうとあるが、平成 18 年度の 満 25 歳を超える利用者は全利用者の 11.4% (1,314 人) である。

青年の家は健全な青少年を育成するために設置されており、県と指定管理者は、設置目的との関連で満25歳を超える利用者についてどのように整理するか協議し、検討する必要がある。

・ 施設利用者数、利用率向上の取り組みについて

平成 15 年度の外部監査において、将来的に利用延べ人数が増える傾向になく、利用率アップの具体策も検討されていないので、開所日数を減らすことにより、管理運営費の削減を検討する必要があるとの指摘がある。これに対して、県は平成 18 年度の指定管理者制度導入と併せて、閑散期対策、利用率アップの検討を行うこととするとしている。

その結果、人件費は大幅な削減効果がみられ、また利用率が前

年度と比較して 7.2%高くなっており、サービス面にも改善がみられる。しかし、利用者数は減少傾向にあり、特に 9 月以降の閑散期は前年度に比較して微増はしているものの、他の月に比較すると少ない。このことから、外部監査の指摘に対する措置の実施状況は十分とはいえないので、指定管理者は、自主事業の実施、また広報活動の充実による団体利用の促進等、利用促進のための施策をより進める必要がある。

- ・ 指定管理期間中に到来する中間法人法の廃止について 有限責任中間法人は、「一般社団法人及び一般財団法人に関す る法律(以下「新法」という。)」が施行(公布の日は平成18年6 月2日から2年6月を超えない範囲内において政令で定める日) されると、同施行日に中間法人法は廃止される。これに伴い、中間法人のうち有限責任中間法人は、施行日に一般社団法人として 存続することが、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等 の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条に定められて いる。一般社団法人に移行した有限責任中間法人は、新法の施行 日の事業年度が終了した後、最初に招集される定時社員総会の集 結の時までに、その名称に「一般社団法人」という文字を使用する旨の定款変更を行うことの指導が必要である。
- (ウ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務の執行に係る指摘事項及び 意見

(出納事務等の総括)

指定管理料等の収入、施設等、現預金、契約、人件費その他経費、情報セキュリティ関係等の出納その他の事務について監査を行った結果、下記の指摘事項及び意見を除き、特記すべき事項はなかった。

a 指摘事項

- (a) 施設等関係
 - 監査人による現物確認について 物品使用貸借契約書に添付されている貸付物品一覧表に基づき、 一定の抽出基準で現物確認を実施したところ、18 台存在するはずの 卓球台は、4 台しか確認できなかった。
 - 購入備品の現物管理について 指定管理者が購入したカッターボート用のオールについては、オールに「やまぐち青年の家」等と記入するなど、県の貸与物品との 区別を明確にする必要がある。

(b) 契約関係

契約事務

契約事務において、予算執行伺など稟議書、見積書が整備されていなかった。

実際は、口頭及びメールなどで上司の承認を得ており、見積りも

取っているが保管していない状況にあった。また、経理規程や決裁 権限規定なども整備されていなかった。

b 意見

(a) 収入関係

領収書の管理状況について

本件に係る意見は、77頁に記載しているものと同様である。

(b) 現金管理

現状では、担当者により現金実査が行われているとのことであるが、その証拠や承認印などが残っていないので実際に現金実査が行われたかどうかが定かでない。このため、日々、金種表を作成し、上司が確認し、押印をしておく必要がある。また、多額の現金の保管は、安全管理上リスクが高まるため、金額は必要最低限にするほうが望ましい。また、現金実査時に印紙が発見された。印紙についても台帳管理が望ましく、管理台帳等の作成を検討する必要がある。

(c) 施設等関係

・ 貸与備品について指定管理業務開始時の県と指定管理者の立会い について

貸与備品について、指定管理業務開始前に県と指定管理者は双方立会いによる現物確認を行っていない。本件に係る意見は、77頁に記載しているものと同様である。

(d) その他

- ・ 指定管理者の事業年度は5月1日から4月30日で、決算期が4月である。県への報告は3月ベースで行わなければならないため、3月に決算数値の集計、4月にも決算をすることになり、事務の効率化を図る必要がある。また、指定管理の事業年度と法人の事業年度に1か月の相違があることにより、税金の会計処理に困難が生じることもあり、会計上の扱いについて県との打合せが必要である。このような問題を改善するためには、可能であれば法人の事業年度を指定管理の事業年度に合わせて変更することの検討も考えられる。
- ・ 現状は、会計上の科目は従来の財団法人山口県ひとづくり財団が管理委託を行っていた時のもので決算をしている。食堂が自営になるなど運営実態が変わっていることから、実態に合わせた会計上の科目に変更する必要がある。

チ 山口県光青年の家(以下「光青年の家」という。)

(所管課:社会教育・文化財課)

(ア) 概要

a 施設の概要

施 設 名 山口県光青年の家 所 在 地 光市大字室積村

設置年月日 昭和44年7月1日

設置目的 団体宿泊研修及びその指導者の研修等を通じて健

全な青少年を育成する

利用対象者 勤労青少年、在学青少年、青少年指導者等

主な施設研修室、宿泊室、食堂、浴室、事務室、体育館

土日の対応 開館

条例・規則 山口県青年の家条例、山口県青年の家規則

b 指定管理者の概要

・ 指定管理者 特定非営利活動法人青少年の健全育成

を支援する会(以下「NPO法人青少年

の健全育成を支援する会」という。)

・ 主たる事務所の所在地 柳井市柳井 4171 番地 9

• 法人設立登記年月日 平成17年6月15日

・ 業務内容 社会教育の推進を図る活動 子どもの健全育成を図る活動

c 指定管理者の管理業務及び準拠すべき法令等

(a) 管理業務の内容

大島青年の家の箇所に記載したものと同様である。

(b) 準拠すべき法令等の主なもの

全般 山口県青年の家条例等

会計処理 特定非営利活動促進法

財産管理特定非営利活動促進法、山口県公有財産規則、

山口県物品規則に準ずる

契約関係 可能な限り山口県会計規則に準ずる

個人情報保護 山口県光青年の家個人情報保護規程

その他特定非営利活動促進法等

(イ) 指定管理者制度の管理事務

- a 指定管理者の指定手続の検証
- (a) 設置条例の制定・改正

大島青年の家の箇所に記載したものと同様である。

(b) 募集

平成17年9月13日~10月13日 応募書類の受付(応募者2法人) その他募集手続は、大島青年の家の箇所で記載したものと同様で ある。

(c) 審査・選定

平成 17 年 11 月 14 日 選定委員会の審査結果を踏まえ、県はN P O 法人青少年の健全育成を支援する会 が指定管理者候補者として選定されたこ とをホームページで公表している。

その他の審査・選定スケジュール等は大島青年の家の箇所で記載したものと同様である。

(d) 指定管理者の指定

平成17年12月16日 下記のとおり議会で議決された。

公の施設の名称

山口県光青年の家

指定管理者 指定の期間 NPO法人青少年の健全育成を支援する会

平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31

日までの間

指定管理料の債務負担行為限度額 243,335 千円

(e) 協定·締結

平成 18 年 3 月 22 日 包括協定書締結

指定期間5年間の指定管理料の総額は、指定管理料支払決定書において243,335千円以下とすることが定められている。

平成18年4月1日 年度協定書締結

平成 18 年度の指定管理料 48,667 千円

- b 県の指定管理者に対するモニタリング等の検証
- (a) 所管課の対応
 - 所管課の担当班 大島青年の家の箇所に記載したものと同様である。
 - ・ 事業計画書の受付日 平成18年3月29日
 - ・ 事業報告書の受付日 平成19年5月11日
 - 現地確認 大島青年の家の箇所に記載したものと同様である。
- (b) リスク分担

リスク分担は、指定書附款管理業務実施規程で別表第2に定める とおりとすると規定されている。

そのうち、施設(設備)の損傷は不可抗力によるものや大規模修繕(1件当たりの所要額が100万円以上で、かつ日常的修繕枠の2分の1の額を超えるもの)等は、県が負担することになっている。

下記の大規模修繕工事については、指定管理者が負担している。 生活棟2階和室における空調設備及び電源工事(エアコン8台新 規取得他)4,410千円

ただし、工事完了後、寄付採納により県に帰属させている。

(c) 指定管理料の精算

剰余金の額は 0円 (収入 50,129 千円から経費等 50,129 千円を控除した金額) である。

c 指定管理者制度導入による効果の検証

(a) 委託料・指定管理料・人件費の平成 17 年度と平成 18 年度の比較

(単位:千円、人)

年度	(A)	(B)	(B) - (A)
	平成 17 年度	平成 18 年度	増減
項目			(△は減少)
委託料・指定管理料	66, 951	(利)516	\triangle 17, 768
安癿付、相比自连付	00, 931	48,667	△ 17,708
職員の状況			
職員総数	9	9	0
常勤(県職員)数	5	0	△ 5
常勤(団体職員)数	1	7	6
非常勤・臨時職員数	3	2	△ 1
人件費(法定福利費を含む)	54,602	31,065	△ 23,537

指定管理料の削減は、人件費の削減にある。その削減効果の主な理由は大島青年の家と同様であるが、これまでの5人の県職員が0人となり、指定管理者の職員に代わり、賃金水準に差があることにより生じている。

(b) 利用実績の状況

項目		利用率(%)		ź	利用者数(人)	
	(A)	(B)	(B) - (A)	(A)	(B)	(B) - (A)
年度	平成17年4月	平成18年4月	増減	平成17年4月	平成18年4月	増減
	\sim	\sim	^{増級} (△は低下)	\sim	\sim	- 増級 (△は減少)
事項	平成18年3月	平成19年3月	(公は地下)	平成18年3月	平成19年3月	(公は吸少)
光青年の家	67.2	75. 2	8.0	22,631	20, 235	△2,396

平成18年度の月別利用実績の推移

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月~3月
利用率(%)	100.0	92. 0	100.0	72. 4	92. 3	51. 9	71.4	63.0	72.0	44.0	55. 6	83. 3	75. 2
利用者数(人)	3, 038	2, 822	2, 540	1, 739	1,886	610	1, 432	653	1, 277	787	1, 398	2,053	20, 235

※利用率は開館日における利用日の割合。(青少年教育施設は稼働率)

利用率は上昇しているが利用者数が減少している傾向は、大島青年の家と同様である。これは、少子化の影響により宿泊学習での利用団体の規模が小さくなっていることが要因である。

9月以降の減少幅が小さいのは、高校、中学校等のクラブ活動での利用やスポーツ少年団等の利用を積極的に受け入れたことによる効果が現れている。

- d 指定管理者制度の管理事務に係る指摘事項及び意見
- (a) 意見
 - ・ 指定管理者の定款の目的及び事業には、指定書附款管理業務実施規程第7条の別記1の施設の維持管理に関する業務が記載されていない。

本件に係る意見は、65頁に記載している。

- 指定書附款管理業務実施規程と包括協定書の規定の仕方についての意見は、大島青年の家の箇所に記載したものと同様である。
- ・ 平成 18 年度終了後、施設に出向いてモニタリングのための現 地確認を行っていない。本件に係る意見は、68 頁に記載してい る。
- リスク分担の箇所 180 頁に記載しているとおり、年度末近くに 大規模修繕工事が発生している。

本件に係る意見は、66頁に記載している。

・ 青年の家の青少年以外の利用状況について 団体の種類別利用実績は次のとおりである。

				・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	// // • •		* · · / · · ·								
		保育園·	幼稚園	小学	学校	中	学校	少年	団体	高等	学校	大学・専	修学校	青年	団体
H17年度	団体数	11	4. 2%	36	13.8%	39	15.0%	64	24.6%	36	13.8%	10	3.8%	0	0%
	実人数	644	5. 4%	2, 124	18.0%	1, 566	13. 2%	2, 887	24.4%	2, 299	19.5%	382	3. 2%	0	0%
	延人数	670	3.0%	4, 136	18.3%	3, 956	17.5%	5, 894	26.0%	4, 128	18.2%	904	4.0%	0	0%
		婦人	団体	企業	研修	成人打	計算者	主催	事業	その	の他	合計			
	団体数	0	0%	6	2. 3%	18	6.9%	30	11.5%	10	3.8%	260			
	実人数	0	0%	130	1. 1%	408	3.5%	891	7.5%	488	4. 1%	11,819			
	延人数	0	0%	484	2. 1%	518	2.3%	1, 247	5. 5%	694	3. 1%	22, 631			
		保育園·	幼稚園	小色	学校	中	学校	少年	団体	高等	学校	大学•専	修学校	青年	団体
H18年度	団体数	6	2.3%	34	12.8%	41	15.4%	53	19.9%	45	16.9%	11	4. 1%	0	0%
	実人数	274	2.6%	1,924	18.3%	1,831	17.4%	2, 299	21.9%	2, 287	21.7%	278	2.6%	0	0%
	延人数	323	1.6%	3, 629	17.9%	4, 619	22.8%	3, 825	18.9%	4, 407	21.8%	745	3. 7%	0	0%
		婦人	団体	企業	研修	成人打	計算者	主催	事業	その	の他	合計			
	団体数	0	0%	4	1.5%	15	5.6%	49	18.4%	8	3.0%	266			
	実人数	0	0%	94	0.9%	362	3.4%	930	8.8%	240	2. 3%	10, 519			
	延人数	0	0%	457	2. 3%	587	2.9%	1, 234	6. 1%	409	2.0%	20, 235			

青年の家は健全な青少年を育成するために設置されているということについての意見は、大島青年の家の箇所に記載したものと同様であるが、特に、光青年の家では平成 18 年度事業報告書に一般の利用も積極的に働きかけるという方針が示されており、県と指定管理者は、設置目的との関連でどのように整理するか協議し、検討をする必要がある。なお、光青年の家の平成 18 年度の満 25 歳を超える利用者は、全利用者の 13.3% (2,687人) である。

・ 施設利用者数、利用率向上の取り組みについて

平成 15 年度の外部監査で利用率アップの対策と効果の分析が必要であるとの指摘がある。これに対して、県は平成 18 年度の指定管理者制度導入と併せて、閑散期対策、利用率アップの検討を行うこととするとしている。

その結果、9月以降の閑散期対策に配慮がみられる。また宿泊室等に空調設備の整備を行う等の施設の充実を図り、サービス向上に取り組む姿勢がみられ、外部監査の指摘に対し、適切に措置されており、県の指定管理者への指導は生かされている。ただし、利用率は向上しているものの、利用者数は少子化に伴う利用団体の規模の縮小により利用者数が減少しているため、指定管理者は、利用実態に対応した自主事業の実施や積極的な広報活動をより進め、利用促進を図る必要がある。

(ウ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務の執行に係る指摘事項及び 意見

(出納事務等の総括)

指定管理料等の収入、施設等、現預金、契約、人件費その他経費、 情報セキュリティ関係等の出納その他の事務について監査を行った結 果、下記の指摘事項及び意見を除き、特記すべき事項はなかった。

a 指摘事項

(a) 収入関係

領収書発行控の管理状況について

指定書附款管理業務実施規程第32条に、利用料金等を現金により収納したときは、使用者に対し領収書を交付することが定められている。この規程に従って領収書を交付しているが、その控が残っていないものがみられ、領収書が利用料金等の収入に対して漏れなく発行されたのかどうか十分検証できなかった。

検証の状況は、施設使用料の領収書3冊を調べた結果、一冊50枚の綴りにおいて150枚あるべきであるが114枚しか控がなく、36枚紛失していた。その原因は書き損じが多いということであったが、書き損じは、そのまま領収書発行控に添付し、領収書の使用状況の明瞭性を高める必要がある。

(b) 施設等関係

・ 備品の現物確認について

平成 19 年度に入って貸付物品一覧表に基づき調査した結果によれば、物置台 3 台、飾り棚 1 台、小型金庫 1 台等が不明となっている。

県貸与備品の廃棄手続について

扇風機 1 台、ファックス、ガス回転釜等については廃棄処分を行っているが、廃棄等の処分について、山口県物品規則第 48 条の定め

に従っていない。

・ 備品の購入手続について

指定管理者が購入する1件5万円以上の備品については、複数の 業者から見積書を入手し、比較検討を行うことと規定されているが 遵守されていない。

(c) その他支出

平成19年3月末購入のビデオプロジェクター199,500円は、請求書の日付及び検収書がなかった。

b 意見

(a) 収入関係

- ・ 領収書の管理状況に対する意見は、77 頁に記載しているものと同様である。
- ・ 自主事業において、参加人数等の関係で不足が出た事業は指定管理業務に係る収支から補填し、余剰金があったときは、指定管理業務に係る収支へ自主事業収入として繰り入れる処理を行っている。

しかし、包括協定書及び指定書附款管理業務実施規程には、自主事業の取扱いが明確にされていない。また、自主事業の不足分に指定管理料を充当してもよいという規定もない。次回の指定時には、包括協定書等において自主事業の位置付け及び指定管理料の使用について明確にする必要がある。

(b) 施設等関係

- ・ 貸与備品について、指定管理業務開始日前の県と指定管理者の双 方の立会いによる現物確認を行っていない。本件に対する意見は77 頁に記載しているものと同様である。
- 次のとおり耐用年数が5年を超える備品を調達している。 ワイヤレスメガホン(1セット) 76千円 耐用年数6年 いのしし害防止柵(1セット) 61千円 耐用年数8年 演台(1台) 52千円 耐用年数8年 本件に係る意見は、72頁に記載している。

(c) 契約関係

警備業務及び害虫等防除業務、自家用電気工作物保安業務等の外部委託については、引き続き従来からの業者と随意契約を行っている。

経済性を考慮した契約を行うために、年度ごとに複数の業者から見 積書を入手することや、複数年の契約によることの検討を行うべきで ある。

(d) その他支出

修繕工事は、施設の利用者の安全・快適な利用を確保するために必要であり、職員手当等の必要額に多額の余剰が生じたので修繕工事を行ったという事務の執行には疑問がある。日常から修繕箇所の調査をし、県とのリスク分担を整理の上、修繕計画を立案し、効果的、効率的に経費の支出に努める必要がある。

ツ 山口県油谷青年の家(以下「油谷青年の家」という。)

(所管課:社会教育・文化財課)

(ア) 概要

a 施設の概要

施 設 名 山口県油谷青年の家

所 在 地 長門市油谷伊上

設置年月日 昭和 46 年 7 月 1 日

設置目的 団体宿泊研修及びその指導者の研修等を通じて健

全な青少年を育成する

利用対象者 勤労青少年、在学青少年、青少年指導者等

主な施設研修室、宿泊室、講堂、食堂、浴室、事務室、体育館

土日の対応 開館

条例・規則 山口県青年の家条例、山口県青年の家規則

b 指定管理者の概要

指定管理者 財団法人山口県ひとづくり財団 概要についてはセミナーパークの箇所に記載したものと同様である。

- c 指定管理者の管理業務及び準拠すべき法令等
- (a) 管理業務の内容

大島青年の家の箇所に記載したものと同様である。

(b) 準拠すべき法令等の主なもの

全般 山口県青年の家条例等

会計処理 財団法人山口県ひとづくり財団財務規程 財産管理 財団法人山口県ひとづくり財団財務規程 契約関係 財団法人山口県ひとづくり財団財務規程

個人情報保護財団法人山口県ひとづくり財団個人情報保護規

程

その他財団法人山口県ひとづくり財団財務規程

- (イ) 指定管理者制度の管理事務
 - a 指定管理者の指定手続の検証
 - (a) 設置条例の制定・改正

大島青年の家の箇所に記載したものと同様である。

(b) 募集

平成17年9月13日~10月13日 応募書類の受付(応募者1法人) その他募集手続は、大島青年の家、光青年の家と同様である。

(c) 審査・選定

平成 17 年 11 月 14 日 選定委員会の審査結果を踏まえ、県は財団法人山口県ひとづくり財団が指定管理者候補者として選定されたことをホームページで公表している。

その他の審査・選定スケジュール等は、大島青年の家の箇所で記

載したものと同様である。なお、ヒアリング及び審査については、平成17年10月27日第4回指定管理者選定委員会で実施している。

(d) 指定管理者の指定

平成17年12月16日 下記のとおり議会で議決された。

公の施設の名称 山口県油谷青年の家

指定管理者 財団法人山口県ひとづくり財団

指定の期間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31

日までの間

指定管理料の債務負担行為限度額 190,925 千円

(e) 協定·締結

平成 18 年 3 月 22 日 包括協定書締結

指定期間5年間の指定管理料の総額は、指定管理料支払決定書において190,925千円以下とすることが定められている。

平成18年4月1日 年度協定書締結

平成 18 年度の指定管理料 38,185 千円

- b 県の指定管理者に対するモニタリング等の検証
- (a) 所管課の対応
 - 所管課の担当班 大島青年の家の箇所に記載したものと同様である。
 - 事業計画書の受付日 平成18年3月29日
 - 事業報告書の受付日 平成19年5月21日
 - 現地確認 大島青年の家の箇所に記載したものと同様である。
- (b) リスク分担

リスク分担は、管理業務実施規程で別表第2に定めるとおりとすると規定されている。

修繕費は、リスク分担に従って執行されている。

- (c) 指定管理料の精算
 - 剰余金の額は4,781千円(収入38,825千円から経費等34,044 千円を控除した金額)である。
 - ・ この剰余金には注1の算式による過大利益及び注2の算式による経営努力により生じた利益としない利益が4,746千円発生している。
 - 注1 過大利益は、指定書附款管理業務実施規程第30条に基づいて計算し、 剰余金のうち利用料金収入の20%を超えるものとされている。

利用料金収入の 20%相当額 169 千円 $\times 20\% = 34$ 千円 過大利益 169 千円-34 千円=135 千円

注2 経営努力により生じた利益としない利益は、指定管理料から管理運 営費を控除した金額とされている。

指定管理料 38,185 千円 - 管理運営費※33,574 千円 = 4,611 千円 ※管理運営費は収支計算書の管理経費から実費相当額の収入を控除 した金額である。 県への還元については平成 19 年度に入り県と指定管理者が協議の結果、県へ 4,500 千円納付し、281 千円について内部留保している。

- c 指定管理者制度導入による効果の検証
- (a) 委託料・指定管理料・人件費の平成 17 年度と平成 18 年度の比較 (単位:千円、人)

		· · · —	. 1111 / / / /
年度	(A)	(B)	(B) - (A)
	平成17年度	平成 18 年度	増減
項目			(△は減少)
委託料•指定管理料	51, 397	(利)169	△13, 043
安癿村、相定自连村	31, 397	38, 185	\triangle 13, 043
職員の状況			
職員総数	(うち10月~3月 6人)		
4取 貝 杺 奴	9	9	0
常勤(県職員)数		(駐在員)	
市 勤 (宗 職 貝 / 数	3	1	$\triangle 2$
常勤(団体職員)数	1	3	2
非常勤·臨時職員数	(うち10月~3月 2人)		
(平成18年度は常勤の臨時含む)	5	5	0
人件費(法定福利費を含む)	36,747	22, 538	△14, 209

指定管理料の削減は、大島青年の家、光青年の家と同様の理由である。

(b) 利用実績の状況

(~	/ 11/11/20/194	V 1 D 2				
項目		利用率(%)		7	利用者数(人)	
	(A) 平成17年4月 ~ 平成18年3月	~	増減 (△は低下)	(A) 平成17年4月 ~ 平成18年3月	~	(B)-(A) 増減 (△は減少)
油谷青年の家	45.4	42.7	$\triangle 2.7$	11,544	10, 115	△1,429

平成18年度の月別利用実績の推移

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月~3月
利用率(%)	53. 6	71.4	89.3	50.0	72.4	25. 0	35. 7	3.6	16.0	28.0	7. 7	51.7	42. 7
利用者数(人)	1,823	2, 721	2, 279	694	896	347	132	59	133	369	145	517	10, 115

※利用率は開館日における利用日の割合。(青少年教育施設は稼働率)

利用率、利用者数ともに減少している。特に9月以降の閑散期になると利用率、利用者数の減少が著しいという傾向がある。

d 指定管理者制度の管理事務に係る指摘事項及び意見

(a) 意見

- 指定書附款管理業務実施規程と包括協定書の規定の仕方についての意見は、大島青年の家の箇所に記載したものと同様である。
- ・ 平成 18 年度終了後、施設に出向いてモニタリングのための現地 確認を行っていない。本件に係る意見は、68 頁に記載している。
- 青年の家の青少年以外の利用状況について 団体の種類別利用実績は次のとおりである。

		保育園・	幼稚園	小学	校	中等	対校	少年	団体	高等	学校	大学・専	修学校	青年	団体
H17年度	団体数	0	0%	17	17.5%	23	23. 7%	19	19.6%	14	14.4%	3	3. 1%	0	0%
	実人数	0	0%	548	11.8%	2, 029	43.6%	388	8.3%	1,010	21.7%	95	2.0%	0	0%
	延人数	0	0%	1, 186	10.3%	5, 593	48.4%	796	6.9%	2, 593	22.5%	359	3. 1%	0	0%
		婦人	団体	企業	研修	成人技	計導者	主催	事業	その	の他	合計			
	団体数	0	0%	0	0%	1	1.0%	10	10.3%	10	10.3%	97			
	実人数	0	0%	0	0%	61	1.3%	204	4.4%	318	6.8%	4,653			
	延人数	0	0%	0	0%	122	1. 1%	402	3.5%	493	4.3%	11, 544			
		保育園・	幼稚園	小点	校	中等	対校	少年	団体	高等	学校	大学・専	修学校	青年	団体
H18年度	団体数	0	0%	10	13.5%	29	39.2%	7	9.5%	14	18.9%	3	4. 1%	0	0%
	実人数	0	0%	370	8.8%	2, 151	51.4%	479	11.4%	662	15.8%	171	4. 1%	0	0%
	延人数	0	0%	882	8. 7%	5, 645	55.8%	942	9.3%	1, 395	13.8%	615	6. 1%	0	0%
		婦人	団体	企業	研修	成人打	i 導者	主催	事業	その	の他	合計			
	団体数	1	1.4%	2	2. 7%	1	1.4%	4	5.4%	3	4. 1%	74			
	実人数	14	0.3%	81	1. 9%	10	0.2%	101	2.4%	149	3.6%	4, 188			
	延人数	14	0.1%	192	1. 9%	17	0.2%	202	2.0%	211	2. 1%	10, 115			

青年の家は健全な青少年を育成するために設置されていることについての意見は、大島青年の家、光青年の家の箇所に記載したものと同様である。なお、油谷青年の家の平成18年度の満25歳を超える利用者は、全利用者の6.3%(636人)である。

・ 施設利用者・利用率向上の取り組みについて

この点については、平成15年度の外部監査において利用率アップの具体策も検討されていないため、開所日数を減らすことにより、施設の管理運営費の削減を検討する必要があるとの指摘があり、これに対して、県は、平成18年度の指定管理者制度導入と併せて、関散期対策、利用率アップの検討を行っていくこととすると回答している。その結果は、管理運営費の削減はともかく、指定管理者制度導入に伴う関散期対策、利用率アップの対策は特に示されておらず、利用実績に反映していない。また、指定管理者は「サービスの変更点について従来どおりの運営を行うことを目標としている」とモニタリング報告書に記載しており、県は、外部監査の指摘に対する措置について指定管理者への指導が不十分であると思われる。今後、所管課は指定管理者に対して措置の状況を徹底する必要があり、

指定管理者は、利用促進に向けて次のような活動を進める必要がある。

i 広報活動の充実

平成 18 年度は、市町村合併により学校に対する市町村助成金がなくなったことが影響し、団体利用が減少したことにより受入事業が減少している。平成 17 年度並みに利用者数を戻すため、平成 19 年度は、マスコミ取材の積極的な利用や教育委員会が出している広報紙の活用、下関市及び長門市内の学校への P R に力を注いでいるとのことである。従来通りの広報活動を繰り返すだけでは大きな効果はないと思われ、効果的な広報活動を検討する必要がある。例えば、繁忙期(4 月から 8 月)以外の利用についてであれば、県外利用者にも積極的に広報する等の余地はある。また、受入事業として実施された湾内カヌー研修は7 日しか利用されておらず、非常に少ない。学校への案内にもカヌー研修

ii カヌー研修事業の内容向上

受入事業としてのカヌー研修は、平成17年度から本格的に始めたが、その効果がまだ出ていない。今後のカヌー研修の効果を上げるために利用日だけの記録ではなく、研修状況を具体的に記録することなどの見直しを行い、次回の研修改善につなげていく必要がある。

の記載はされていない。PR不足により周知されていない可能

性があり、今後の広報の仕方を検討する必要がある。

iii 企画事業

県の委託事業である企画事業は指定管理者制度導入以前から 行っていたものであり、県との委託契約は毎年かわし、企画の中 身は指定管理者が決めている。

平成 18 年度の企画事業の実績は 3 回であるが、業務仕様書には 10 回程度となっており、実績が非常に少ない。平成 19 年度は 8 月末現在で企画事業を 3 つ募集したがどれも定員に達していない。努力していることは窺われるが、結果は出ておらず、利用者のニーズに合った企画事業の実施が必要である。

iv 自主事業

指定管理者の裁量で従来から行っているもので、基本的には変わっておらず、1事業のままである。閑散期対策として従来から実施していることは、大学生のクラブ活動の利用や地元少年団の体育館利用である。閑散期対策として新しい試みを検討する必要がある。

カッター研修の管理について

カッターの利用状況を示すものとして漕艇日誌を作成している。漕艇日誌には海洋気象が記載されコース取りの正確性がチェックされている。また、事故状況及び確認の記載もされている。

カッター研修時の監視艇の利用については、波止場付近の湾内 練習の場合には必要ないが、湾外ツーリングのときは必要である との所長方針に従って運用されている。しかし、緊急漕艇も考え られることから、監視艇利用についても運用に関する規程を作成 し、その規程に従ってカッター研修を進める必要がある。

(ウ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務の執行に係る指摘事項及び 意見

(出納事務等の総括)

指定管理料等の収入、施設等、現預金、契約、人件費その他経費、情報セキュリティ関係等の出納その他の事務について監査を行った結果、 下記の指摘事項及び意見を除き、特記すべき事項はなかった。

a 指摘事項

施設等関係

「貸付物品一覧表」と現物との照合の結果、次のとおり不備があった。

- 備品一覧表に記載のないもの(事務室カセットデッキ1台、冷凍庫NS-K221FF
- 貸与備品一覧表に記載はあるが使用不能のもの(オーハ゛ーヘット゛プロシ゛ェクター、テープレコータ゛ー、映写機、デシ゛タルプリンター)
- ・ 貸与備品一覧表に記載はあるが既に除却しているもの(卓球台、 保管庫の一部)
- 貸与備品一覧表に記載はあるが所在不明のもの(プリンタ-PM750 C)
- ・ 貸与備品一覧表記載の「規格等」欄の記載と現物の内容が異なる もの(ガス自動炊飯器)

b 意見

(a) 収入関係

・ 領収書の管理状況について 現金収納に係る領収書の番号欄に番号の記載がなく、連番管理が

されていない。本件に係る意見は、77 頁に記載しているものと同様である。

(b) 施設等関係

貸与備品

県と指定管理者は、貸与備品について指定管理業務開始前に双方が立会し、備品の有無及びその状況の確認を行っていない。この貸与備品の中には、既に除却しているもの及び使用不能と思われるものがあり、県と協議し、除却の手続をとることが必要である。なお、本件に係る意見は、77頁に記載しているものと同様である。

・ 次のとおり耐用年数が5年を超える備品を調達している。

ソファー (8台) 557 千円 耐用年数 8年 ソファー (2台) 110 千円 耐用年数 8年 ナガイス (4台) 221 千円 耐用年数 8年 クボタ物置 (1台) 97 千円 耐用年数 15年 シューズボックス (1台) 43 千円 耐用年数 15年 本件に係る意見は、72頁に記載している。

(c)情報セキュリティ管理

・ パスワードの設定状況

業務にパソコンを使用しているが、起動時も含めパスワードを設定していない。また、個人のパソコン 1 台を業務に使用している。 パソコンの取扱について再確認することが必要である。 テ 山口県国際総合センター(以下「国際総合センター」という。)

(所管課:国際課)

(ア) 概要

a 施設の概要

施 設 名 山口県国際総合センター

所 在 地 下関市豊前田町

設置年月日 平成8年8月1日 (タワーは7月20日)

設置目的 国際交流を促進するとともに、産業及び貿易の振興

を図る。

利用対象者 企業や団体を主体とした県民全般

施設内容 海峡ゆめタワー、展示見本市会場、イベントホール、

国際会議場、海峡ホール、801大会議室、その他会

議室等

土日の対応 開庁

条例・規則 山口県国際総合センター条例、山口県国際総合セン

ター規則

b 指定管理者の概要

指定管理者 財団法人山口県国際総合センター

主たる事務所の所在地 下関市豊前田町3丁目3番1号

• 法人設立登記年月日 平成7年6月1日

・ 業務内容 国際総合センター及び貿易ビルの管理

運営等

基本金
 671,200 千円(県出資額 508,500 千円、

出資比率 75.8%)

- c 指定管理者の管理業務及び準拠すべき法令等
- (a) 管理業務の内容
 - ① 施設の運営に関する業務
 - ・ 施設等の利用の許可に関すること
 - ・ 施設等の利用促進に関すること
 - ・ 施設等の利用に係る料金の収受に関すること
 - その他施設等の運営に関すること
 - ② 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ③ その他センターの管理運営に関する業務のうち、県知事の専権 事務を除く業務
- (b) 準拠すべき法令等の主なもの

管理全般 山口県国際総合センター条例、山口県国際総合セン

ター規則

会計処理 財団法人山口県国際総合センター会計規則他

財産管理 山口県物品規則他

契約関係 財団法人山口県国際総合センター会計規則

その他 上記の会計規則他

(イ) 指定管理者制度の管理事務

- a 指定管理者の指定手続の検証
- (a) 設置条例の制定・改正

平成17年7月12日の山口県国際総合センター条例第9条の改正により、指定管理者による施設の管理が可能になっている。同時に山口県国際総合センター規則を平成17年7月22日に改正している。

(b)募集

平成 17 年 9 月 6 日 第 1 回指定管理者選定委員会 外部委員 5 名(募集要項、審查基準、審查項目の決定)

平成17年9月13日 募集要項の配布(10月14日まで)

平成17年9月21日 公募説明会・現地見学会の開催

平成 17 年 9 月 13 日

~10月14日 応募受付期間(応募者1法人)

(c)審查·選定

平成 17 年10月 31 日 第 2 回指定管理者選定委員会(書類審査及び面接審査、交渉候補者の選定)

平成 17 年11月 14 日 選定委員会の審査結果を踏まえ、県は財団 法人山口県国際総合センターが指定管理 者候補者として選定されたことをホーム

ページで公表している。

(d) 指定管理者の指定

平成17年12月16日 下記のとおり議会で議決された。

公の施設の名称 山口県国際総合センター

指定管理者 財団法人山口県国際総合センター

指定の期間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31

日までの間

指定管理料の債務負担行為限度額 1,196,134 千円

(e) 協定·締結

包括協定書 なし

管理業務実施規程(指定書に添付)

指定期間5年間の指定管理料の総額は、指定書附款管理業務実施規程において1,196,134千円以下とすることが定められている。

平成 18 年 3 月 31 日 年度協定書締結

平成 18 年度の指定管理料 245,419 千円

- b 県の指定管理者に対するモニタリング等の検証
- (a) 所管課の対応
 - 所管課の担当者 貿易班
 - 事業計画書の受付日 平成18年3月23日
 - 事業報告書の受付日 平成19年5月23日

• 現地確認

最低月1回1名で実施。その他、状況に応じて随時実施しているが、実施した状況を文書で残していない。

(b) リスク分担

リスク分担は、指定書附款管理業務実施規程で別表第3に定めるとおりとすると規定されている。

そのうち、施設(設備)の損傷については、不可抗力によるもの及び大規模修繕(1件当たりの所要額が100万円以上で、かつ日常的修繕枠の2分の1の額を超えるもの)又は改修を要するものは県の負担とし、管理の瑕疵から生ずるものや日常的小修繕は指定管理者が負担することになっており、リスク分担に従って執行されている。

(c) 指定管理料の精算

剰余金は 14,150 千円 (収入 446,463 千円から経費等 432,313 千円を控除した金額)である。所管課は不完全履行剰余金は含まれていないと判断しており、次年度に繰越されている。

剰余金の額のうち、過大利益はないものとされている。

- c 指定管理者制度導入による効果の検証
- (a) 委託料・指定管理料・人件費の平成 17 年度と平成 18 年度の比較 (単位:千円、人)

年度	(A)	(B)	(B) - (A)
	平成 17 年度	平成 18 年度	増減
項目			(△は減少)
委託料・指定管理料	252, 314	245, 419	△ 6,895
職員の状況			
職員総数	23	23	0
常勤(県職員)数	3	3	0
常勤(団体職員)数	8	8	0
非常勤・臨時職員数	12	12	0
人件費(法定福利費を含む)	97, 510	97, 518	8

人件費には削減効果は見られないが、管理業務の委託方式及び契約電力量の見直しによる経費の削減が図られており、指定管理料は、平成17年度と比較し6,895千円減少している。

(b) 利用実績の状況

項目		利用率(%)		Ħ	利用者数(人)	
年度	(A) 平成17年4月 ~ 平成18年3月	~	(B)-(A) 増減 (△は低下)	(A) 平成17年4月 ~ 平成18年3月	(B) 平成18年4月 ~ 平成19年3月	(B)-(A) 増減 (△は減少)
展示見本市会場	56.7	49.4	△7.3	90,760	144, 129	53, 369
イベントホール	36.6	38.8	2.2	74, 720	85, 280	10,560
国際会議場	32.7	41.6	8.9	20,475	21,920	1, 445
海峡ホール	58.4	58.9	0.5	25,640	26,730	1,090
801 大会議室	72.9	80.4	7. 5	19,432	23,684	4, 252
802 会議室	76.3	77.7	1.4	4, 226	4, 416	190
803 会議室	73.7	84.1	10.4	5, 409	5, 759	350
804 会議室	71.2	74.3	3. 1	12,863	13,062	199
805 会議室	78.2	81.3	3. 1	10,820	11,355	535
806 会議室	79.6	84.4	4.8	3,701	4, 137	436
ゆめタワー	95.3	100.4	5.1	108,832	109, 274	442

※ ゆめタワーは対前年比率

(コンベンション施設)

コンベンション施設の平均利用率は 67.1% (前年度 63.6%) と前年度より 3.5%上昇し、過去最高の利用率を達成している。 (タワー)

平成 18 年度の利用率は前年度に比較して 5.1%上昇し、人数にして 442 人増加している。これは積極的に広報宣伝活動等を行った結果による面もあるが、国民文化祭や大型イベント、暖冬の影響もある。

d 指定管理者制度の管理事務に係る指摘事項及び意見

(a) 指摘事項

- ・ 県は、募集要項4(6)で指定管理者と「包括協定」を締結することになっているにもかかわらず、「指定書附款管理業務実施規程」をもって包括協定書に代えている。しかし、指定管理は県と指定管理者との契約であり、両者の合意文書である協定書は必要である。
- ・ 消費税及び法人住民税の指定管理業務会計区分への按分が、適 切に行われていない。
- ・ 剰余金が生じた場合は、事業報告書に剰余金が生じた理由を記載することが指定書附款管理業務実施規程第25条第2項で定められているが、記載がない。

(b) 意見

平成18年度終了後、施設に出向いてモニタリングのための現

地確認を行っていない。本件に係る意見は、68頁に記載している。

- ・ 貸館の貸出しを行う施設の指定管理者の指定時期に係る意見は、65 頁に記載している。
- ・ 貸館事業等における指定期間最終年度の前受金の取扱い翌年度以降の会場使用等の予約を受け、会場使用前に代金の入金(前受金)があるが、2年前から予約受付を行っているケースもある。その経営努力が指定管理者が交代することにより無になるということであれば、指定期間最終年度等における管理業務の経営努力が失速する可能性もある。本件に係る意見は、72頁に記載している。
- 指定期間中段階的に指定管理料の削減を見込んでいることについて(管理業務の財源確保の問題)

指定管理料は、主に利用料収入が増加する見込みの設定により、 指定期間の終了に向けて徐々に減少する予算を設定している。そ の概要は次のとおりである。

(単位:千円)

年度項目	指定管理料	利用料金収入	その他	合計
平成 18 年度	245,419	162, 233	27, 758	435, 410
平成 19 年度	239,041	168, 434	27,729	435, 204
平成 20 年度	238,082	175, 190	27,699	440,971
平成 21 年度	237, 206	181,950	27,658	446,814
平成 22 年度	236, 386	188, 709	27,638	452,733

この収入合計により管理経費の支出額が賄われる計画になっている。

指定管理者は、収入を増やすことにより指定管理料が削減される提案を行っており、利用料金収入の増加を図って、収入見込額の達成に向けて事業を進める責任がある。

本件に係る意見は、69頁に記載している。

(ウ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務の執行に係る指摘事項及び 意見

(出納事務等の総括)

指定管理料等の収入、施設等、現預金、契約、人件費その他経費、 情報セキュリティ関係等の出納その他の事務について監査を行った結 果、下記の指摘事項及び意見を除き、特記すべき事項はなかった。

a 指摘事項

(a) 施設等関係

「貸与備品一覧」に記載されている自動対外式除細動器一式が、「貸付物品返還通知書」に記載されていない。

・ 駐車場の照明設備 525 千円の引渡し履行日が平成 19 年 4 月 2 日であるにもかかわらず、平成 18 年度の指定管理業務の収支に計上されている。

(b) その他支出

- 租税公課について
 - i 平成 18 年度の消費税について、指定管理に係る特別会計 6,727 千円と一般会計 3,441 千円に按分している。按分方法は、課税売上 割合に基づいているが、消費税の税額計算からすれば、課税売上高 ではなく、仕入税額控除後の金額に基づくものと考えられ、按分方 法が適切ではない。
 - ii 法人住民税については、按分計算を行っておらず、指定管理に 係る特別会計には負担させていない。
- ・ 年度末の経費の未払計上分について、請求書に日付のないものが7 件ある。

b 意見

(a) 収入関係

- ・ 実習料収入の一般会計と指定管理業務の会計の帰属区分について 実習料収入84千円が一般会計に計上されている。実習業務は、一 般事務及びコンベンション施設の窓口補助業務等であるが、費用と の対応関係から、一般会計だけに計上することが適切かどうか検討 する必要がある。
- ・ 適切な現金残高の設定

現金残高が多額にある。業種柄、また、タイミング的に現金残高が多かったという事情もあるが、多額な現金の保管は安全管理上リスクを伴うものであるため、保有する現金の適正水準を検討し、可能な限り残高を少なくする必要がある。

釣銭用現金の実査、上司の確認

現金が3ヶ所程度に分散して保管されている。そのうち、タワー 事務室では、現金実査しているとのことであるが、上司の確認印な ども残っていない状況であった。日々、実査し、上司は確認した証 跡を残すようにすべきである。また、抜き打ち的に上司が実査する こともルール化すべきである。

タワーチケット在庫の確認

現金と同じく重要な現物としてタワーチケットがある。タワーチケットは金券であり、現金と同様に在庫管理を厳重にする必要があるが、そのうち、総務部保有のチケットの在庫確認については、上司の確認した記録がなかった。実態は適切に在庫管理しているとのことであるが、上司が確認していることの証跡を残すべきである。

未使用領収書の管理

財団会計規則第27条第4項には、未使用の領収書用紙は経理事務担当者が厳重に保管する旨を定めている。

現状では、未使用の領収書管理までは行われていない。本件の領収書の管理状況に関する意見は、77 頁に記載しているものと同様である。

(b) 施設等関係

一般から寄付されている備品があるが、県に帰属するのか指定管理者に帰属するのかの明確な取決めがないまま、指定管理者が受け入れている。

寄付者の意見の確認方法又は寄付に関する受入れ先が県であるか 指定管理者であるかの取決めを行うことが必要である。

• 貸与備品

指定管理者制度導入に当たり、貸与備品について、県との立会確認が実施されていない。本件に係る意見は、77 頁に記載しているものと同様である。

・ 耐用年数が指定期間の 5 年を超える調達備品は次のとおりである。 駐車場用ガードマンボックス 514 千円 耐用年数 7 年 駐車場照明設備 525 千円 耐用年数 8 年 本件に係る意見は、72 頁に記載している。

(c) 人件費関係

人件費の会計区分の負担

人件費については、個人毎に会計区分を決めている。現状では、指定管理特別会計に帰属する職員が国際総合センター全体の維持管理も行っており、人件費を指定管理業務以外の賃貸事業にも相応に負担させる必要があると考える。

(d)情報セキュリティ管理

データの漏出リスクについて

パスワードの設定は予約管理システム導入時(5年前)から一度も変更されていない。パスワードの変更を検討すべきである。

また、サーバーは、専用のルームではなく、事務室の一角に置いてある。

現状では、内部者による個人情報の持ち出しはリスクとして想定されていないが、基本協定書との関連で現状のセキュリティ水準が妥当かどうか検討が必要である。

ト 21世紀の森施設

(所管課:森林企画課)

(ア) 概要

a 施設の概要

所 在 地 山口市宮野上

設置年月日 昭和 58 年 4 月 15 日

設置目的 21世紀の森における自然の観察、歴史の探訪及び

野外活動を通じて、次代を担う青少年の健全な育成を図り、併せて県民の保健及び休養に資する。

利用対象者 県民特に青少年

施 設 内 容 森林学習展示館、キャンプ場、木工芸実習棟、トリ

ムコース等

土日の対応 開館

条例・規則 山口県二十一世紀の森施設条例、山口県二十一世紀

の森施設規則

b 指定管理者の概要

指定管理者 有限責任中間法人やまぐち里山文化研究所

• 所在地 山口市宮野上金山 139 番地 6

• 設立年月日 平成 17 年 10 月 7 日

・ 業務内容 公益性の高い農林系施設その他施設の管理・運営又 は活動に対する助言及び指導、事務の委託、情報の

公開と発信の受託に関する業務等

• 資本金 3,000 千円

c 指定管理者の管理業務及び準拠すべき法令等

(a) 管理業務の内容

- 21世紀の森に係る遺跡並びに森林及び林業に関する資料の 収集及び展示並びに研修に関すること。
- ・ 青少年に対する自然の観察及び野外活動の指導に関すること。
- ・ 青少年の健全な育成並びに県民の保健及び休養のために必要な業務に関すること。
- ・ 施設の開館、開場、閉館、閉場に関すること。
- ・ 施設及び設備の維持管理に関すること。

(b) 準拠すべき法令等の主なもの

運営全般 山口県二十一世紀の森施設条例

山口県二十一世紀の森施設規則

山口県二十一世紀の森管理業務実施規程

会計処理 山口県二十一世紀の森管理業務実施規程

会社法を準用

契約 山口県二十一世紀の森管理業務実施規程

個人情報保護 山口県二十一世紀の森管理業務実施規程

財産管理その他 山口県二十一世紀の森管理業務実施規程

(イ) 指定管理者制度の管理事務

- a 指定管理者の指定手続の検証
- (a) 設置条例の制定・改正

平成17年7月12日の山口県二十一世紀の森施設条例第10条の改正により、指定管理者による施設の管理が可能になっている。同時に山口県二十一世紀の森施設規則を平成17年7月22日に改正している。

(b)募集

平成17年9月2日 第1回指定管理者選定委員会(公募要領等の策定)

平成17年9月13日 公募に係る広告(県報、ホームページ)

平成 17 年 9 月 13 日

~9月20日 公募要領の配布

平成17年9月21日 公募説明会の開催(現地見学)

平成17年10月14日 公募締切り(応募者1法人)

(c)審査・選定

平成17年10月21日 第2回指定管理者選定委員会(プレゼンテーション及び審査)

平成17年11月4日 指定管理者へ選定委員会の審査結果の通知

(d) 指定管理者の指定

平成17年12月16日 下記のとおり議会で議決された。

公の施設の名称 二十一世紀の森・森林学習展示館

夏木原キャンプ場

指定管理者 有限責任中間法人やまぐち里山文化研究所

指定の期間 平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31

日までの間

指定管理料の債務負担行為限度額 99,500 千円

(e) 協定・締結

平成 18 年 3 月 30 日 包括協定書締結

指定期間5年間の指定管理料の総額は、指定書附款管理業務実施規程において99,500千円以下とすることが定められている。

平成 18 年 4 月 1 日 年度協定書締結

平成 18 年度の指定管理料 21,000 千円

- b 県の指定管理者に対するモニタリング等の検証
- (a) 所管課の対応
 - 所管課の担当班 林業振興班
 - 事業計画書の受付日 平成18年3月29日
 - 事業報告書の受付日 平成19年5月23日

• 現地確認

所管課が事業報告書提出前に2回(各回2人ずつ)現地確認を 実施している。

(b) リスク分担

リスク分担は、管理業務実施規程で別表第2に定めるとおりとすると規定されている。

修繕費は、リスク分担に従って執行されている。

(c)指定管理料の精算

剰余金△647 千円 (収入 22,448 千円から経費等 23,095 千円を控除した金額) が発生している。

- c 指定管理者制度導入による効果の検証
- (a) 委託料・指定管理料・人件費の平成 17 年度と平成 18 年度の比較 (単位:千円、人)

年度	(A)	(B)	(B) - (A)
	平成 17 年度	平成 18 年度	増減
項目			(△は減少)
委託料・指定管理料	22, 196	(利)547	△ 649
安记符:祖廷自廷将	22, 190	21,000	△ 049
職員の状況			
職員総数	5	6	1
常勤(県職員)数	0	0	0
常勤(団体職員)数	5	3	\triangle 2
非常勤・臨時職員数	0	3	3
人件費(法定福利費を含む)	11,865	7, 475	△ 4,390

指定管理料の協定の段階では削減見込みは少額である。

人件費が 4,390 千円減少している。平成 18 年度の収支予算書では、人件費は 12,000 千円計上されているが、給与水準の低い嘱託職員の採用等により人件費に大幅な余剰が出ている。この人件費の減少分を活用して、利用者の利便性をより高めるために積極的に I T投資を行っている。

(b) 利用実績の状況

項目	利用率(%)			利用者数(人)		
	(A)	(B)	(B) - (A)	(A)	(B)	(B) - (A)
年度	平成17年4月	平成18年4月	増減	平成17年4月	平成18年4月	増減
	\sim	\sim	(△は低下)	~	~	(△は減少)
事項	平成18年3月	平成19年3月		平成18年3月	平成19年3月	(41)9(9)
学習展示館	84.9	73.5	△11.4	11,090	8,414	$\triangle 2,676$
研修室	1.0	16.0	15.0	95	115	20
キャンプ場	31.4	32.3	0.9	3, 817	1,820	\triangle 1,997

学習展示館は、利用時期に応じて玄関を開放し自由に出入りできるようにしており、来館者名簿も記入は任意となっている。このため、利用者数は正確に把握ができない状況である。

キャンプ場の利用者数が減少しているのは、夏季の台風等天候の 影響で大幅なキャンセルが発生したことによる。

d 指定管理者制度の管理事務に係る指摘事項及び意見

(a) 意見

・ 指定書附款管理業務実施規程では、管理業務に必要な事項が詳細に定められているが、包括協定書ではその一部しか記載されていない。

本件に係る意見は、66頁に記載している。

・ 保険の未加入期間及び一部の施設の未加入について

県と指定管理者との間のリスク分担表によれば、施設の設備に関する火災共済保険は県が、施設の管理に関する施設賠償責任保険及び管理運営業務に関する利用者に係る保険等は、指定管理者がリスクを分担することになっており、リスク分担には問題はない。

指定管理者は、リスク分担に基づき社会体育施設保険制度に加入している。保管されている加入依頼書の控によれば、当初加入したものは、期間が平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 6 月 1 日まで、次に加入したものは、期間が平成 18 年 7 月 12 日から平成 19 年 6 月 1 日までとなっており、6 月 2 日から 7 月 11 日まで保険の未加入期間が発生している。また、保険の適用される施設について確認したところ、ごく一部であるが未加入の施設部分があるとの説明があった。

指定期間中段階的に指定管理料の削減を見込んでいることについて(管理業務の財源確保の問題)

5年間の指定管理料の内訳は、平成18,19年度は21,000千円、平成20年度は20,100千円、平成21年度は19,200千円、平成22年度は18,200千円である。管理費として、毎年22,000千円程度を固定費として見込んでおり、指定管理料と支出の差額は、自主事業収入と利用料金収入で賄うものとする収支を見込んでいる。(指定期間の最終年度では、指定管理料は1年目に比較して約3,000千円減少しており、この減少分は自主事業等の収入増加によることになる。)

この収支計画に対して、指定管理者の選定に係る報告書は、利用料金や自主事業による収入の増加により指定管理料の削減を図るという提案は大変好ましいという評価はしているものの、期待通りの収入増加の実現性に対し不安も示している。

指定管理者は、森林環境教育のための自主事業に関する提案を 行っており、施設の利用料金収入の増加と併せて、収入見込額の 達成に向けて事業を進める責任がある。本件に係る意見は、69 頁に記載している。

- 自主事業について
 - i 自主事業の一つとして、事務代行に係る収入がある。相手先はNPOの2法人であり、指定管理者の役員が兼務している。 この事務代行については、契約書を作成していないが、契約書等の整備が必要である。
 - ii 指定管理者は、施設を活用した森林環境教育のため、自主事業を平成20年度以降、積極的に展開する事業計画を設定している。自主事業が指定管理業務の範囲内のものであるかどうか、事業計画書で確認する必要がある。
- ・ 中間法人法廃止に係る有限責任中間法人の法律上の扱いについては、大島青年の家の箇所に記載しているものと同様である。
- (ウ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務の執行に係る指摘事項及び 意見

(出納事務等の総括)

指定管理料等の収入、施設等、現預金、契約、人件費その他経費、 情報セキュリティ関係等の出納その他の事務について監査を行った結 果、下記の指摘事項及び意見を除き、特記すべき事項はなかった。

a 指摘事項

- (a) 収入関係
 - ・ 領収書管理 利用者に交付していない領収書があった。
- (b) 施設等関係
 - 森林学習展示館の展示施設の現物確認について

森林学習展示館内の展示施設について現物確認を行ったところ、 下記施設の他に同様な施設が多数あり、員数の7について明確に限 定できなかった。早急に調査を行い、物品標示票を貼付するなどの 措置が必要である。

品名	グラフィック
規格等	動植物紹介用
員数	7

・ 備品の現物確認の結果について

県貸与備品には、殆ど物品標示票が貼付されていない。早急に、 県が作成している備品管理簿に基づき、同一の管理番号が記入され た物品標示票を貼付し、指定管理者が購入又は調達した備品との区 別を明らかにすべきである。

(c) 人件費関係

人件費の内訳に雑給の支出がある。雑給には、他の法人に依頼した 草刈等の作業に対する支出が含まれている。請求書及び領収書の発行 者は法人名となっていることから、人件費ではなく維持管理経費であ る。

b 意見

(a) 収入関係

- ・ 領収書については、指摘にあるような問題があり、領収書の管理 状況を改善する必要がある。本件に係る意見は、77 頁に記載してい るものと同様である。
- ・ 自動販売機の手数料収入があり、手数料率は 20%であるが、見積 り合わせなどにより手数料の率について競争性を高める必要がある。

(b) 施設等関係

備品の廃棄等処分に関する手続について

県の貸与備品の廃棄等の処分は、山口県会計規則に基づくことが「管理業務の基準」に規定されているが、調達備品の廃棄等の処分については、規程等の定めがない。責任者の承認を得て処分すること等を含めた適正な手続を定めておく必要がある。

(c) 現金管理

現状では、担当者により現金実査が行われているとのことであるが、 その証拠や承認印などが残っていないために実際に現金実査が行われ たかどうかが定かでない。日々、金種表を作成し、上司が確認し、押 印しておくことが必要である。

(d) 人件費関係

インターン制度について

指定管理者は、人材育成の一環としてインターン制度を設けている。 この制度は、有償でボランティアを受け入れ、21世紀の森におい て、子供達の宿泊体験の指導を体験させるものである。受入時に基本 的な報酬金額を定め、最終的には評価会議で仕事への貢献度等を評価 し、報酬金額を確定する。

このインターン制度の基本方針、報酬の考え方等について定めたものはない。また、仕事の記録簿や評価会議の議事録の作成も行われていない。報酬については、指定管理業務の中で給与手当として支出が行われていることから、これらの整備が必要と考える。

(e) その他支出

- ・ 指定管理者の事業年度は5月1日から4月30日となっており、指 定管理期間と1か月の相違がある。このため、税金(平成18年度は、 課税所得がないため実質的には住民税の均等割りのみ)の会計処理が 困難となっている。会計上の取扱いについて、県との打合せが必要で ある。
- ・ 電気代の省力化を図るため、他の月との比較や昨年度との比較・検

証等を行い、その増減理由を把握しておくことが必要である。

(f) その他

指定管理の事業年度と法人の事業年度に 1 か月の相違があるので、大島青年の家の箇所 178 頁に記載したものと同様の理由で、事務の効率化を図ること、また、(e) 記載の税金の会計処理を簡単にすることのために、可能であれば、法人の事業年度を指定管理期間に合わせて変更することの検討も考えられる。